

平成 31 年 3 月 26 日
山口県報号外第 5 号
監査公表第 4 号別冊

平成 30 年度 包括外部監査の結果報告書

子ども・子育て支援に関する施策に係る
財務事務の執行について

平成 31 年 3 月
山口県包括外部監査人
古 林 照 己

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件(テーマ)	1
3	外部監査対象期間	1
4	外部監査対象機関	1
5	特定の事件(テーマ)を選定した理由	1
6	外部監査の方法	2
7	外部監査の実施期間	2
8	外部監査人及び補助者	2
9	利害関係	2
第2	外部監査対象の概要	3
1	やまぐち子ども・子育て応援プラン	3
2	健康福祉部の概要	6
3	その他監査対象機関の概要	9
4	監査対象事業	10
第3	外部監査の結果及び意見(概要)	14
1	指摘事項及び意見の各事業別件数	14
2	監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見	16
3	指摘事項及び意見の一覧(要約)	22
第4	外部監査の結果及び意見(各事業別)	32
	<u>健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課</u>	32
1	みんなで子育て応援推進事業	32
2	やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業	38
3	ぶち幸せおいでませ!結婚応援事業	41
4	みんなで多子世帯応援事業	46
5	子育て支援・少子化対策推進事業	48
6	未来のパパ・ママ!子育て体験交流事業	51
7	やまぐち結婚応援パスポート事業	54
8	母子保健対策推進事業	57
9	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(新生児スクリーニング検査)	62
10	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(不妊に悩む方への特定治療等支援)	

事業)	65
11 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(妊娠・出産包括支援推進事業)	69
12 多子世帯応援保育料等軽減事業	73
13 未熟児養育医療事業	75
14 子育て支援特別対策事業	78
15 保育・幼児教育総合推進事業	82
16 地域子ども・子育て支援事業	85
17 保育所障害児受入促進事業	88
18 子ども・子育て支援人材育成事業	89
19 民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業	93
20 子育て支援環境づくり推進事業	95
21 保育士確保総合対策事業	99
22 シニアも応援!子育てサポーター事業	109
23 保育所児童の健康支援体制強化事業	111
24 安心こども基金積立金	113
健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課	116
1 児童相談所運営費	116
2 児童保護費(児童家庭支援センター補助)	121
3 児童委員活動費	125
4 主任児童委員研修事業	127
5 児童手当等交付金	129
6 ひとり親家庭等就業支援強化事業	131
7 児童扶養手当支給事業費	138
8 母子父子寡婦福祉資金貸付金	141
9 ひとり親家庭自立支援給付金事業	148
10 ひとり親家庭生活向上事業	151
11 ひとり親家庭等日常生活支援事業	156
12 地域子どもの未来応援事業	160
13 子どもの虐待対策・家庭的養護推進事業	163
14 児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金)	172
15 児童福祉振興費	176
16 児童処遇改善費	179
17 青少年育成県民運動事業	182
健康福祉部 厚政課	185
1 乳幼児医療対策費	185
2 ひとり親医療対策費	186
3 福祉総合相談支援センター整備事業	189

健康福祉部 医療政策課	193
1 周産期医療システム強化事業	193
2 地域周産期医療センター運営事業	197
3 周産期医療助産師活用推進事業	200
4 小児医療対策事業	204
5 医療勤務環境改善支援事業（うち病院職員子育てサポート事業）	209
6 病院内保育所共同利用促進事業	212
健康福祉部 医務保険課	215
1 県立病院機構運営費負担金（うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」）	215
健康福祉部 障害者支援課	219
1 在宅障害児療育支援推進事業	219
2 発達障害児地域支援体制強化事業	223
3 児童保護費	227
環境政策部 男女共同参画課	230
1 男女共同参画推進事業	230
2 輝く女性応援事業	233
商工労働部 経営金融課	239
1 女性創業サポート事業	239
商工労働部 労働政策課	243
1 子育て女性等の活躍応援事業	243
土木建築部 住宅課	247
1 三世代同居・近居推進事業	247
教育庁 義務教育課	252
1 多子世帯応援保育料等軽減事業（幼稚園分）	252

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

3 外部監査対象期間

原則として平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 外部監査対象機関

部	局・課	
健康福祉部	こども・子育て応援局	こども政策課、こども家庭課
		厚政課、医療政策課、医務保険課、障害者支援課
環境生活部	男女共同参画課	
商工労働部	経営金融課、労働政策課	
土木建築部	住宅課	
教育庁	義務教育課	

5 特定の事件（テーマ）を選定した理由

全国的に少子化が進む中、山口県においても平成28年の出生数が統計を取り始めて以来初めて1万人を下回り、平成29年の出生数も前年比で減少し2年連続で1万人を下回っている。

人口減少を大きな課題としている山口県にとって少子化は人口減少の大きな要因のひとつであり少子化対策は重要な施策と考えられる。

山口県では、平成27年3月に平成27年度から平成31年度までを対象とした「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定し、計画の基本目標として「やまぐち子育て文化の創造」を掲げて、子育て支援・少子化対策を推進している。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を揺るがし、社会保障制度における現役世代の負担の増大、子ども同士の交流機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念などがあるとされ、県民の関心も高いものと考えられる。

厳しい財政が続く中で子ども・子育て支援に関する施策が効果的かつ効率的に執行されているかを合規性のみならず有効性及び経済性・効率性の観点から監査することは県民にとって有意義であると考えテーマとして選定した。

6 外部監査の方法

(1) 監査要点

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について、合規性、有効性及び経済性・効率性の観点から監査を実施した。

監査要点
【合規性】事業に係る事務処理は、法令等に違反するものはないか。
【有効性】事業目的の達成のために、その効果が認められるか。
【経済性・効率性】事務・事業の実施に際して、経済性・効率性を発揮しているか。

(2) 主な監査手続

子ども・子育て支援に関する施策についての概要を把握するため関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、監査対象事業を選定した。

監査対象事業が監査要点の視点から適切に執行されているかについて、事業に関連する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、担当者への質問、その他必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、「第4 外部監査の結果及び意見(各事業別)」における各事業の項に記載している。

7 外部監査の実施期間

平成30年7月5日から平成31年2月25日まで

8 外部監査人及び補助者

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士	古林 照己
監査補助者	公認会計士	品川 充洋
監査補助者	公認会計士	森永 晃仁
監査補助者	公認会計士	河口 雅邦
監査補助者	公認会計士	村田 治子
監査補助者	公認会計士	水谷 公威
監査補助者	公認会計士	山田 康雄
監査補助者	公認会計士	花井 宏行

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1 やまぐち子ども・子育て応援プラン

(1) 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の概要

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格施行され、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。

本県においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や「子ども・子育て支援新制度」の本格施行等を踏まえ、平成27年3月に子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための計画として「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定している。計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間である。この計画は、「子育て文化創造条例」12条の規定に基づく計画、子ども・子育て支援法第62条の規定に基づく「山口県子ども・子育て支援事業支援計画」及び次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく都道府県計画（前期計画）として位置付けている。

また、平成27年3月に作成された県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン（以下、「チャレンジプラン」）」の未来を拓く突破プロジェクトに「子育てしやすい環境づくり」を掲げ、少子化対策・子育て支援の取組を強化することとしており「やまぐち子ども・子育て応援プラン」は、このチャレンジプランの方向性も踏まえたものとなっている。なお、チャレンジプランの計画期間は平成26年度から平成29年度までの4年間となっており、現在は新たな県政運営の指針である「やまぐち維新プラン」が策定されている。

(2) 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の基本的な考え方

基本目標

「やまぐち子育て文化の創造」

子どもや子育てを社会全体で愛情を持って優しく見守り、支援する取組を積み重ね、それが風土や住みよさとして世代を超えて受け継がれていく「やまぐち子育て文化の創造」を目指している。

施策推進の基本的な考え方

- ・家庭、学校、企業、地域等において、連携を図りながら、積極的に施策を推進
- ・結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のないきめ細やかな施策を推進
- ・地域の特性や県民の多様なニーズを踏まえ、利用しやすいサービスの提供に向け、利用者の視点に立った施策を推進

(3)「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の施策体系

区分	内容
子育て文化の創造に向けた気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成 ・結婚、妊娠・出産、子育てに係る切れ目のない支援の推進
保健医療サービスの充実と健康の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・親と子の健康づくりの推進 ・食育の推進 ・周産期医療等の充実 ・小児医療等の充実 ・障害児支援の推進
子育て家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての情報提供・相談機能の充実 ・子育て家庭の負担の軽減 ・ひとり親家庭の自立支援の推進
子どもの学習環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援の充実 ・学校教育の充実 ・地域の教育力の向上 ・若者の自立に向けた就職支援
職業生活と家庭生活との両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい職場環境づくり ・幼児期の教育・保育の充実 ・地域子ども・子育て支援の充実
地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ネットワークの形成 ・子どもの仲間づくりの支援 ・子どもの居場所づくりの推進 ・子育てに配慮した生活環境の整備
子どもの安全確保と健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る地域ネットワークの充実 ・社会的養護体制の充実 ・児童の健全育成 ・子どもの安全確保

(4) 山口県の出生数等の推移

県のホームページに公表されている出生数等の推移（暦年）は以下のとおりである。

（単位：人）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数	10,705	10,197	10,360	9,844	9,455
出生率（人口千対）	7.6	7.3	7.4	7.1	6.9
合計特殊出生率	1.56	1.54	1.60	1.58	1.57

合計特殊出生率：女子の年齢別出生率の合計で、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に生む平均子ども数

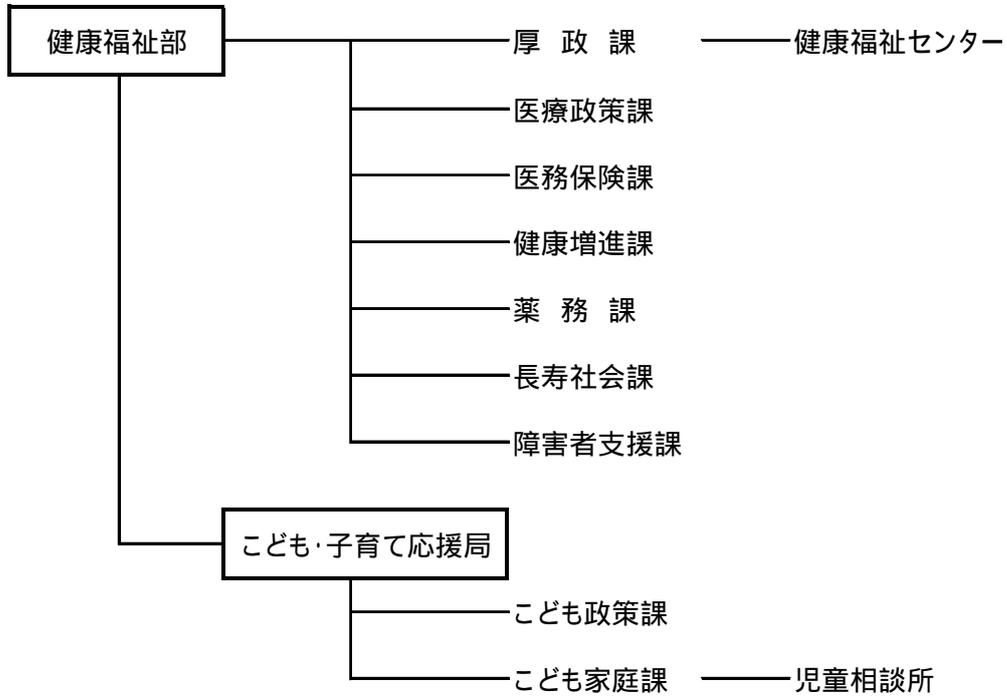
（出典：山口県ホームページ）

平成 28 年の出生数が統計を取り始めて以来初めて 1 万人を下回り、平成 29 年の出生数も前年比で減少し 2 年連続で 1 万人を下回っている。

「やまぐち子ども・子育て応援プラン」では、少子化の原因と背景として「未婚化・晩婚化等の進行」「家族形態の変化」「女性就業の変化」の 3 項目を挙げている。

2 健康福祉部の概要

(1) 組織図



出先機関については、監査対象とした健康福祉センターと児童相談所のみ組織図に記載している。

(山口県機構一覧(平成30年8月1日現在)より監査人が作成)

(2) 健康福祉部各課の所掌事務

課	所掌事務
厚政課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健、医療及び福祉に関する基本的施策の企画、調整及び推進 ・ 地域の保健福祉の推進 ・ ユニバーサルデザインの推進 ・ 生活保護及び重度心身障害者、乳幼児、母子の医療費の公費助成
医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師及び歯科医師に関すること ・ 保健師、助産師、看護師に関すること ・ 保健医療計画に関すること ・ 救急医療及びへき地医療に関すること ・ 角膜移植、臓器移植、骨髄移植に関すること ・ がん対策に関すること ・ 周産期医療対策に関すること
医務保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険に関すること ・ 後期高齢者医療に関すること ・ 病院、医療法人に関すること ・ 原爆被爆者の援護に関すること ・ 県立萩看護学校に関すること ・ 山口県立病院機構に関すること
障害者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者及び障害児の福祉に関すること ・ 心身障害者扶養共済制度に関すること ・ 障害者支援施設等に関すること
こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の福祉(障害者支援課及びこども家庭課の主管に属するものを除く。)に関すること ・ 少子化対策の推進及び調整に関すること ・ 教育・保育施設に関すること ・ 母子保健に関すること
こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉の推進 ・ 青少年の健全育成の推進 ・ 母子・父子家庭等の福祉の推進

(出典：山口県ホームページ及び山口県職員録)

健康増進課、薬務課、長寿社会課については、監査対象とした事業がないため記載を省略している。

(5) 健康福祉部の予算及び決算の概要

やまぐち子ども・子育て応援プランの開始年度である平成27年度から監査対象年度の平成29年度までの当初予算及び決算(支出済額)の推移は以下のア・イのとおりである。

子ども・子育て応援プランの中心的役割を担うこども・子育て応援局については、当初予算及び決算(支出済額)とともに金額が増加傾向にあり、一般会計に占める割合も増加傾向にある。

母子父子寡婦福祉資金特別会計についての当初予算額及び決算額については、「第4 外部監査の結果及び意見(各事業別) 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課 8 母子父子寡婦福祉資金貸付金」に記載している。

ア 当初予算の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康福祉部(A)	106,555,100	108,970,721	113,996,465
こども・子育て応援局(B)	13,558,988	15,055,591	15,676,068
山口県一般会計(C)	706,603,751	702,592,474	680,888,641
構成比(A/C)	15.1%	15.5%	16.7%
構成比(B/C)	1.9%	2.1%	2.3%

平成28年度の健康福祉部の予算については、国の「一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策」に呼応し、平成27年度2月補正予算(3,261,213千円)と平成28年度当初予算(108,970,721千円)をあわせて施策を推進(予算総額112,231,934千円)。

イ 決算(支出済額)の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康福祉部(A)	104,093,676	103,748,546	106,075,746
こども・子育て応援局(B)	13,201,826	14,329,910	14,814,000
山口県一般会計(C)	694,170,148	675,753,324	658,477,487
構成比(A/C)	15.0%	15.4%	16.1%
構成比(B/C)	1.9%	2.1%	2.2%

3 その他監査対象機関の概要

部	課	所掌事務
環境生活部	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の推進及び総合調整に関すること ・男女共同参画相談センターに関すること
商工労働部	経営金融課	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業振興の基本的施策の企画及び調整に関すること ・商工会議所、商工会、中小企業等協同組合その他中小企業団体等に関すること ・中小企業の経営革新に関すること ・地場産業の振興に関すること ・県制度融資などの中小企業に対する金融支援策の推進に関すること ・貸金業者の登録及び監督に関すること など
	労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・労働及び雇用に関する施策の企画及び調整に関すること ・労働者の福祉に関すること ・労働法制の普及啓発や労働相談に関すること ・若者・女性・高齢者・障害者等の雇用対策に関すること ・働き方改革の推進に関すること ・職業能力開発に関すること ・職業能力開発校及び若者就職支援センターに関すること
土木建築部	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅行政の総合的な企画・調整・推進 ・県営住宅の整備・管理 ・市町営住宅に係る指導・監督 ・住まいに関する相談・情報提供
教育庁	義務教育課 (管理班)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、補助金事務、義務教育教職員定数 ・県費負担教職員の給与・旅費 ・小中学校事務ネットワークシステム

(出典：山口県ホームページ)

4 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

- ア 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の事業のうち、当該プランの中心的役割を担う健康福祉部こども・子育て応援局の2課(こども政策課及びこども家庭課)が担当する事業について監査対象とした。但し、「被災した子どもの保育料等減免事業」については、平成28、29年度の実績がないため監査対象外とした。
- イ 「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の事業のうち、チャレンジプランの「子育てしやすい環境づくり推進プロジェクト」に属する事業について上記ア以外で監査人が必要と認めた事業を監査対象とした。
- ウ その他、監査人が必要と認めた事業について監査対象とした。
- エ 「1 やまぐち子ども・子育て応援プラン (3)「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の施策体系」の中の「子どもの学習環境の整備充実」については、昨年度の包括外部監査で教育の振興に関する施策をテーマにしており、昨年度監査対象とした事業が中心であるため監査対象外とした。

(2) 監査対象事業の一覧(60事業)

上記(1)の選定方法により監査対象とした事業は以下のとおりである。

下表の「 」に記載した数字は「1 やまぐち子ども・子育て応援プラン (3)「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の施策体系」で示した表中の番号との関連を示している。

(単位：千円)

所 管 課			
No.	事業名		当初予算
健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課			
1	みんなで子育て応援推進事業		24,337
2	やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業		3,500
3	ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業		70,920
4	みんなで多子世帯応援事業		7,340
5	子育て支援・少子化対策推進事業		2,204
6	未来のパパ・ママ!子育て体験交流事業		1,500
7	やまぐち結婚応援サポート事業		4,500
8	母子保健対策推進事業		1,011
9	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(新生児スクリーニング検査)		31,629
10	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(不妊に悩む方への特定治療等支援事業)		244,585

所 管 課			
No.	事業名		当初予算
11	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(妊娠・出産包括支援推進事業)		2,374
12	多子世帯応援保育料等軽減事業		318,594
13	未熟児養育医療事業		23,715
14	子育て支援特別対策事業		404,964
15	保育・幼児教育総合推進事業		5,123,334
16	地域子ども・子育て支援事業		1,382,629
17	保育所障害児受入促進事業		4,116
18	子ども・子育て支援人材育成事業		11,456
19	民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業		1,135
20	子育て支援環境づくり推進事業		156,851
21	保育士確保総合対策事業		24,680
22	シニアも応援！子育てサポーター事業		9,640
23	保育所児童の健康支援体制強化事業		6,922
24	安心こども基金積立金	-	147
健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課			
1	児童相談所運営費		27,659
2	児童保護費(児童家庭支援センター補助)		60,129
3	児童委員活動費		90,624
4	主任児童委員研修事業		94
5	児童手当等交付金		3,151,163
6	ひとり親家庭等就業支援強化事業		10,219
7	児童扶養手当支給事業費		145,480
8	母子父子寡婦福祉資金貸付金		184,177
9	ひとり親家庭自立支援給付金事業		6,792
10	ひとり親家庭生活向上事業		6,600
11	ひとり親家庭等日常生活支援事業		1,109
12	地域子どもの未来応援事業		2,000
13	子どもの虐待対策・家庭的擁護推進事業		62,445
14	児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金)		2,625,984
15	児童福祉振興費		1,401
16	児童処遇改善費		3,442
17	青少年育成県民運動事業		1,585

所 管 課			
No.	事業名		当初予算
健康福祉部 厚政課			
1	乳幼児医療対策費		780,372
2	ひとり親医療対策費		319,720
3	福祉総合相談支援センター整備事業	-	899,654
健康福祉部 医療政策課			
1	周産期医療システム強化事業		8,213
2	地域周産期医療センター運営事業		113,121
3	周産期医療助産師活用推進事業		13,919
4	小児医療対策事業		163,663
5	医療勤務環境改善支援事業(うち病院職員子育てサポート事業)		167,458
6	病院内保育所共同利用促進事業	-	7,082
健康福祉部 医務保険課			
1	県立病院機構運営費負担金(うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」)		32,126
健康福祉部 障害者支援課			
1	在宅障害児療育支援推進事業		7,392
2	発達障害児地域支援体制強化事業		6,000
3	児童保護費		196,575
環境政策部 男女共同参画課			
1	男女共同参画推進事業		2,672
2	輝く女性応援事業		6,459
商工労働部 経営金融課			
1	女性創業サポート事業	-	15,963
商工労働部 労働政策課			
1	子育て女性等の活躍応援事業		58,627
土木建築部 住宅課			
1	三世同居・近居推進事業		17,897
教育庁 義務教育課			
1	多子世帯応援保育料等軽減事業(幼稚園分)		45,996
			17,105,895

(3) 出先機関及び財政援助団体の監査について

ア 出先機関の監査について

(ア) 児童相談所

児童相談所では、「児童相談所運営費」の他、複数の事業の財務事務が執行されている。そのため「児童相談所運営費」の金額が大きい上位2所(中央児童相談所・下関児童相談所)に往査することとした。児童相談所で監査の対象とした事業は以下のとおりである。

所管課	事業名
健康福祉部 こども・子育て 応援局 こども家庭課	児童相談所運営費
	子どもの虐待対策・家庭的擁護推進事業
	児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金)
健康福祉部 障害者支援課	児童保護費

(イ) 健康福祉センター

健康福祉センターでは、母子父子寡婦貸付金の貸付時の事務手続き及び債権管理を実施しているため、「母子父子寡婦福祉資金に係る滞納者分類(平成30年4月時点)の結果について」を閲覧し、滞納者数(債権管理マニュアルの滞納者区分A~Eの合計数)が多い上位2センター(周南健康福祉センター・宇部健康福祉センター)に往査することとした。

イ 財政援助団体への往査について

監査対象とした事業のうち、以下の3事業が実施する貸付事業については、社会福祉法人山口県社会福祉協議会が実施主体となっており、県は、補助金を交付している。貸付時の事務手続き及び債権管理が適切に実施されているか監査するため社会福祉法人山口県社会福祉協議会に往査することとした。

所管課	事業名	補助金の名称
健康福祉部 こども・子育て 応援局	こども政策課 保育士確保総合対策事業	保育士確保貸付事業費補助金
	こども家庭課 ひとり親家庭等就業支援強化事業	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金
		子どもの虐待対策・家庭的養護推進事業

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1 指摘事項及び意見の各事業別件数

指摘事項（19件）及び意見（47件）の各事業別件数は以下のとおりである。なお、記載すべき指摘事項及び意見がなかった事業については記載を省略している。

指摘事項とは、財務事務の執行において、法令、条例等に違反し、又は、不当と判断したもの、及び妥当性を欠く事実があると認められ改善を求めるものである。

また、意見とは、指摘事項には該当しないが、組織及び運営の合理化の観点及びその他改善が望ましいものについて述べるものである。

下表の「No.」は、「第4 外部監査の結果および意見（各事業別）」との関連を示している。

所 管 課			
No.	事業名	指摘事項	意見
健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課			
1	みんなで子育て応援推進事業		1
3	ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業		3
8	母子保健対策推進事業	2	
12	多子世帯応援保育料等軽減事業		1
14	子育て支援特別対策事業		1
15	保育・幼児教育総合推進事業		1
16	地域子ども・子育て支援事業		1
20	子育て支援環境づくり推進事業		1
21	保育士確保総合対策事業	1	6
健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課			
2	児童保護費（児童家庭支援センター補助）	1	2
3	児童委員活動費		2
4	主任児童委員研修事業		1
6	ひとり親家庭等就業支援強化事業		3
7	児童扶養手当支給事業費		1
8	母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	3
9	ひとり親家庭自立支援給付金事業		1
10	ひとり親家庭生活向上事業		2
11	ひとり親家庭等日常生活支援事業	3	1
13	子どもの虐待対策・家庭的擁護推進事業	4	3
14	児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負	1	

所 管 課			
No.	事業名	指摘事項	意見
	担金)		
15	児童福祉振興費	1	
健康福祉部 医療政策課			
1	周産期医療システム強化事業		1
2	地域周産期医療センター運営事業	1	
3	周産期医療助産師活用推進事業		1
4	小児医療対策事業		2
5	医療勤務環境改善支援事業(うち病院職員子育てサポート事業)		1
6	病院内保育所共同利用促進事業		1
健康福祉部 医務保険課			
1	県立病院機構運営費負担金(うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」)		1
健康福祉部 障害者支援課			
1	在宅障害児療育支援推進事業	1	1
2	発達障害児地域支援体制強化事業	2	
環境政策部 男女共同参画課			
1	男女共同参画推進事業		1
2	輝く女性応援事業		1
商工労働部 経営金融課			
1	女性創業サポート事業	1	
商工労働部 労働政策課			
1	子育て女性等の活躍応援事業		2
土木建築部 住宅課			
1	三世代同居・近居推進事業		1
合 計		19	47

2 監査人が特に重要と考える指摘事項及び意見

(1) 貸付実行前の審査に関する指摘事項及び意見

「保育士確保総合対策事業」において貸付実施要綱の要件に合致しない貸付が実行されていたケースがあり、貸付金の返還について指摘事項として記載している。また、同事業の別の貸付においても貸付実施要綱の要件に合致するか否か検討を要するケースがあり意見として記載している。要綱に合致しない貸付が実行された場合は当初の事業目的を達成できなくなる可能性がある。また、既に実行された貸付金の返還を求める場合は借受人を財政的に不安定な状態にしてしまうことになる。貸付実行前の審査段階でのチェック体制の強化が必要である。

健康福祉部 子育て・子育て応援局 子育て政策課	
21	保育士確保総合対策事業
【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について（合規性）	
就職準備金貸付については、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱の第3条（3）において以下のように要件が規定されている。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。</p><p>ア 保育士登録後、1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者</p><p>イ 以下に掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者</p><p>（ア）児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園</p><p>（イ）児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業</p><p>（ウ）児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業</p><p>（エ）児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業</p><p>（オ）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園</p><p>ウ 保育所等に新たに勤務する者</p><p>エ 山口県福祉人材センターに求職登録を行う、もしくは保育士バンクに登録を行う者</p></div>	
しかしながら、貸付申請書を閲覧したところ、上記の要件に合致していない者に対して貸付を実施しているものがあった。当事案に関しては、貸付事業の実施主体である社会福祉法人山口県社会福祉協議会が当貸付とは別の貸付（保育料の一部貸付）の要件である要綱第3条（2）イ「保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者」を当貸付の要件と誤認して貸付200,000円の実行に至ったものである。	
要綱上の貸付要件に合致しない貸付であるため返還を求める必要がある。	

【意見】貸付審査段階のチェック体制の強化について（合規性）

上記「【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について（合規性）」で記載したとおり、貸付実施要綱の要件に合致しない貸付が実行されたケースが存在した。当事業の貸付実施要綱第3条には4つの貸付（（1）保育補助者雇上費貸付、（2）保育料の一部貸付、（3）就職準備金貸付、（4）子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付）に関する要件が規定されており、社会福祉法人山口県社会福祉協議会が要件を誤認したことが原因とのことである。

今後、誤認防止のために4つの貸付ごとのチェックリスト等を作成し審査資料として活用するなど貸付審査段階のチェック体制を強化することが必要である。

【意見】保育補助者雇上費貸付について（合規性・有効性）

当貸付は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）の雇上げに必要な費用を一部貸付（保育補助者雇上費貸付）することにより、保育人材の確保を図り、保育環境の改善に資することを目的としている。

支援資金の貸付対象は、「社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱」の第3条(1)アにおいては、「新たに保育補助者の雇上げ」を行う施設又は事業者となっている。

貸付金申請書を閲覧したところ、既存の有限会社が新たに設置した保育所において、既に有限会社の代表権を有する取締役の地位にあった者を「新たに保育補助者の雇上げ」を行うとして、申請がなされ貸付が実行されているものがあった。

保育補助者雇上費貸付については、保育補助者を保育所等が配置することにより、保育士の負担を軽減し、保育環境の改善を図り、また、きめ細やかな保育の実施を目指すものであると考える。このような目的を達成するためには、保育士の指示のもとに保育補助者が業務を実施する必要がある。したがって、経営者として、保育士への指揮命令権を持つ代表権を有する取締役を新たに保育補助者として配置することは、経営者としての業務と兼務することとなり、当該配置が保育士の負担軽減につながるとは言い切れないことから、貸付の目的を達成できない可能性があるのではないかと考える。

当事例においては実施要綱への準拠性に疑義があると思われる点があること、また、貸付制度の趣旨を達成するに足る貸付であるかどうか疑義があることから、要綱上の要件を整理し当該貸付が要件に当てはまる貸付であったのか検討すべきである。なお、貸付決定金額は8,859,000円であり、平成30年10月往査時点での貸付実行額は4,429,000円となっている。

上記の他、貸付実行前の審査に関する指摘事項及び意見（要約）は以下のとおりである。

所管課		
	事業名	指摘事項及び意見（要約）
健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課		
21	保育士確保総合対策事業	<p>【意見】保育補助者雇上費貸付の申請書と添付書類の整合性確認について（新規性・経済性）</p> <p>雇用契約書記載の賃金月額と異なる賃金月額で人件費総額を積算して申請を行っている事例が存在した。申請書類とその根拠となる添付書類の整合性は貸付申請時に確認するべきである。</p> <p>【意見】貸付要件書類の整理について（新規性）</p> <p>貸付申請時に、保育士登録証の写しを申請書に添付することとなっているが、添付されていないものが1件あった。適切に資料の整理を行うべきである。</p>
健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課		
6	ひとり親家庭等就業支援強化事業	<p>【意見】貸付の対象となる費用について（有効性）</p> <p>ひとり親高等職業訓練促進資金貸付の対象となる費用について一定程度の基準を設け、その上で協議会にて審査を行うことが必要である。</p>
8	母子父子寡婦福祉資金貸付金	<p>【意見】貸付審査表の審査基準について（新規性）</p> <p>「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」に記載された審査基準が貸付申請された資金種類の審査基準と整合しているか確認をして利用するべきである。</p>

(2) 実績報告等の確認に関する指摘事項及び意見

「地域周産期医療センター運営事業」において補助金交付先の実績報告の収支額が交付申請の収支予定額と同額のケースがあり、実績報告の確認について指摘事項を記載している。その他の事業でも補助金交付先や業務委託先から実績報告や成果報告の提出を受けているが、報告書の内容が適切でないものや記載が不十分であるものが見受けられた。実績報告や成果報告は、事業内容が事業目的を達成しているか、補助金額・委託金額及び支出内容が妥当か否か等を評価する重要な書類である。補助金交付先や委託先に対して適切かつ十分な記載をするよう指導する必要がある。

健康福祉部 医療政策課			
2 地域周産期医療センター運営事業			
【指摘事項】実績報告の収支額について（合规性）			
総合病院山口赤十字病院の平成 29 年度の実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。実績報告の収支額及び交付申請の収支予定額は以下のとおりである。			
（単位：円）			
支出額			
区分	GCU	NICU	合計
給与費	53,884,200	222,391,800	276,276,000
材料費	1,223,400	26,622,100	27,845,500
経費	10,437,220	41,748,880	52,186,100
減価償却費	340,000	3,060,000	3,400,000
合計	65,884,820	293,822,780	359,707,600
収入額			
区分	GCU	NICU	合計
医業収益	60,750,000	242,991,000	303,741,000
合計	60,750,000	242,991,000	303,741,000
収支差額	5,134,820	50,831,780	55,966,600
平成 28 年度についても交付申請と実績報告を閲覧したところ平成 28 年度も実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。このことについて県は、平成 28 年度の実績報告書の提出を受けた際、同病院に確認しているが、正しい実績額であるとの回答であったため、それ以上の指導を行っていない。			
交付申請は平成 29 年 7 月 26 日に提出されており、この時点で平成 29 年度の実績を算出することは不可能と考えられる。総合病院山口赤十字病院の場合、実績報告に記載された収支差額 55,966 千円が補助金の算定基礎となっている。			

当事業は、国庫からの「医療提供体制推進事業費補助金」を財源にしているが、「医療提供体制推進事業費補助金」は、当事業以外にも様々な事業に配分されており、当事業以外への配分額や当事業内の病院間の配分額にも影響を及ぼす可能性がある。

県は、総合病院山口赤十字病院に対して実績報告の収支額については実績額を報告するよう指導をすべきである。

上記の他、実績報告等の確認に関する指摘事項及び意見（要約）は以下のとおりである。

所管課		
	事業名	指摘事項及び意見（要約）
健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課		
21	保育士確保総合対策事業	<p>【意見】保育内容の調査研究について（有効性）</p> <p>研究の成果がどのように発表されどのように県下へ広められているのかを実績報告書に記載してもらうなどして研究成果の利用状況を確認すべきである。</p>
健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課		
10	ひとり親家庭生活向上事業	<p>【意見】家計管理・生活支援講習会等の実施内容の検討について（有効性）</p> <p>県は目的とした事業が実施されているかどうかについて、実績報告書にて適切に評価を行い、次年度以降の契約方法や業務実施方法について検討を行うべきである。</p>
11	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>【指摘事項】実績報告書の記載内容の確認について（新規性）</p> <p>実績報告書の「派遣等時間割の内訳」の記載に誤りが発見された。実績報告書の記載内容に誤りがないか確認すべきである。</p>
		<p>【指摘事項】実績報告書の収支内訳と委託先の決算書との整合性について（新規性）</p> <p>実績報告書に記載する収支内訳は委託先の決算書との整合性を確認しやすくするよう工夫すべきである。</p>
健康福祉部 障害者支援課		
1	在宅障害児療育支援推進事業	<p>【指摘事項】事業実施状況の報告について（新規性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅支援外来療育等指導事業の総括表について「障害種別」と「担当職種別」の指導延件数が合致していない理由を問い合わせ、合致するように記載方法を指導する必要がある。 在宅支援外来療育等指導事業の内訳表について所定の様式・最

		<p>新の様式を使用するように指導すべきである。</p> <p>・実績がない法人の事業実施状況の報告について実施要綱に実施状況の報告を省略することができる旨の規定がない以上、「実績なし」などと記載をして提出させるべきである。</p>
2	発達障害児地域支援体制強化事業	<p>【指摘事項】成果報告書の記載漏れについて（合規性）</p> <p>実績が未記入の成果報告書が1件あった。実績を漏れなく記載するように委託先に指導することが必要である。</p>
商工労働部 経営金融課		
1	女性創業サポート事業	<p>【指摘事項】収支精算報告書について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>経費内訳のほとんどが再委託先への委託料であるため、当事業に係る再委託先の収支実績が分かる資料の提出を委託先に要求し、見積書との比較分析をして支出内容の妥当性を検証すべきである。</p>

3 指摘事項及び意見の一覧（要約）

(1) 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課

事業名	指摘事項及び意見	内容
みんなで子育て応援推進事業	【意見】やまぐち子育て応援パスポート発行枚数について（有効性）	対象となる世帯数に比べてパスポートを取得した世帯の割合が低いのではないかと考えられる。パスポートの存在を知っていれば利用したかったという世帯が利用できるよう周知方法等の見直しが必要である。
ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業	【意見】やまぐち結婚応援センターの入会要件について（有効性）	人口減少対策の面からは、県外在住者の場合、入会申込書にUJイターンの予定を記載させるなどして入会時にUJイターンの意思を確認することも検討すべきである。
	【意見】萩サポートセンターについて（経済性・効率性）	萩サポートセンターは会員数が15名と少なく、また受付時間は金曜日の10時から17時のみとなっている。今後の会員数や利用状況の推移を注視しつつ、今後の運営方針について、検討していくことが必要である。
	【意見】婚活サポーターの実効性の確保について（有効性）	結婚応援セミナーのうち企業向けのセミナーについて「やまぐち結婚応援企業」の従業員の参加が少ない状況である。「企業内婚活サポーター」が積極的にセミナー紹介・募集をするようサポーターの役割について周知を図る必要がある。
母子保健対策推進事業	【指摘事項】乳幼児健康診査に関する医師の研修会の委託契約書について（合規性）	仕様書での開催回数は年1回と記載されているが、委託契約書では年2回と記載されている。実態に合わせて委託契約書の記載を年1回とすべきである。
	【指摘事項】母子保健推進員特別研修について（合規性）	補助金額確定時の「補助金等の交付事務に係るチェックシート」について、チェックシートが形骸化しないよう実態に合わせてチェックを入れるべきである。
多子世帯応援保育料等軽減事業	【意見】補助金交付要綱の記載について（合規性）	別表の事業内容の定義及び交付申請に係る様式のうち別紙付表の記入要領があいまいなことから、交付要綱の記載内容を整理して補助金の算定について明確化することが必要である。
子育て支援特別対策事業	【意見】補助金に関する仕入税額控除の報告確認	補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認するため、申請書又は実績報告書

事業名	指摘事項及び意見	内容
	について（新規性）	に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。
保育・幼児教育総合推進事業	【意見】県の交付要綱未作成について（新規性）	国要綱を単純な読み替えで準用できない場合については、県独自の交付要綱を作成する必要がある。
地域子ども・子育て支援事業	【意見】補助金交付後の不用額発生について（経済性・効率性）	交付金額をより実績に近づけるように事業の進捗度合や見込みを各市町に徹底させ不用額(返納額)を縮小させるように取り組んでいく必要がある。
子育て支援環境づくり推進事業	【意見】仕入控除税額の確認について（新規性）	補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認するため、申請書に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。
保育士確保総合対策事業	【意見】目標値の設定について（有効性）	保育所待機児童数など、より実態を反映させることができる指標を目標値として設定することも検討すべきである。
	【意見】保育内容の調査研究について（有効性）	【再掲】
	【意見】保育補助者雇上費貸付について（新規性・有効性）	【再掲】
	【意見】保育補助者雇上費貸付の申請書と添付書類の整合性確認について（新規性・経済性）	【再掲】
	【意見】貸付要件書類の整理について（新規性）	【再掲】
	【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について（新規性）	【再掲】
	【意見】貸付審査段階のチェック体制の強化について（新規性）	【再掲】

(2) 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課

事業名	指摘事項及び意見	内容
児童保護費 (児童家庭支援センター補助)	【指摘事項】補助金交付申請時期について(合规性)	交付要綱において申請期限は補助金の交付を受けようとする年度の5月31日と規定されているが、児童家庭支援センターからの交付申請書の受付は事業年度末に近い3月19日付となっている。
	【意見】補助基準額の根拠数値の正確性について(合规性、経済性・効率性)	補助金交付申請金額の算定基礎となる相談件数の正確性を検証することをチェックリストに明示すべきである。
	【意見】意見箱の設置について(有効性)	「はるかこどもの相談センター」以外の他の児童家庭支援センターにも意見箱等を導入することは検討の余地があると考えられる。
児童委員活動費	【意見】委員充足率について(有効性)	民生委員・児童委員の定数は3,072人で委嘱者数は3,022人となっている(充足率98.4%)。民生委員・児童委員の負担軽減策も含め充足率の向上に努める必要がある。
	【意見】支出手続きについて(経済性・効率性)	こども家庭課は、厚政課が条例により定めた民生委員・児童委員の定数に応じて、児童委員活動費の支出手続きを行っている。事務の効率性の観点から児童委員活動費の支出手続きについても厚政課で行うことも検討すべきである。
主任児童委員研修事業	【意見】主任児童委員研修について(有効性)	対象者がほぼ同じ研修を非常に短期間の間に開催している。開催時期を事前に調整するなど、参加者の負担を軽減する方策を検討すべきである。
ひとり親家庭等就業支援強化事業	【意見】就業支援相談員の募集条件について(有効性)	募集条件として「電話相談業務経験者(男女不問)」とされているとのことである。就業支援に関連する業務の経験を有する者等、もう少し条件を加重して相談員を募集することを検討する必要がある。
	【意見】巡回相談(就業支援)の在り方について(有効性、経済性・効率性)	開催日によっては相談者数が0人の場合もある。ひとり親家庭に対して巡回相談の開催を周知徹底していくべきである。また、開催地区や回数の見直し、事前予約制の導入等を検討すべきである。

事業名	指摘事項及び意見	内容
		る。
	【意見】貸付の対象となる費用について（有効性）	【再掲】
児童扶養手当支給事業費	【意見】児童扶養手当返納金の不納欠損処分について（合规性）	訴訟も一手段であるのだから不納欠損処理を実施する前に、訴訟の可否について個別に検討過程を記すべきである。
母子父子寡婦福祉資金貸付金	【意見】債権管理マニュアルの法的措置について（合规性）	債権管理マニュアルに明示された法的措置の要件を満たすのであれば、法的措置を検討すべきである。なお、要件が不明確であるため法的措置を採れないのであれば、要件を明確にするべきである。
	【意見】不納欠損処理について（経済性・効率性）	容易に債権の時効の成立となるような長期間の債権の放置は避けるべきである。
	【意見】貸付審査表の審査基準について（合规性）	【再掲】
	【指摘事項】長期間放置された状態の債権について（合规性）	健康福祉センターで対応が困難な債権については、マニュアルに従ってこども家庭課を通じ税務課と協議をすることが必要である。
ひとり親家庭自立支援給付金事業	【意見】自立支援教育訓練給付金の周知の徹底について（有効性）	県内の町（周防大島町除く）と連携を図り制度案内のパンフレットに自立支援教育訓練給付金を記載するなど町民に周知を図る必要がある。
ひとり親家庭生活向上事業	【意見】家計管理・生活支援講習会等の実施内容の検討について（有効性）	【再掲】
	【意見】家計管理・生活支援講習会等の契約額について（経済性・効率性）	委託額が上昇する要因となった講師謝金が比較的多く生じる専門家による講習は1回しか実施されていない。専門家の講習を前提としているのであればその旨を仕様書に明記すべきである。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	【指摘事項】実績報告書の記載内容の確認について（合规性）	【再掲】
	【指摘事項】実績報告書の収支内訳と委託先の決算書との整合性について（合规性）	【再掲】

事業名	指摘事項及び意見	内容
	【指摘事項】委託料の根拠となる予定価格について(経済性・効率性)	過年度の事務費の実績金額等を参考に予定価格を算出すべきである。また、委託先の支出増加に伴い委託料を変更(増額)するのであれば、支出内容を詳細に確認すべきである。
	【意見】家庭生活支援員に対する派遣手当の金額について(新規性)	子育て支援に係る平日の手当(交通費含む)が、山口県における最低賃金の単価を下回る水準となっている。家庭生活支援員に対する派遣手当の単価を改定することも検討すべきである。
子どもの虐待対策・家庭的養護推進事業	【指摘事項】山口県児童養護施設等入所児童運転免許取得費補助金について(新規性)	交付申請書に貸付金の利用が困難である旨およびその理由を明確に記載するように各児童相談所長へ再度、周知徹底を図る必要がある。
	【指摘事項】申請者が未成年者であるときの児童養護施設等の施設長の意見書等について(新規性)	貸付金規程の第7条第4号の「意見書等」について所定の様式はあるが、別の書面で代用しているとのことである。所定の様式を使用すべきである。
	【指摘事項】業務従事状況報告書の提出期限について(新規性)	借受人は毎年4月20日までに、業務従事状況報告書を提出することとなっているが、5月23日に提出されているケースがあった。
	【意見】償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書の記載について(新規性)	3種類の資金を借り受けた者の償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書を閲覧したところ、3種類の資金が一緒に記載されていて償還猶予期間が5年間となっていた。 資格取得支援費の猶予期間は2年間であることがわかるように記載すべきである。
	【指摘事項】申請期限のルール化・明文化について(新規性)	貸付申請期限についてルール化して規程等に明文化すべきである。
	【意見】貸付事業資金の管理方針の文書化について(経済性・効率性)	平成29年度末現在でも1億円を超える多額の資金を保有しており、県としての管理運用方針を定め文書化すべきである。
	【意見】委託契約書の省略について(経済性・効率性)	山口県会計規則で契約書の作成を省略できるケースでも契約書を作成している。規則に反しているわけではないが、経済性・効率性の観点から契約書の作成を省略することも検討すべきである。

事業名	指摘事項及び意見	内容
児童保護費 （措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金）	【指摘事項】児童入所施設措置費等県費負担金に係る指導監査について（有効性、経済性・効率性）	児童入所施設措置費等県費負担金については県費が使用されていることから、市町が主体となっている児童入所施設措置費等についても何らかの指導監査等を実施すべきである。
児童福祉振興費	【指摘事項】アイリンピック大会における山口県児童福祉振興行事実行委員会の位置付け及び運営方法について（合规性）	実行委員会を山口県から独立した一団体として扱うべきである。また、アイリンピック大会に関する決算額は、同実行委員会に対する補助金として山口県の補助金に関する規定に基づき支出を行うべきである。

(3) 健康福祉部 医療政策課

事業名	指摘事項及び意見	内容
周産期医療システム強化事業	【意見】同一の委託先に対する複数の委託業務契約の事務の効率化について(経済性・効率性)	平成29年度2つの業務委託契約を平成30年度からは1つの業務委託契約としている。平成29年度でも特段の事情がなければ1つの業務委託契約とすることを検討すべきであった。
地域周産期医療センター運営事業	【指摘事項】実績報告の収支額について(合规性)	【再掲】
周産期医療助産師活用推進事業	【意見】助産実践能力向上事業研修会の参加施設数について(有効性)	県内分娩施設38施設中、2年間で参加した施設は16施設であった。過去に参加していない施設や助産師会への働きかけ、人的余裕のない小規模施設への配慮等を検討し、参加施設数を増やすことが必要である。
小児医療対策事業	【意見】小児救急医療啓発事業の委託契約期間について(合规性)	業務委託契約の契約締結日と当該啓発事業の初回開催日が同日であった。仮に契約手続きに不備があった場合は正式な契約が成立しない状況で事業が開催されることになる。契約締結日の在り方を再考すべきである。
	【意見】(一社)山口県医師会との単独随意契約について(経済性・効率性)	山口県小児救急医療電話相談業務について担当する時間帯によって契約方法が異なっている(単独随意契約と一般競争入札)。担当する時間帯によって契約方法が違う理由が分かるように競争入札等審査会資料等に契約方法の理由を記載すべきである。
医療勤務環境改善支援事業(うち病院職員子育てサポート事業)	【意見】重複補助実施の有無の確認について(合规性)	重複補助のないことの確認について交付申請書提出の際にチェックシートを提出してもらう等の事務負担のかからない形での確認を検討すべきである。
病院内保育所共同利用促進事業	【意見】利用促進のための方策について(有効性)	県内では病院内保育所において他施設の職員の児童を受け入れた実績がないため他県の先行事例を紹介する等、利用促進を図る方策を検討すべきである。

(4) 健康福祉部 医務保険課

事業名	指摘事項及び意見	内容
県立病院機構 運営費負担金 (うち「周産期 医療に要する 経費」及び「周 産期母子医療 センター地域 連携業務」)	【意見】 「周産期医療に係る経費」の按分基準の作成及び実績の把握について(経済性・効率性)	共通経費については按分をすることになるため按分基準を文書化するべきである。 また、負担金は年間の実績も踏まえた金額を把握し負担金の額が妥当であったのかどうか事後検証をすることも検討すべきである。

(5) 健康福祉部 障害者支援課

事業名	指摘事項及び意見	内容
在宅障害児療 育支援推進事 業	【指摘事項】 事業実施状況の報告について(合规性)	【再掲】
	【意見】 委託業者の選定について(有効性、経済性・効率性)	平成 29 年度に指導実績のなかった 3 法人について、なぜ実績がなかったのか分析し、今後の委託業者選定に活かすことが必要である。
発達障害児地 域支援体制強 化事業	【指摘事項】 成果報告書の記載漏れについて(合规性)	【再掲】
	【指摘事項】 委託料に関する見積書の明細について(経済性・効率性)	委託先の法人によって計画している事業内容の詳細が異なるのが通常であり、事業内容の詳細に対応した見積の明細を添付するように委託先に指導することが必要である。

(6) 環境政策部 男女共同参画課

事業名	指摘事項及び意見	内容
男女共同参画推進事業	【意見】ポスターコンテストについて(有効性)	県下一円からより幅広く応募がなされるよう各学校に働きかけをしていくべきである。
輝く女性応援事業	【意見】中小企業の女性の活躍加速化支援(女性活躍推進法行動計画策定セミナー)について(有効性)	平成30年3月時点の山口県内の中小企業者の届出数は目標届出社数を下回っている。今後、具体的にどのような支援が有効なのかを見極めつつ実施する必要がある。

(7) 商工労働部 経営金融課

事業名	指摘事項及び意見	内容
女性創業サポート事業	【指摘事項】収支精算報告書について(合規性、経済性・効率性)	【再掲】

(8) 商工労働部 労働政策課

事業名	指摘事項及び意見	内容
子育て女性等の活躍応援事業	【意見】参加者の募集について(有効性)	募集定員に比べて参加者が少ない状況となっている。参加者が少ない原因を分析し、受託者と広報の方法やチラシの配布先などを再検討すべきである。
	【意見】参加者の資格について(有効性)	企業の人材確保の観点から幅広い求職者を参加させることは理解できるが、事業の主たる目的である子育て女性の再就職を促進するためには子育て女性の就業ニーズをより積極的に掘り起こす必要がある。

(9) 土木建築部 住宅課

事業名	指摘事項及び意見	内容
三世代同居・ 近居推進事業	【意見】「住民票の写し」 のコピーが綴られていた ことについて（合規性）	対応した県職員がコピーに対して原本と相違ないことを確認した旨のコメントを記載し、対応した県職員の押印をしておくなど原本を確認したことが分かるようにするべきである。

第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）

健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課

1 みんなで子育て応援推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

「やまぐち子育て連盟」を中心に、地域や企業、関係団体と連携し、子育て県民運動を推進するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに係る切れ目のない支援を積極的に推進する。

(イ) 内容

区分	内容
やまぐち子育て連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、企業、行政等が協働して、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てが出来る切れ目のない支援を推進 ・やまぐち子育て県民運動の一環として、やまぐち子育て県民運動ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」を運営
結婚・子育て応援デスク	結婚から妊娠・出産、子育てまでの相談に対応
やまぐちイクメン維新	育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、積極的な家事育児への参加を促進（やまぐちイクメン応援表彰、知事とイクメンパパの料理教室の開催、お父さんの育児手帳の配布）
子育てサークル表彰	地域の子育て支援活動に積極的に取り組んでいる子育てサークルを表彰
やまぐち子育て応援パスポート事業	子育て家庭が、協賛事業所で料金割引等のサービスを受けられる制度について、「やまぐち子育て応援パスポート」発行や協賛事業所表彰を行うなど、利用促進を図る
ファミリー・サポート・センター支援事業	子育て世帯が、安心して安全にファミリー・サポート・センター（育児の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、育児を助け合う会員組織）を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、連絡調整を行うアドバイザーの資質向上を図る

(ウ) 成果

子ども・子育て応援プラン等の目標値

・県民運動サポート会員の登録数

県の基本方針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の目標値は平成 29 年度で 350 団体としており、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の目標値は平成 31 年度で 380 団体としている。登録数の実績は下表のとおりであり両プランの目標値を上回っている。

(単位：団体)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
子育て応援団	240	267	282
結婚応援団	112	119	125
計	352	386	407

子育て応援団：地域の子育て支援団体等を「子育て応援団」として登録を求めながら、ホームページ等を通じて、子育て支援情報等を提供。

結婚応援団：ホテル、飲食店、旅行代理店等を県民運動のサポート会員（結婚応援団）として募集・登録し、登録団体が主催する行事等を、ホームページ等で情報発信。

・「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数（累計）

県の基本方針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」の目標値は平成 29 年度で 830 社としている。届出企業数の実績は下表のとおりであり両プランの目標値を上回っている。

(単位：社)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
企業数	726	793	870

・「やまぐちイクメン応援企業宣言」届出企業数（累計）

県の基本方針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」及び「子ども・子育て応援プラン」の目標値は平成 29 年度で 350 社としている。届出企業数の実績は下表のとおりであり両プランの目標値を下回っている。

(単位：社)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
企業数	126	204	265

目標値を下回った原因及び今後の対策について担当者に質問したところ以下の回答を得た。

〔回答〕

目標未達要因として、若者の県外流出や深刻な人手不足が関係していると考えている。企業の意見によると「そもそも、子育て世代の男性従業員がいない」、「女性に加え、男性まで子育てで休むと会社が回らない」といったものが多くあった。また、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識が根強いことも原因として考えられる。

こうしたことから、今年度策定中の新たな労働計画「山口しごとプラン」では、5年後の登録企業数を「265社」から「500社」へ増やすことを目標としている。

この目標達成に向けては、長時間労働の縮減や仕事と家庭の両立支援など、働き方改革のモデル事例を創出、普及し、若者が県内就職を考える魅力ある雇用の場づくりを進めるほか、男女の固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発を進めることにより、男女がともに子育てしながら働き続けられる環境づくりの実現に取り組んでいく。

・「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数

「子ども・子育て応援プラン」の目標値は平成31年度で2,100事業所としており、登録事業所数の実績は下表のとおりである。

(単位：事業所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	2,002	2,118	2,098

その他実績値の推移

・「やまぐち子育てゆびとまネット」のアクセス記録

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ数	18,618回	23,489回	32,852回
実人数	11,540人	12,558人	15,909人

・やまぐち子育て応援パスポート発行枚数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般	-	1,172	2,122
プレミアム	-	502	923
計	-	1,674	3,045

・料理教室の参加状況

	開催回数	参加世帯数	参加者数
平成29年度	1回	14世帯	48名

平成 28 年度	2 回	11 世帯	39 名
		18 世帯	60 名
平成 27 年度	1 回	11 世帯	38 名

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	41,381	30,000	24,337
決算額	21,516	18,503	4,755

・決算額の増減については、「ウ（ア）委託料の過年度推移・（ウ）補助金等の過年度推移」を参照。

・直近 3 年間で当初予算額と決算額に乖離が生じている主な原因は市町が実施する地域少子化対策重点推進交付金事業（平成 27 年度は、地域少子化対策強化交付金）について当初予算と決算額に乖離が生じたためである。

市町が実施する地域少子化対策重点推進交付金事業（平成 27 年度は、地域少子化対策強化交付金）の当初予算と決算額は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	30,000	20,797	18,500
決算額	4,932	10,181	-

・市町が当初検討していた事業を実施しなかった理由について担当者に質問したところ、県は予算編成時に市町の所要額を調査し幅広く予算計上しているが、市町も事業費負担が必要であり市町の予算編成過程で事業化が叶わないことがあるためなどが主な理由とのことであった。

・手を挙げる市町が少ない理由について担当者に質問したところ、継続事業には交付金が活用できないなど交付金の要件が厳しく活用しづらいためなどが主な理由とのことであった。

・県と市町の連携について担当者に質問したところ、市町に対してはこれまでも情報提供や相談対応などをきめ細かく行っており連携して取り組んでいる。市町にとっても使いやすい交付金となるよう国に対して要件の緩和などについて毎年要望しているとのことであった。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名

平成 29 年度	1,235	随意契約	有限会社シーフロント 外 1 件
平成 28 年度	4,346	随意契約	株式会社コア 外 5 件
平成 27 年度	13,917	随意契約	株式会社セントラル広告 外 10 件

平成 27 年度は、子育てパスポートについて全国共通コソダテ及び中国 5 県連携、多子世帯向け検索項目追加版へ改修した。

平成 28 年度に開催した「やまぐち子どもハッピーフォーラム」(子育て団体等が出展するイベント)を平成 29 年度には開催しなかった。

(イ) 委託契約の概要

契約名	やまぐち子育て県民運動ポータルサイト運用管理業務委託		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	やまぐち子育て県民運動ポータルサイトの保守・運用		
委託業者名	有限会社シーフロント		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	やまぐち子育て県民運動ポータルサイトを作成した業者でなければ、軽微なプログラムの作成、事故発生時のシステムの復旧等に対応できないため		
予定価格	1,017 千円	委託金額	1,017 千円

契約名	知事とイクメンパパの料理教室運営業務委託		
契約期間	平成 29 年 8 月 18 日～平成 29 年 11 月 30 日		
業務内容	父親の家事・育児参加を促進する気運を盛り上げるため、家庭でも簡単に作れる、父親のための料理教室を開催する。		
委託業者名	山口県地域活動連絡協議会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	本事業の実施により、父親の家事・育児参加を促進する気運を全県において高めていく必要があることから、各地で親子の交流・文化活動を行っており、かつ親子を対象とした料理教室の開催実績が豊富な団体であること、また、開催効果を全県に波及していくため、県下に子育て支援のネットワークを有している団体であることが求められるが、この条件を満たす者が山口県地域活動連絡協議会以外にないため。		
予定価格	217 千円	委託金額	217 千円

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	-		
平成 28 年度	10,181	地域少子化対策 重点推進交付金	宇部市 外 1 件
平成 27 年度	4,932	地域少子化対策 強化交付金	宇部市 外 1 件

・平成 29 年度においては交付金の対象となる市町の取組が全くなかったため決算額がゼロとなっている。

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	310	ファミリーサポートアドバイザー研修会講師謝金 外
旅費	952	外部講師等の旅費
一般需用費	2,050	「やまぐちイクメン維新」印刷経費 外
役務費	42	電話代 外
委託料	1,235	やまぐち子育て県民運動ポータルサイト運営管理業務委託 外
使用料及び賃借料	166	会場使用料 外
合計	4,755	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	215	4.5%
その他	-	-
一般財源	4,540	95.5%
合計	4,755	100.0%

キ 根拠法令等：なし

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・一般需用費のうち「やまぐちイクメン維新」印刷経費についての事務手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・子ども・子育て応援プラン等の目標値と実績値の推移について担当者へ質問を実施し有効性について検討した。その他、当事業に関連する実績値の推移について担当者へ質問を実施し有効性について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約及び一般需用費のうち「やまぐちイクメン維新」印刷経費について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】やまぐち子育て応援パスポート発行枚数について（有効性）

やまぐち子育て応援パスポートの発行枚数は、平成28年度1,674枚、平成29年度3,045枚と増加している。担当者にパスポートの周知方法について質問したところ、県政放送や県報、子育てイベント、各市窓口（出生届窓口）や子育て関連施設、協賛事業所を活用する等して幅広く地道に広報活動を行っているとのことであった。

しかし、パスポートは「満18歳未満の子どもがいる家庭」及び「妊娠中の人がいる家庭」であれば利用可能であることを考慮すると対象となる世帯数に比べてパスポートを取得した世帯の割合が低いのではないかと考えられる。

パスポートの存在を知っていれば利用しなかったという世帯が利用できるよう周知方法等の見直しが必要である。

2 やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境を整備するため、個人や民間企業からの寄附金等による「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」を設置し、子育てで支援や子どもの貧困対策等に取り組む団体の裾野の広い活動を支援する。

(イ) 内容

民間企業等から寄附を募り、同額の県費と合わせて、「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」を組成するとともに、これを活用して、子どもや子育て等に関わる団体の活動経費に対する助成を行う。

区分	内容
助成対象	地域の子育て支援や子どもの貧困対策等に自主的・主体的に取り組む公益的な活動
助成対象団体	県内に事務所を置く NPO 法人やボランティア団体等で「やまぐち子育て県民運動子育て応援団」に登録している団体
助成金額	10 万円以内 / 団体

(ウ) 成果

助成実績

	平成 28 年度	平成 29 年度
助成団体数 (応募団体数)	29 団体 (34 団体)	33 団体 (37 団体)
助成金額	2,740,644 円	3,095,344 円

助成対象となる「やまぐち子育て県民運動子育て応援団」の登録団体数は平成 28 年度 267 団体で平成 29 年度 282 団体であった。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	3,000	3,500
決算額	-	2,912	3,196

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	3,196	やまぐち子ども・子育て応援ファンド運営委員会負担金	やまぐち子ども・子育て応援ファンド運営委員会
平成 28 年度	2,912		
平成 27 年度	-	-	-

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	3,196	やまぐち子ども・子育て応援ファンド 運営委員会への負担金
合 計	3,196	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
寄附金	1,750	54.8%
一般財源	1,446	45.2%
合 計	3,196	100.0%

キ 根拠法令等：やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち子ども・子育て応援ファンド助成金交付要綱、運営委員会規約、運営委員会事務局規程及び細則、運営委員会会計処理規程、審査内容、運営委員会議事録、助成金交付申請書、実績報告書、確定通知書、関連資料の閲覧及び交付要綱・規約との整合性を検証した。 ・抽出した助成金について、各費目内容及び内訳、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、交付要綱及び規約との整合性を検証した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。 ・予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出した事業における負担金の内訳、民間企業からの寄附金、助成先の各費目内容について、運営委員会議事録、審査内容、助

	成金交付申請書、事業実績報告書、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。
--	---

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

3 ぶち幸せおいでませ！結婚応援事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

若い世代の結婚の希望が叶えられるよう、やまぐち結婚応援センターを核とした出会いから成婚までの一貫した支援を推進する。

(イ) 内容

区分	内容
やまぐち結婚応援センターの運営	県内4か所に窓口を設置し、会員登録、お相手検索、マッチング、引き合わせから交際、成婚に至るまで結婚に向けた出会いや交際を支援
結婚応援セミナーの開催	結婚を希望する独身者、独身の子を持つ親、企業内婚活サポーターを対象に、各種セミナーと交流イベントを開催し、結婚を応援する様々な出会いの場を提供
ポジティブキャンペーンの実施(九州地域戦略会議プロジェクトチーム事業)	社会全体で結婚へのプラスイメージを醸成するため、九州・山口各県が一体となり、結婚・子育てをテーマとしたポジティブキャンペーンを実施(幹事県へ負担金を支払う)
結婚新生活支援事業	新規に結婚した世帯(世帯所得340万円未満)に対して、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の住居費、引越費用)を支援

(ウ) 成果

やまぐち結婚応援センターの会員登録状況

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
男性	444	876	845

女性	351	790	723
計	795	1,666	1,568

- ・入会登録料 5,000 円/年（登録日から 1 年間有効）
- ・引き続き登録を希望する場合は、有効期間終了後 2 ヶ月以内に更新手続きが必要

やまぐち結婚応援センターのお引き合わせ等の状況（累計）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
お引き合わせ 申込件数	1,599 件	8,512 件	15,841 件
お引き合わせ 実施件数	319 件	2,039 件	3,809 件
交際成立件数	63 組	425 組	887 組
結婚報告件数	1 組	8 組	24 組

結婚応援セミナーの開催状況（平成 29 年度）

開催日	場所	参加者数（人）			カップ ル数
		男	女	計	
一般独身者向け					
平成 29 年 9 月 24 日	美祢市	43	39	82	19 組
平成 29 年 11 月 23 日	岩国市	31	25	56	10 組
企業向け（やまぐち結婚応援企業の従業員優先、一般独身者も参加可）					
平成 29 年 12 月 23 日	防府市	48(8)	38(1)	86(9)	16 組
平成 30 年 2 月 25 日	下関市	46(2)	47(2)	93(4)	21 組
親向け 2					
平成 30 年 1 月 28 日	山口市	21	19	40	-
センター会員向け					
平成 29 年 8 月 6 日	山口市	17	-	17	-
平成 29 年 9 月 3 日	山口市	-	30	30	-

1 参加人数の（ ）内は「やまぐち結婚応援企業」に登録している企業に所属している方

2 親向けのセミナーは、プロフィールカード交換 29 名

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
----	----------	----------	----------

当初予算額	36,859	63,693	70,920
決算額	25,238	54,379	56,239

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	56,239	やまぐち結婚応援 センター運営委員 会負担金	やまぐち結婚応援セ ンター運営委員会 外 5 件
平成 28 年度	54,379	同上	やまぐち結婚応援セ ンター運営委員会 外 2 件
平成 27 年度	25,238	同上	やまぐち結婚応援セ ンター運営委員会

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	56,239	やまぐち結婚応援センター運営委員 会への負担金 外 5 件
合 計	56,239	

(単位：千円)

補助金・負担金	金額	交付先名称
やまぐち結婚応援センター運営委員会負 担金	51,240	やまぐち結婚応援セ ンター運営委員会
結婚新生活支援事業費補助金	4,499	萩市、光市、美祢市
九州地域戦略会議 P T 事業負担金	500	九州地域戦略会議
合計	56,239	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	32,450	57.7%
その他	-	-
一般財源	23,789	42.3%
合計	56,239	100.0%

キ 根拠法令等：なし

ク 平成 29 年度「やまぐち結婚応援センター運営委員会」収支決算内訳

(単位：千円)

	決算額	備考
会費収入	6,225	会費 5 千円 × 1,245 人
負担金収入	51,240	県負担金
その他収入	0	受取利息
収入合計	57,465	
人件費	42,742	一般事務に係る労働者派遣業務(株式会社パソナ)
事務所管理費	8,121	リース料 3,216 千円、地代家賃 2,405 千円、通信費 1,417 千円 外
会議費	14	
事業費	6,588	出会いイベント開催費 4,698 千円 1 システム導入維持管理費 1,777 千円 2 外
支出合計	57,465	

1 出会いイベント開催費

契約名	結婚応援セミナー企画運営業務		
契約期間	平成 29 年 6 月 12 日 ~ 平成 30 年 3 月 23 日		
業務内容	婚活セミナー及び交流会の企画運営		
委託業者名	株式会社オオバクリエイティブ		
契約方法	指名型プロポーザル方式による随意契約		
契約方法の 選択理由	本業務を確実かつ効率的に実施するためには、イベント等の企画・運営に係る広範かつ高度な専門的知識と豊富な経験が必要であり、最も優れた企画内容を提案した業者を選定することが不可欠であるため。		
予定価格	4,698 千円	委託金額	4,698 千円
入札状況	12 者指名、4 者入札		

2 システム導入維持管理費

やまぐち結婚応援センター結婚支援システム運用管理業務 1,086 千円、やまぐち結婚応援センター結婚支援システム改修業務 691 千円の業務委託契約があるが、いずれも株式会社プライム（本社：佐賀県）と単独随意契約を締結している。株式会社プライムは、平成 27 年度にやまぐち結婚応援センター結婚支援システムを導入した業者である。

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・やまぐち結婚応援センター運営委員会での労働者派遣契約及び業務委託契約の事務手続が県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・やまぐち結婚応援センターの会員登録状況及び結婚報告件数等の推移について担当者に質問を実施した。 ・やまぐち結婚応援セミナーの参加者数及びカップル数について担当者に質問を実施した。
【経済性・効率性】	・やまぐち結婚応援センター運営委員会での支出について事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】やまぐち結婚応援センターの入会要件について（有効性）

やまぐち結婚応援センターは、「20 歳以上の結婚を希望する独身の方」であれば県内在住者のみならず県外在住者も入会できる。入会の要件を県内在住者に限定していないのは、将来 UJ ターンを希望している方もいるためとのことである。また、担当者によれば「現状では、結婚報告のあった方で県外に居住している方はいない」とのことである。

将来 UJ ターンを希望する方もいるため県外在住者の入会を制限しないことには一定の合理性があると考えられるが、他県では、入会条件として県外在住者の場合、結婚後に県内居住可能な方や県内移住希望の方に限定しているケースも見受けられる。本県においても人口減少対策の面からは、県外在住者の場合、入会申込書に UJ ターンの予定を記載させるなどして入会時に UJ ターンの意味を確認することも検討すべきである。

【意見】萩サポートセンターについて（経済性・効率性）

やまぐち結婚応援センターは、県内 4 か所に窓口を設置している。やまぐち結婚応援センターの 4 か所の平成 29 年度末現在の職員数と会員数は以下のとおりである。

	所在地	職員数	会員数
やまぐち結婚応援センター	山口市	6	1,021
岩国サポートセンター	岩国市	3	274
下関サポートセンター	下関市	3	258
萩サポートセンター	萩市	1	15

萩サポートセンターが最も会員数が少ないが、その理由を担当者に質問したところ「萩には市が運営する結婚相談所がある」「萩市在住でも勤務場所が山口市の場合、山口市に登録する人が多い」との回答を得た。

萩サポートセンターは会員数が15名と少なく、また受付時間は金曜日の10時から17時のみとなっている（他の3か所のセンターは月・木・金曜日の12時から19時、土・日曜日・祝日の10時から17時）。萩サポートセンターの会員が上述の受付時間外に利用する場合は、他の3か所のセンターに出向くことになる。萩サポートセンターの今後の会員数や利用状況の推移を注視しつつ、今後の運営方針（会員増加・利用増加の方策、他のセンターとの統廃合の可能性など）について、検討していくことが必要である。

【意見】婚活サポーターの実効性の確保について（有効性）

結婚応援セミナーのうち企業向けのセミナーは「やまぐち結婚応援企業」の従業員を優先して参加させることとしている。平成29年度は2回開催されているが防府市で開催されたセミナーは参加者86名のうち「やまぐち結婚応援企業」の従業員は9名、下関市で開催されたセミナーは参加者93名のうち「やまぐち結婚応援企業」の従業員は4名であった。

「やまぐち結婚応援企業」に登録した事業所は、事業所内に「企業内婚活サポーター」をおき、従業員に対して「県が提供する結婚支援情報（セミナー、イベント等）の紹介」や「県が主催するセミナー、イベント等参加者の募集」などに取り組むこととしている。「やまぐち結婚応援企業」は平成29年度末現在86事業所が登録しているが、今後は登録数を増やすだけでなく「企業内婚活サポーター」が積極的にセミナー紹介・募集をするようサポーターの役割について周知を図る必要がある。

4 みんなで多子世帯応援事業

（1）事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

（ア）目的

子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成を図るため、多子世帯へ祝品等を贈呈する。

（イ）内容

【対象世帯】

山口県内に住所があり、第3子以降のお子さんを出産された世帯

【贈呈品】

やまぐち子育て連盟（キャプテン：山口県知事）からの「お祝状」と「お祝品」（県産農林水産物カタログギフト）

（ウ）成果

多子世帯祝品贈呈実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数	1,826 件	1,760 件	1,763 件

当事業は、平成 27 年度から開始され平成 29 年度で終了している。平成 29 年度で終了した理由について県の担当者に質問をしたところ、「現在、9 市町で出生時祝品等の贈呈を実施しているが、そのうち 7 市町が平成 27 年度以降に新規（4 市町）又は拡充（3 市町）を実施している。本事業の目的である『子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成を図る』ことが達成できていると判断したため終了した」との回答を得た。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	8,407	7,340
決算額	5,141	5,599	5,370

ウ 事業区分：継続事業（平成 27 年度から開始・平成 29 年度で終了）

エ 平成 29 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	5,014	多子世帯祝品（カタログギフト） 外
旅費	33	職員旅費
一般需用費	209	返信用はがき及び保護シール作成経費 外
役務費	106	電話代 外
使用料及び賃借料	8	高速道路利用料
合計	5,370	

オ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	5,370	100.0%
合計	5,370	100.0%

カ 根拠法令等：多子世帯応援祝品等贈呈要領

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・ 祝品（県産農林水産物カタログギフト）の購入手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・ 祝品の贈呈実績について「多子世帯応援祝品等贈呈」送付伺簿を閲覧し、担当者に質問を実施した。 ・ 各市町の出生時祝品等の状況について関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、当事業開始（平成 27 年度）以降の新規・拡充の状況を検討した。
【経済性・効率性】	・ 祝品購入時の契約方法の妥当性について検討した。 ・ 祝品出納簿を閲覧し、祝品の管理状況を確認した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

5 子育て支援・少子化対策推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

「子育て文化創造条例」に基づく子育て文化審議会の運営や、やまぐち子育て県民運動の推進など、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進める。

(イ) 内容

子育て文化審議会の運営

子育て支援・少子化対策に関する調査・審議、施策の建議

やまぐち子育て県民運動の推進

区 分	事業内容
やまぐち子育て県民運動研修会の開催	やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター、子育て県民運動地域推進協議会委員、市町推進組織委員、市町等の幅広い主体の参画による地域リーダー育成のための研修会を開催
児童福祉月間の実施	5月の児童福祉月間に係る絵画・標語の募集、こいのぼり掲揚式の実施等

(ウ) 成果

【子育て文化審議会】

平成 28 年度の子育て県民運動の取組において、「次世代の親となる中学生や高校生を対象に、結婚、出産、子育てについて理解を深める機会を提供する」、「多様な価値観を尊重しながら将来のライフデザインが描ける取組の推進を行う」ということを中心に議論及び実践を重ね、その成果として、平成 29 年度「未来のパパ・ママ！子育て体験交流事業」が県事業として立ち上げられた。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	4,526	2,283	2,204
決算額	3,561	1,957	2,010

平成 27 年度は、山口県子ども・子育て支援事業計画策定年であり、冊子「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の印刷をしているため、決算額が 1,500 千円程度多くなっている。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	572	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉事業団（児童センター）
平成 28 年度	572	随意契約	
平成 27 年度	572	随意契約	

(イ) 契約方法について

・単独随意契約の理由

児童健全育成のための全県的な事業を実施する機関において実施するため社会福祉法人山口県社会福祉事業団と契約している。

社会福祉法人山口県社会福祉事業団は、県の児童健全育成推進のための中核施設である山口県児童センターを設置運営しており、当該センター以外に全県的な事業を行う機関がないため。

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	-		
平成 28 年度	-		
平成 27 年度	500	子育て同盟負担金	子育て同盟

「子育て同盟負担金」については、平成 28 年度からは総合企画部政策企画課で予算計上し執行している。

エ 事業区分：継続事業（平成 15 年度開始）

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報酬	221	山口県子育て文化審議会委員報酬
報償費	118	子どもたちに配るミニこいのぼり
旅費	639	山口県子育て文化審議会委員旅費 外
一般需用費	253	「子育て文化創造白書」印刷経費 外
役務費	95	こいのぼり風車取付・撤去工事 外
委託料	572	児童福祉月間関連業務
使用料及び賃借料	28	高速道路利用料
備品購入費	84	レーザープリンター購入経費 外
合計	2,010	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
----	----	----

国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	2,010	100.0%
合計	2,010	100.0%

キ 根拠法令等：子ども・子育て支援法、子育て文化創造条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・委託料、報酬費及び旅費が法令及び実施要綱等に準拠して実施されているかを関係書類の閲覧及び担当者への質問により確認した。
【有効性】	・委員会議事録を閲覧することにより、当該事業の内容と趣旨を理解し、実施事業の成果についてはアンケート結果で確認を行った。
【経済性・効率性】	・福祉と教育の連携により、既存資源を有効活用するなどの工夫がなされていることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

6 未来のパパ・ママ！子育て体験交流事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

次代の親となる時期を間近に控えた「中学生・高校生」を対象とした、乳幼児親子との体験交流やライフプランニングセミナーの実施等により、若者の結婚、出産、子育てについての前向きな機運を醸成し、もって少子化対策の推進につなげていく。

(イ) 内容

高校3校、中学校3校の計6校で、学校の家庭科の授業等を活用し、乳幼児ふれあい体験やライフプランニングセミナーを地域ぐるみの取組としてモデル実施する。

(ウ) 成果

平成 29 年度の実施状況は以下のとおりである。

学校名	市町	対象	内容
大津緑洋高等学校	長門市	2 年生	育休中の教員講話やふれあい体験
長府高等学校	下関市	代表生徒	ふれあい体験
山口農業高等学校	山口市	2 年生	ふれあい体験やライフプラン授業
住吉中学校	周南市	3 年生	ふれあい体験や絵本づくり
神原中学校	宇部市	3 年生	ふれあい体験や赤ちゃんの発達授業
高森みどり中学校	岩国市	2 年生	ふれあい体験や離乳食づくり

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	-	1,500
決算額	-	-	1,281

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	668	随意契約	周南地域子育て支援ネットワーク虹色ねっと 外 6 件
平成 28 年度	-		
平成 27 年度	-		

(イ) 委託契約の概要

契約名	子育て体験交流等企画運営業務
契約期間	平成 29 年 8 月 1 日～平成 29 年 11 月 10 日
業務内容	住吉中学校における子育て体験交流等企画運営業務
委託業者名	周南地域子育て支援ネットワーク 虹色ねっと
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	本事業は、地域ぐるみの実行体制を構築し、学校を舞台に子育て体験交流活動等を展開するものであり、地域の子育て支援団体やコミュニティ・スクールの関係団体等と協働して企画や運営を進めていく必要がある。これを満たす団体は、様々な立場から子育て支援や学校支援を行うものが集まる「周南地域子育て

	て支援ネットワーク虹色ねっと」が最も適正であるため。		
予定価格	100 千円	委託金額	100 千円（消費税等込み）

外 5 件も同様な委託契約であり、すべて委託金額は 100 千円である。

エ 事業区分：新規事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	668	子育て体験交流等企画運営業務、報告書作成
報償費	257	キックオフセミナー講師謝金
旅費	243	キックオフセミナー講師、参加者旅費
使用料及び賃借料	64	キックオフセミナー会場使用料
役務費	49	電話代
合計	1,281	

カ 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率
国庫	470	36.7%
その他	-	-
一般財源	811	63.3%
合計	1,281	100.0%

キ 根拠法令等：なし

（２）監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合规性】	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書、委託業務仕様書、見積書、成果報告書、業務委託検査調書、経費支出伺い、関連資料の閲覧及び各種内容との整合性を検証した。 ・抽出した委託契約について、各費目内容及び内訳、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、委託契約書及び委託業務仕様書との整合性を検証した。

【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。 ・予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出した事業における委託金の内訳、報償費、旅費の各費目内容について、委託契約書、委託業務仕様書、見積書、成果報告書、経費支出伺い、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

7 やまぐち結婚応援パスポート事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

新たに結婚する世帯等に対し、協賛事業所から優待サービスを受けられる「やまぐち結婚応援パスポート」制度を創設し、社会全体で結婚を応援する気運を高めるとともに、経済的負担の軽減を図る。

(イ) 内容

スマートフォン等で取得したパスポート画像を協賛事業所に提示すると、各種優待サービスを受けられる。

(対象)

- ・1年以内に結婚予定の者
 - ・婚姻届を提出後1年以内の夫婦
- 県内に居住していること(結婚後、県内居住予定者含む)

(ウ) 成果

協賛企業数及び協賛事業所数の推移

	協賛企業数	協賛事業所数
平成29年11月	146	632
平成30年2月	152	638
平成30年5月	153	642
平成30年7月	154	643

パスポート取得者数及びやまぐち結婚応援パスポート HP アクセス数

	パスポート取得者数(人)	HPアクセス数(件)
平成 29 年 11 月	119	344
平成 29 年 12 月	143	224
平成 30 年 1 月	98	173
平成 30 年 2 月	87	130
平成 30 年 3 月	70	78
平成 30 年 4 月	41	126
平成 30 年 5 月	39	99
平成 30 年 6 月	34	102
平成 30 年 7 月	19	79
合計	650	1,355

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	-	4,500
決算額	-	-	4,326

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	3,892	随意契約	株式会社コア 外 1 件
平成 28 年度	-		
平成 27 年度	-		

(イ) 委託契約の概要

契約名	「やまぐち結婚応援パスポート」広報資料作成等業務
契約期間	平成 29 年 10 月 10 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	広報資料作成等業務
委託業者名	株式会社コア
契約方法	随意契約(プロポーザル方式)
契約方法の 選択理由	業務を確実にかつ効率的に実施するためには、広報資料作成等に 係る高度な専門的知識と豊富な経験が必要であり、最も優れた

	企画内容を提案した業者を選定することが不可欠なため。		
予定価格	3,400 千円	委託金額	3,400 千円
入札状況	6 者入札		

契約名	「やまぐち結婚応援パスポート」ホームページ作成業務		
契約期間	平成 29 年 6 月 21 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	ホームページの作成、運用管理業務		
委託業者名	有限会社シーフロント		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	やまぐち子育て応援パスポートホームページを作成した業者である。やまぐち結婚応援パスポート制度は、本年秋からの開始を予定しており、本制度に係る利用者向けホームページは、極めて限られた期間の中で効率的に制作していく必要がある。そのため、当ホームページは、既に運用している「子育て応援パスポートホームページ」の基幹システムをベースに、一部デザインの修正により対応することとしており、開発期間・経費ともに明らかに有利であるため。		
予定価格	1,500 千円	委託金額	491 千円

エ 事業区分：新規事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
旅費	330	職員旅費
一般需用費	57	消耗品費
役務費	47	電話代
委託料	3,892	「やまぐち結婚応援パスポート」広報資料 作成等業務 外
合計	4,326	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	1,998	46.2%

その他	-	-
一般財源	2,328	53.8%
合計	4,326	100.0%

キ 根拠法令等：なし

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・やまぐち結婚応援パスポートホームページアクセス数、パスポート取得者数を検証し、やまぐち結婚応援パスポート事業の有効性について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

8 母子保健対策推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

各地域における母子保健・医療の現状、事業内容、課題等について評価検討し、地域の特性を踏まえた指導を行うとともに、思春期から妊娠・育児及び乳幼児保健をとおして、本県の母子保健施策の充実強化を図るため、総合的な母子保健体制の整備を推進していく。

(イ) 内容

区分	内容
母子保健対策協議会の開催	母子保健施策の今後の在り方、母子保健事業の総合的、効果的な実施等について学識経験者等から意見を聴き、これを事業に反映する（年1回開催） 母子保健対策協議会には3つの専門委員会があり、このうち、HTLV-1 母子感染予防専門委員会を本事業で開催する。残る

	2つの不妊相談専門委員会と新生児聴覚検査専門委員会は別事業での実施である。
母子保健推進事業	母子保健活動の多様化する課題に的確に対応し、効果的な事業を展開するため、母子保健の最新知識及び技術を習得する。 ・母子保健研修等委託事業（保健師等を対象とした人材育成研修や連絡調整会議等の開催） ・妊婦健康診査等に関する医師の研修会の開催 ・乳幼児健康診査に関する医師の研修会の開催
母子保健推進員特別研修	山口県母子保健推進協議会が行う母子保健推進員を対象とした研修事業に補助し、母子保健推進員の資質向上を図るとともに、組織を育成強化し、もって母子保健の向上に資する。

(ウ) 成果

母子保健対策協議会の開催

平成30年3月1日に委員11名（欠席2名）、事務局7名の出席により開催され、母子保健の動向、母子保健事業実施状況等について議論が行われた。

HTLV-1 母子感染予防専門委員会は、平成29年12月7日に委員7名の出席により開催された。

母子保健推進事業

- ・母子保健研修等委託事業（委託額450千円、うち本事業分100千円）

平成29年8月18日受講者96名

平成29年11月28日受講者95名

平成30年2月15日受講者46名により開催。

- ・妊婦健康診査等に関する医師の研修会の開催（委託額200千円）

平成29年6月18日受講者88名により開催。

- ・乳幼児健康診査に関する医師の研修会の開催（委託額200千円）

母子保健推進員特別研修

・平成29年5月25日参加者475名により山口県母子保健推進員研修大会を開催。

・平成29年9月22日参加者60名により市町母子保健推進協議会会長等研修会を開催。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	1,073	1,073	1,011
決算額	1,028	965	941

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	500	随意契約	公益財団法人山口県健康福祉財団、山口県産婦人科医会、山口県小児科医会
平成 28 年度	500	随意契約	同上
平成 27 年度	500	随意契約	同上

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成 29 年度母子保健研修等委託業務
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	市町が実施する利用者支援事業（母子保健型）及び妊娠・出産包括支援事業等母子保健事業の推進・強化を図るため、保健師等を対象とした人材育成研修や連絡調整会議を開催
委託業者名	公益財団法人山口県健康福祉財団
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施にあたっては、高度の知識や専門的な技術を有する専門職員が不可欠であり、県内においてこの条件に該当する団体は公益財団法人山口県健康福祉財団において他にない。 ・公益財団法人山口県健康福祉財団は、本業務を 15 年以上にわたり実施してきており、過去の実績についても良好であることから、蓄積されたノウハウや経験、知識を生かした業務を実施できる唯一の団体である。
予定価格	450 千円（うち、本事業分 100 千円）
委託金額	450 千円（消費税等込み）

契約名	妊婦健康診査に関する医師の研修会開催
契約期間	平成 29 年 4 月 17 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	妊婦健康診査に関する医師の研修会を年 1 回開催する。
委託業者名	山口県産婦人科医会
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	実際に健康診査を行う産婦人科医師への研修であり、各専門分野で必要とされる最新で即時性のある専門的知識と技術の内容

	を判断し、研修を構成できる団体は、県内において他にはない。		
予定価格	200 千円	委託金額	200 千円（消費税等込み）

契約名	乳幼児健康診査に関する医師の研修会開催		
契約期間	平成 29 年 5 月 10 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	乳幼児健康診査に関する医師の研修会を年 1 回開催する。		
委託業者名	山口県小児科医会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	実際に健康診査を行う小児科医師への研修であり、各専門分野で必要とされる最新で即時性のある専門的知識と技術の内容を判断し、研修を構成できる団体は、県内において他にはない。		
予定価格	200 千円	委託金額	200 千円（消費税等込み）

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	156	山口県母子保健推進協議会特別研修事業補助金	山口県母子保健推進協議会
平成 28 年度	156		
平成 27 年度	156		

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	500	乳幼児健康診査に関する医師の研修会 外 2 件
負担金補助及び 交付金	156	母子保健推進協議会特別研修事業補助
報償費	137	山口県母子保健対策協議会委員謝金
旅費	76	山口県母子保健対策協議会委員旅費
一般需用費	68	印刷経費
役務費	4	筆耕料
合 計	941	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	315	33.5%
その他	-	-
一般財源	626	66.5%
合計	941	100.0%

キ 根拠法令等：母子保健法

山口県母子保健対策協議会設置要綱

山口県母子保健推進協議会特別研修事業補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に従い、事業が実施されているか確認した。 ・山口県母子保健対策協議会設置要綱、委託契約書、委託業務仕様書、見積書、実績報告書、山口県母子保健推進協議会特別研修事業補助金交付要綱、交付申請書、補助金等の交付事務に係るチェックシート、山口県補助金等交付規則、関連資料の閲覧及び各種内容との整合性を検証した。 ・実施事業における委託契約、補助金、報償費及び旅費について、各費目内容及び内訳、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連法令、関係要綱、委託契約書及び委託業務仕様書との整合性を検証した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。 ・予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業における委託金の内訳、補助金、報償費、旅費の各費目内容について、委託契約書、委託業務仕様書、見積書、実績報告書、経費支出伺い、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】乳幼児健康診査に関する医師の研修会の委託契約書について（合規性）

乳幼児健康診査に関する医師の研修会開催については山口県小児科医会に業務委託をしており、仕様書での開催回数は年1回と記載されているが、委託契約書では年

2回と記載されている。

実態に合わせて委託契約書の記載を年1回とすべきである。

【指摘事項】母子保健推進員特別研修について（合規性）

山口県母子保健推進協議会に対する補助金について、補助金額確定時の「補助金等の交付事務に係るチェックシート」による審査において、「4 根拠資料の収集 所定様式に必ず根拠資料を添付」にチェックが記されているが、根拠資料は添付されていない。担当者に質問したところ根拠資料は山口県母子保健推進協議会に出向いて根拠資料を確認しており、本来であればチェックシートは「必要に応じて根拠資料を収集」にチェックすべきであったとのことである。

チェックシートが形骸化しないよう実態に合わせてチェックを入れるべきである。

9 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（新生児スクリーニング検査）

（1）事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

（ア）目的

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障害などの症状をきたすため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施し、異常児を早期に発見することにより、後の治療とあいまって障害の発現を防止することである。

（イ）内容

疾病予防・早期療育支援等のための新生児に対する検査の実施等

・先天性代謝異常等検査

山口県予防保健協会及び NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会へ検査及び精度管理を委託している。

・新生児聴覚検査

新生児聴覚検査専門委員会の開催等を行っている。

（ウ）成果

山口県新生児マススクリーニング協議会にて平成 29 年度の実績報告により、受付検体数や検査結果等が詳細に報告されている。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
----	----------	----------	----------

当初予算額	33,171	31,949	31,629
決算額	31,121	29,954	28,370

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	28,109	随意契約	公益財団法人山口県予防保健協会 外 35 件
平成 28 年度	29,557	随意契約	公益財団法人山口県予防保健協会 外 35 件
平成 27 年度	30,694	随意契約	公益財団法人山口県予防保健協会 外 35 件

(イ) 委託契約の概要

契約名	先天性代謝異常等検査及び先天性甲状腺機能低下症検査
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	先天性代謝異常等検査及び先天性甲状腺機能低下症検査に係る検体の回収、検査の実施及び検査結果の連絡業務
委託業者名	公益財団法人山口県予防保健協会
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	<p>・国通知(H23.3.31 付け雇児母 0331 第 1 号「先天性代謝異常の新しい検査方法(タンデムマス法)について」)及び「山口県先天性代謝異常検査等実施要綱」に基づいた検査事業を実施するために、先天性代謝異常検査(先天性副腎過形成症検査を含む)及び先天性甲状腺機能低下症検査に係る検体の回収、検査の実施及び検査結果の連絡業務が適正かつ迅速に行える機関であること。また、各医療機関との連携、検査結果の分析・評価及び精度向上を図るための体制を備えている機関であること。</p> <p>・県内機関であり、検体の搬送・異常が判明した際の結果連絡等が迅速に行える。本業務の検査項目のすべて実施でき、全県分を取り扱える。医療機関との連携体制が構築されており、専門医との検査結果の分析・評価の検討委員会を開催するなど専門医との連携・検査精度の向上に取り組みがある。</p>
予定価格	29,120 千円

委託金額	検体 1 件あたり 1,600 円及び 800 円
------	---------------------------

契約名	先天性代謝異常検査、先天性甲状腺機能低下症検査及び先天性副腎過形成検査に関する精度管理業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	先天性代謝異常検査及び先天性甲状腺機能低下症検査の精度の技術向上、検査機関等との改善協議、相談支援業務、情報提供・その他関連事業		
委託業者名	NPO 法人タンデムマス・スクリーニング普及協会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	当該法人のみが新生児マススクリーニングの精度管理機関として事業を行っているため。		
予定価格	776 千円	委託金額	776 千円

契約名	新生児聴覚検査に関する検査実績の報告と関係機関への連絡業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	新生児聴覚検査に関する次に掲げる事項 ・ 保護者への説明と同意及び結果の通知 ・ 検査実績等の県への報告と関係機関への連絡		
委託業者名	山口県済生会下関総合病院 外 産科医療機関 33 か所		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	検査機器を持っている医療機関でなければ契約の目的が達せられないため。		
予定価格	1,305 千円(月 3,200 円×12 月×34 か所)		
委託金額	1,209 千円		

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	64	「新生児聴覚検査専門委員会」委員謝金
旅費	23	「新生児聴覚検査専門委員会」委員旅費 外
一般需用費	174	印刷経費 外

委託料	28,109	先天性代謝異常等検査 外
合計	28,370	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	801	2.8%
その他	-	-
一般財源	27,569	97.2%
合計	28,370	100.0%

キ 根拠法令等：母子保健法、山口県新生児聴覚検査事業実施要領、山口県先天性代謝異常等検査実施要領

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・山口県新生児マススクリーニング協議会議事録を閲覧し、有効性について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

10 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（不妊に悩む方への特定治療等支援事業）

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的及び内容

安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを推進するため、不妊に悩む方の治療費の助成（下表参照）や相談体制の整備を行うほか、不妊に対する理解を深めるための講演会の開催を行う。

【不妊治療の助成内容】

区分	一般不妊治療	人工授精治療	特定不妊治療	男性不妊治療
医療保険	適用	適用外	適用外	適用外
対象治療	タイミング法 男女薬物療法 検査・手術	人工授精	体外受精・顕微授精	採精手術（特定不妊治療の一環で行う）
助成限度額	上限 3 万円/年度	同左	初回上限 30 万円/回 2 回上限 15 万円/回	上限 15 万円/回
年齢制限	なし	なし	年齢 43 歳（妻）	同左
助成期間	通算 5 年（3 年目以降は医師が必要と認める場合）	同左	39 歳までに開始は通算 6 回、40 歳～42 歳で開始は通算 3 回	同左
負担割合	県・市町で各 1 / 2	県 10/10	国・県で各 1 / 2 （下関市は国・市）	同左
実施主体	市町	県	県（下関市）	同左

（イ）成果

切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業の一環として不妊治療の助成をはじめとする事業展開を行っているが、県単位での不妊治療の成果（妊娠成立・不成立の状況）や目標となる指標について詳細なデータ蓄積は無い（成果の把握や制度趣旨が不妊治療の経済的支援であることから目標設定も困難）。そこで過去 3 期間の県による支援実績を下表にて示した。

（単位：千円）

補助・扶助実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般不妊治療費（ 1 ）	16,453	17,023	16,742
特定不妊治療費（ 2 ）	139,805	168,845	161,137
人工授精不妊治療（ 3 ）	21,062	21,763	20,342

- 1 一般不妊治療費は各市町への補助金交付である（県負担 1 / 2 相当額）。
- 2 特定不妊治療費は上記額を国 1 / 2、県 1 / 2（下関市は国 1 / 2、市 1 / 2）で負担
- 3 人工授精不妊治療は上記額の 10/10 を県が負担

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	299,110	230,542	244,585
決算額	186,824	240,732	208,297

平成 28 年度は補正予算（285,111 千円）を計上している。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	3,234	随意契約	山口県立総合医療センター 外 33 件(市町)
平成 28 年度	3,218	随意契約	山口県立総合医療センター 外 35 件(市町)
平成 27 年度	3,487	随意契約	山口県立総合医療センター 外 38 件(市町)

委託料のうち、下記委託契約の概要に記載したもの以外は各市町に対する委託であり人工授精費助成及び特定不妊治療費助成の申請窓口となることによる受付及び進達業務に係る契約である。なお、1 市町で人工授精費助成と特定不妊治療費助成で個別に契約し契約を締結しない市町も存在するため上表件数に増減がある。

(イ) 委託契約の概要

契約名	女性健康支援センター及び不妊専門相談センターの運営業務
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
業務内容	女性のための一般的な相談を受ける「女性健康支援センター」及び不妊に関する専門的な相談を受ける「不妊専門相談センター」の運営
委託業者名	地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	当該業務は専門性を有する業務であり国の要綱に基づく基準を満たし、相談業務受け入れができる実施機関は県内では他にはなく競争入札に適さないため。
予定価格	2,889 千円(うち消費税及び地方消費税 214 千円)
委託金額	2,889 千円(うち消費税及び地方消費税 214 千円)

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	16,742	山口県一般不妊治療費助成事業補助金	岩国市 外 18 市町
平成 28 年度	17,023		岩国市 外 18 市町
平成 27 年度	16,453		岩国市 外 18 市町

工 事業区分：継続事業

才 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
扶助費	181,479	特定不妊治療費補助金他
負担金補助及び交付金	16,742	一般不妊治療費補助事業費補助金
委託料	3,234	女性健康支援センター及び不妊専門 相談センター委託他
共済費	190	臨時職員経費
賃金	1,202	臨時職員経費
報償費	415	「不妊を考える集い」講師謝金他
旅費	195	「不妊を考える集い」講師旅費他
一般需用費	378	不妊治療費助成制度のポスター等印 刷経費他
役務費	1,763	「不妊を考える集い」広告掲載料他
使用料及び賃借料	28	会場使用料他
償還金利子及び割引料	2,671	国庫補助金の返還金
合 計	208,297	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	100,299	48.1%
その他	4	0.0%
一般財源	107,994	51.8%
合 計	208,297	100.0%

「その他」は共済費（雇用保険）の精算戻りである。

キ 根拠法令等：母子保健法等

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<p>・一般不妊治療費助成事業費補助金交付要綱を入手し要綱どおりに各市町から交付申請及び実績報告の提出、確定額に基づく確定交付の支出が為されていることを確認した。また交付申請における補助所要額が要綱別表どおりに算定されていることを確認した。</p> <p>・人工授精不妊治療費の扶助については、下関市を除く 18 市町は申請書類の受付窓口であり各健康福祉センターへ進達しているため事務の委託契約を締結している(委託契約書を確認した)。下関市については担当健康福祉センターがなく、市からこども政策課に申請書が集約されるため申請手続きファイル(当該助成事業要綱第 2 条の助成対象者要件の確認手続きの状況)を閲覧した。</p> <p>・特定不妊治療費の扶助については、下関市を除く 18 市町は健康福祉センターにて事務手続きを実施している。</p> <p>・女性健康支援センター及び不妊専門相談センターの運営業務に係る実施要綱、委託契約書、見積書を閲覧し要綱どおりの事務手続きとなっていることを確認した。</p>
【有効性】	<p>・一般不妊治療費補助の実績報告を閲覧し、各市町での治療対象者からの申請実績(数)を確認した。</p> <p>・委託契約に係る実績報告書を閲覧し、相談件数実績等(電話・面接・メールの形態別)を確認した。</p>
【経済性・効率性】	<p>・一般不妊治療費補助の各市町における補助金交付決定額と確定額との階差について補助金確定額一覧表を閲覧し補助所要額の算定の在り方について質問した。</p>

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

11 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(妊娠・出産包括支援推進事業)

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

市町が設置する妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの支援をワンストップ

で行う「子育て世代包括支援センター」の推進や機能強化を図るとともに、妊娠期から出産・子育て期へと切れ目のない支援の仕組みづくりを構築し、子育てしやすい環境づくりを推進する。

(イ) 内容

子育て世代包括支援センターや市町保健センター等に従事する保健師、助産師等に対する専門研修や関係機関等の連絡調整会議の開催

母子保健コーディネーター等の人材育成

・連絡調整会議及び研修会の開催（健康福祉センター及び健康づくりセンターにて実施）

・市町保健師に対する研修派遣の助成

ハイリスク乳幼児支援（乳幼児発達クリニックの開催）

(ウ) 成果

母子保健の多様化する課題に的確に対応し、効果的な事業を展開するため、母子保健の最新の知識及び技術を習得することを目的とした研修会が8月、11月、2月の年3回開催された。大学の教授や小児科の医師、保健センターの担当者等を講師として母子保健に関する様々なテーマで講義が行われた。参加者は、市町及び健康福祉センターの保健師等、学校保健関係者、幼稚園・保育所の職員、関係医療機関の医療従事者、助産師等であり、参加人数は8月96人、11月95人、2月46人であった。2月の参加人数は8月、11月の参加人数と比して半減しているが、これは研修内容の構成等により参加対象者を保健師と助産師に限定したためである。

全3回の参加者からのアンケート結果によれば、理解度、満足度、活用度について「十分できた」、「ある程度できた」の割合が90%を超えており、効果的な研修であったことが窺えた。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	17,204	2,564	2,374
決算額	6,467	2,253	2,113

平成 27 年度は当初予算額及び決算額が他の年度と比較して多いが、これは利用者支援事業（母子保健型）の交付金を、平成 27 年度のみ本事業に組み込んでいたためである。当初予算額のうち 14,000 千円、決算額のうち 4,176 千円が当該事業に係る額であり、当該額の影響を除くと大きな変動はない。

ウ 委託料等執行状況

(イ) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	350	随意契約	公益財団法人山口県健康福祉財団
平成 28 年度	400	随意契約	公益財団法人山口県健康福祉財団
平成 27 年度	470	随意契約	公益財団法人山口県健康福祉財団

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成 29 年度母子保健研修業務委託		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	市町が実施する利用者支援事業(母子保健型)及び妊娠・出産包括支援事業等母子保健事業の推進・強化を図るため、保健師等を対象とした人材育成研修や連絡調整会議等を開催する。		
委託業者名	公益財団法人山口県健康福祉財団		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	<p>性質又は目的が競争入札に適さないため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施にあたっては、高度の知識や専門的な技術を有する専門職員が不可欠であり、県内においてこの条件に該当する団体は公益財団法人山口県健康福祉財団において他にない。 ・公益財団法人山口県健康福祉財団は、本業務を 15 年以上にわたり実施してきており、過去の実績についても良好であることから、蓄積されたノウハウや経験、知識を生かした業務を実施できる唯一の団体である。 		
予定価格	450 千円	委託金額	450 千円

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	-		
平成 28 年度	-		

平成 27 年度	4,176	地域子ども・子育て支援事業 交付金	下関市 外 3 市
----------	-------	----------------------	-----------

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	981	「乳幼児発達クリニック」専門医等謝金 外
旅費	387	「乳幼児発達クリニック」専門医等旅費 外
一般需用費	125	研修資料代 外
役務費	96	連絡通信費
委託料	350	市町保健師等に対する母子保健研修
償還金 利子及び割引料	174	国庫補助金の返還金
合 計	2,113	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	557	26.4%
その他	47	2.2%
一般財源	1,509	71.4%
合 計	2,113	100.0%

「その他」は、受胎調節実地指導員指定申請の手数料収入である。

キ 根拠法令等：母子保健法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・母子保健研修会の開催状況等を検証し、有効性について検討した。
【経済性・	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を

効率性】	実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。
------	--------------------------

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

12 多子世帯応援保育料等軽減事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

子供を安心して産み育てることができるよう、特に多子世帯における経済的負担を軽減するため、第3子以降のいる世帯について、保育料を軽減する。

(イ) 内容

世帯年収360万円以上かつ第3子以降の子供が保育所等に入所している世帯を対象とし、市町が保育料の軽減をする場合において、県がその軽減額の一部もしくは全部を補助する。なお、世帯年収360万円未満の世帯は、国の制度により保育料が無償となっている。

(ウ) 成果

多子世帯の保育料等の経済的負担を軽減するものであり、成果についてはあるものと判断される。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	330,722	318,594
決算額	393,325	347,862	352,043

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成29年度	352,043	多子世帯応援保 育料等軽減事業 補助金	下関市 外 18 市町
平成28年度	347,862		下関市 外 18 市町
平成27年度	393,325		下関市 外 18 市町

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助金及び 交付金	352,043	市町への保育料軽減補助金
合 計	352,043	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	352,043	100.0%
合 計	352,043	100.0%

キ 根拠法令等：子ども・子育て支援法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・当事業の補助金交付要綱やその他規定に従って事務処理されているかどうかについて関連起案書及び伺い書の閲覧、担当者への質問等を行い検討した。
【有効性】	・事業内容、補助金交付実績等について担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施し事業の有効性について検討した。
【経済性・ 効率性】	・関連起案書及び伺い書の閲覧、担当者への質問等を行い事務手続き及び支出内容の妥当性について検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】補助金交付要綱の記載について（合規性）

当事業においては、多子世帯応援保育料等軽減事業費補助金交付要綱が作成され交付補助率は、第4条第2項に規定される別表において定義されている。しかし、市町によって保育料等の減免率が異なることや別表の事業内容の定義及び交付申請に係る様式のうち別紙付表の記入要領があいまいなことから、この交付要綱及び別表のみ

をもって、市町に対する補助金を算定することは難しいものとなっている。

当事業の担当者からヒアリングした内容に沿って想定されている補助率により補助金の交付がなされていることは関連する起案書等により確認ができた。したがって、事務の執行自体には問題はないものと判断しているが、交付要綱の記載内容を整理して補助金の算定について明確化することが必要である。

13 未熟児養育医療事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が、入院治療を必要とするために指定医療機関に入院をした場合の医療費を助成する。

(イ) 内容

未熟児養育医療

- ・身体の発育が未熟なまま出生した乳児（いわゆる未熟児）に対する医療の給付を行う。
- ・医療の給付を行った乳児又はその扶養義務者から、当該未熟児の属する世帯の所得税額等に応じ、一部負担金を徴収する。
- ・母子保健法の改正（平成25年4月1日施行）により、市町が支弁する養育医療の給付に要する費用の一部を県が負担し、併せて、市町の国へ対する交付申請手続きの取りまとめ等を行う。

（負担割合：国 1/2、県 1/4、市町 1/4）

妊娠高血圧症候群等療養援護費

妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、妊産婦が属する世帯の所得税額等に応じて、療養に要する費用の一部を支給する。

(ウ) 成果

山口県未熟児養育医療給付費負担金の交付確定額は以下のとおりである（平成29年度については往査日現在において未確定のため県が国に提出している実績額を記載している）。

（単位：千円）

市町名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
-----	--------	--------	--------

宇部市	3,290	2,662	3,829
山口市	2,418	4,802	2,898
萩市	218	920	327
防府市	3,168	3,412	4,812
下松市	1,198	346	872
岩国市	1,809	3,225	2,316
光市	535	418	826
長門市	231	448	3,430
柳井市	740	215	533
美祢市	201	322	201
周南市	1,834	1,501	1,464
山陽小野田市	1,003	1,910	733
周防大島町	152	0	221
和木町	164	191	89
上関町	0	19	0
田布施町	205	201	102
平生町	229	147	85
阿武町	0	14	0
下関市	6,888	2,626	2,041
計	24,290	23,387	24,787

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	24,996	24,757	23,715
決算額	25,378	22,397	30,307

平成 29 年度の決算額が前年度および当初予算に比べて増加した主な理由は以下のとおりである。

- ・高度な医療処置や長期入院を必要とする乳児の増加
- ・生活保護世帯への給付額の増加(生活保護世帯は医療費が全額養育医療費負担)

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	40	随意契約	社会保険診療報酬支払基

平成 28 年度	42	随意契約	金、山口県国民健康保険団体連合会
平成 27 年度	44	随意契約	

(イ) 委託契約の概要

契約名	公費負担医療に関する費用の審査及び支払事務の委託契約
契約期間	1年間の自動更新
業務内容	公費負担医療に関する費用の審査及び支払事務の委託契約
委託業者名	社会保険診療報酬支払基金、山口県国民健康保険団体連合会
契約方法	随意契約
契約方法の 選択理由	母子保健法施行令第1条において医療に関する審査機関が、「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。」と定められているため。
委託金額	40千円（2業者合計）。1件当たりの処理単価が契約で定められており、処理件数によって委託金額が変動する。

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	29,821	山口県未熟児養 育医療給付費負 担金	下関市 外 18 市町
平成 28 年度	21,920		
平成 27 年度	25,048		

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	40	レセプト審査支払手数料
負担金補助及び交付金	29,821	未熟児養育医療給付費負担金
償還金利子及び割引料	446	国庫補助金の返還金

合 計	30,307	
-----	--------	--

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	165	0.5%
その他	1,163	3.8%
一般財源	28,979	95.7%
合計	30,307	100.0%

「その他」は、交付額の確定による市町からの返還金である。

キ 根拠法令等：母子保健法、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県未熟児養育医療給付費負担金の交付実績について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

14 子育て支援特別対策事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

国からの交付金により基金を造成し、当該基金を活用して保育所の耐震化促進や待機児童解消のための整備を図ることにより子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行う。

(イ) 内容

区分	負担割合
認定こども園整備事業	基金 1/2 市町・法人 1/4
小規模保育所整備事業	基金 1/2 市町・法人 1/4
小規模保育設置促進事業	(待機児童解消加速化プランによる場合)
保育所等緊急整備事業	基金 2/3 市町 1/12 法人 1/4)

(ウ) 成果

直近 2 事業年度の利用実績は以下のとおりである。

市町村	施設名	整備区分	整備事業	補助額 (千円)
平成 28 年度				
萩市	認定こども園 萩光塩学院幼稚園	大規模修繕等	保育所等緊急整備事業	3,491
下関市	下関短期大学付属 第一幼稚園	増築	認定こども園整備事業	19,986
下関市	下関短期大学付属 第二幼稚園	増築	認定こども園整備事業	19,610
下関市	でしまつ子ども園	大規模修繕等	保育所等緊急整備事業	4,048
山口市	野田学園幼稚園	増築	認定こども園整備事業	38,340
防府市	佐波幼稚園	増改築	同上	23,864
防府市	鞠生幼稚園	大規模修繕等	同上	1,170
防府市	中関幼稚園	増築	同上	27,573
防府市	松崎幼稚園	大規模修繕等	同上	1,296
防府市	中関幼稚園	大規模修繕等	同上	4,776
美祢市	伊佐中央幼稚園	大規模修繕	同上	3,960
下松市	ニチイ学館小規模	小規模	小規模保育設置促進	28,616
合 計				176,730
平成 29 年度				
下関市	いちよう幼稚園	大規模修繕	認定こども園整備事業	4,653
防府市	ひまわりキッズ	創設	小規模保育所整備事業	17,302
防府市	多々良幼稚園	増改築	認定こども園整備事業	25,417
防府市	鞠生幼稚園	大規模修繕	同上	1,518
防府市	新田幼稚園	大規模修繕	保育所緊急整備事業	9,720
周南市	ニチイキッズ毛利	改築	小規模保育設置促進事業	14,666

	町保育園		
合 計			73,276

待機児童数の推移

	待機児童数（人）	市町別内訳（人）
平成 28 年 4 月 1 日現在	65	山口市（65）
平成 29 年 4 月 1 日現在	100	山口市（92）、下松市（8）
平成 30 年 4 月 1 日現在	36	山口市（36）

山口市は平成 29 年度に保育所緊急整備事業で新規に創設された保育所（定員 60 名）により直近平成 30 年 4 月 1 日現在は解消に向かっている。但し、山口市は県内でも待機児童の潜在数が多いとされており県として今後も引き続き留意が必要と判断している。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	328,202	573,371	404,964
決算額	115,920	176,730	73,276

ウ 委託料等執行状況

（ア）補助金等の過年度推移

（単位：千円）

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	73,276	子育て支援特別 対策事業施設整 備費補助金	下関市 外 2 市
平成 28 年度	176,730		下関市 外 5 市
平成 27 年度	115,520		下松市 外 1 市

平成 29 年度は事業者が他の補助金による施設整備実施へ変更したことから決算額が平成 28 年度・平成 27 年度に比べて減少している。

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 29 年度 決算額	主な内容

負担金補助及び交付金	73,276	保育園等の施設整備補助 (安心こども基金充当)
合計	73,276	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	73,276	100.0%
一般財源	-	-
合計	73,276	100.0%

本事業は国庫を原資とするものの各都道府県において基金化(「安心こども基金」)して一般予算と区別しているため財源を「その他」としている。

キ 根拠法令等：安心こども基金管理運営要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱を入手し、交付目的・対象となる施設整備について確認した。 ・ 各市町から提出される補助事業者の子育て支援特別対策事業施設整備計画書・施設整備協議書を確認した。 ・ 各市町への内示、各市町からの交付申請、交付決定、補助金額確定通知を確認した。 ・ 事業実績報告書を確認した。 ・ 補助事業者のうち、ゆたか保育園について当初予定した施設整備工事において工期の延期があり、補助金の繰越手続きが採られていることから繰越手続きの適正性について関連書類を確認した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初予算額と決算額の乖離について質問した。 ・ 山口県の待機児童数及び待機児童存在地域について質問し、当該基金の利用により待機児童解消への趨勢を確認した。 ・ 山口県内の保育所等における耐震化率の状況について質問した(県内の耐震化率は他県に比して決して高いとは言えないが本件補助金については補助率の関係で施設側の自己負担や市町の負担も発生することから基金利用促進に向けた取り組みとして

	は啓発活動を続けるしかない状況である) ・補助金申請時の山口県社会福祉整備等審議会(計画書に対する審査機関)による意見書を確認した。
【経済性・効率性】	・山口県の待機児童数及び待機児童存在地域について質問し、当該基金が効率的に必要な市町へ配分されていることを確認した。 ・保育所の増築や創設について待機児童解消の一方で将来的な少子化(人口減)が見込まれる中で保育所の需要と供給のバランスについて質問した(直接的な実施主体の市町に委ねられている旨回答を得た) ・基金の運用方針について山口県資金積立基金条例に基づき質問した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】補助金に関する仕入税額控除の報告確認について(合規性)

子育て支援特別対策事業施設整備費補助金交付要綱では、第9条で消費税の取扱いについて、「(消費税)仕入控除税額について全部又は一部を県に納付させることがある」と規定しているが、申請時及び実績報告時に税額返還納付の可能性について特段検討していない。

返還額が確定した場合は市町を通じて県に報告されるが、申請時又は実績報告時において当該補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認しておくことは、報告漏れがないかどうかをチェックする際に有用と考えられる。申請書又は実績報告書に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。

15 保育・幼児教育総合推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育等に対する「施設型給付」及び「地域型保育給付」の支援を行い、幼児期の学校教育・保育を総合的に推進する。

(イ) 内容

子ども・子育て支援新制度において創設された「施設型給付」や「地域型保育給付」により、従来別々に行われていた保育所、認定こども園、幼稚園等に対する財政支援の仕組みが共通化された。子ども・子育て支援法第67条に基づき、市町村が支弁する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の概ね四分の一を負

担するものである。

(ウ) 成果

法に基づき市町が支弁する施設型給付費等の一部を負担することにより、子ども子育てに関する保護者の経済的負担を軽くするという点で成果は認められる。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	3,938,893	4,184,068	5,123,334
決算額	3,555,896	4,184,068	4,871,301

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が始まった。新制度に移行する私立幼稚園等が増加したことから、予算額及び決算額は増加傾向にある。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	4,871,301	子どものための 教育・保育給付費	下関市 外 17 市町
平成 28 年度	4,184,068		下関市 外 17 市町
平成 27 年度	3,555,896	負担金	下関市 外 17 市町

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助金及び 交付金	4,871,301	保育施設等の運営費負担金
合 計	4,871,301	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
----	----	----

国庫	-	-
その他	44,559	9.1%
一般財源	4,826,742	90.9%
合計	4,871,301	100.0%

財源内訳の「その他」については、過年度概算交付額と確定交付額の差額の返戻を市町から受けたものである。市町が支弁した額の確定（実績報告）が翌年度の6～7月頃、実績報告を受けての国の額の確定が3月頃になるため生じるものである。

キ 根拠法令等：子ども・子育て支援法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・起案書の閲覧や担当者への質問等により、当事業が負担金交付要綱等に従って実施されているか検討を行った。
【有効性】	・事業の内容、負担金の実績等について担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施し、有効性について検討した。
【経済性・効率性】	・起案書の閲覧や担当者への質問等により、事務手続及び支出内容の妥当性について検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】 県の交付要綱未作成について（合規性）

県は当事業の負担金の交付要綱を作成していない。法に基づいて支出するものであり、県の負担金と負担割合は異なるものの国庫負担金があることから、国の要綱である「子どものための教育・保育給付費国庫負担金交付要綱」に準じているとのことである。

しかしながら、国庫負担と県負担は根拠条文が異なり、負担割合が国と県では異なっている。加えて、国庫負担がない地方単独費用については国の要綱には記載されておらず、子ども・子育て支援法附則第9条4項及び同項に規定されている施行規則附則第19条において、費用の二分の一以内について補助することができる、となっており、補助割合について法で固定されていないことから、県要綱等により補助割合を明確にする必要がある。

国要綱を単純な読み替えで準用できない場合については、県独自の交付要綱を作成する必要がある。

16 地域子ども・子育て支援事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的及び内容

子育て家庭のニーズに応じた、地域の子育て支援を推進するため、市町が地域のニーズを踏まえて作成した子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する子育て支援のための事業等に対し交付金を交付する。

(イ) 成果

本事業のうち、予算・決算規模が最大となる放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況及び待機児童数の増減は以下のとおりである。

区分	平成 28 年 5 月 1 日	平成 29 年 5 月 1 日	増減
クラブ数	353 箇所	331 箇所	22 箇所 (1)
支援の単位数	403 単位	412 単位	+ 9 単位
登録児童数	14,195 人	15,160 人	+ 965 人
待機児童数	505 人	480 人	25 人

1：平成 27 年度の新制度施行に伴い、概ね 40 人を 1 つの規模とする「支援の単位」が創設。これに伴い受け入れ児童数の増減とは無関係にクラブ数の減少が発生した。

例) 旧：〇〇小学校児童クラブ第 1、第 2 2 クラブとカウント

新： 小学校児童クラブ 第 1 教室、第 2 教室

1 クラブ 2 支援の単位

また、山口県として地域子ども・子育て支援事業のうち、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業において以下の目標値（「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標値）を掲げている。

利用者支援事業の実施市町数

平成 29 年度 11 市町 平成 31 年度目標 19 市町

地域子育て支援拠点数

平成 29 年度 155 箇所 平成 31 年度目標 150 箇所

病児保育施設数

平成 29 年度 29 箇所 平成 31 年度目標 35 箇所

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	1,091,743	1,230,308	1,382,629

決算額	1,076,465	1,193,354	1,320,067
-----	-----------	-----------	-----------

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	1,320,067	地域子ども・子育て 支援事業交付 金	下関市 外 18 市町及び広島県
平成 28 年度	1,193,350		下関市 外 18 市町
平成 27 年度	1,047,734		下関市 外 18 市町

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交 付金	1,320,067	子ども・子育て支援事業計画に基づき、 市町が実施する事業に対する補助
合 計	1,320,067	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	124,934	9.5%
一般財源	1,195,133	90.5%
合計	1,320,067	100.0%

その他財源について、60 千円は病児保育事業（広域事業）による広島県からの分担金及び負担金である（広島県の住民が山口県の施設を利用した場合）。また、124,874 千円は補助金返納額である（うち、平成 28 年分は 124,378 千円、平成 27 年分は国から計算方法変更指示により 496 千円発生）。

キ 根拠法令等：子ども・子育て支援法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱第6条にある交付申請期限（交付年度の6月30日）と異なる申請期限（9月27日）で受付されているが、「平成29年度地域子ども・子育て支援交付金に係る交付申請について」を閲覧し、要綱第6条2項の但書きによる「知事が別に期日を定める場合」として運用している旨確認した。 ・交付申請書、事業実績報告書を閲覧し交付要綱に沿って作成されていることを確認した。 ・交付要綱第7条にあるとおり、交付対象事業に変更がある場合の変更申請書を閲覧し、変更交付申請の案内どおりの期日・内容で作成のうえ提出されていることを確認した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業のうち、決算規模の最も大きな放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの実施状況を質問し、クラブ数としては前年比で減少しているものの待機児童数解消に向けた取り組み（施設整備による定員増等）には一定の成果が見えていることを確認した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町への補助金概算払い金額と確定額との差額について質問し、補助金交付は事業費が不足することを理由に追加交付することが出来ないため、やむを得ず各市町としては補助基準額の上限をもって申請する傾向にあることを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】補助金交付後の不用額発生について（経済性・効率性）

本事業において、平成29年度末に精算された平成28年度地域子ども子育て支援事業における補助金の返納が124,378千円発生している（交付金受取額（執行可能額）は1,185,159千円に対して執行額は1,060,781千円である）。担当課によると、特に一時預かり事業においては保育所側で既存の保育士以外に一時預かり専任の保育士を確保する必要があり、保育士確保が難しい昨今の状況において当該事業が行えなかったようなケースをはじめ補助基準額に満たない実績となるため交付金額と確定額に差異が発生するとのことであった。各市町では当初の予算要求時点や変更申請時点では所要額を精緻に把握することが困難であり、補助基準額の上限で申請している。

単年度における予算の効率的・経済的な配分使用という観点からは、交付金額をより実績に近づけるように事業の進捗度合や見込みを各市町に徹底させ不用額（返納額）を縮小させるように取り組んでいく必要がある。

17 保育所障害児受入促進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

障害児の保育に必要な環境整備を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るとともに障害児を受け入れる保育所の拡大を図る。

(イ) 内容

当年度中若しくは翌年度に障害児の受け入れを予定している保育所を対象として、障害児の保育に必要な障害児用の便所等の整備、障害児用の遊具・器具等の設置又は更新等の環境改善を実施する。

(補助基準額)

1事業当たり 1,029千円

(ウ) 成果

障害児保育の実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数(か所)	196	203	206
障害児児童数(人)	1,074	1,081	1,121

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	4,116	4,116	4,116
決算額	3,158	2,744	2,917

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	2,917	保育所障害児受 入促進事業	山口市 外 1 件
平成 28 年度	2,744		山口市 外 1 件
平成 27 年度	3,158		山口市 外 1 件

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,917	保育施設等が障害児を受け入れるために必要となる改修等への助成
合計	2,917	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	1,715	58.8%
その他	-	-
一般財源	1,202	41.2%
合計	2,917	100.0%

キ 根拠法令等：保育環境改善等事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・障害児保育の実施状況について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

18 子ども・子育て支援人材育成事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

多様な子育て支援を担う人材を育成し、地域全体で子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

(イ) 内容

子育て支援員研修

子育て経験者等を対象とした全国共通の「子育て支援員」養成研修を実施

放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童クラブに従事する「放課後児童支援員」として必要な知識・技能の習得のための全国共通の義務研修を実施

児童健全育成関係職員研修

児童館職員等、児童健全育成関係職員の質の向上を図るための研修を実施

(ウ) 成果

子育て支援員研修

・コース別修了者数の推移

コース等		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
地域 保育	地域型保育	40	48	71	159
	ファミリー・サポート・センター		34	21	55
地域 子育て 支援	利用者支援事業（基本型）		5	7	12
	利用者支援事業（特定型）		6	13	19
	地域子育て支援拠点		72	90	162
放課後児童			31	50	81
計		40	196	252	488

放課後児童支援員認定資格研修

・修了者数の推移

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
288	264	283	835

・放課後児童クラブの登録児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録児童数	12,798	14,195	15,160

児童健全育成関係職員研修

・段階別受講者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
初任者研修	45	45	46	136
中堅者研修	36	67	80	183
中堅者研修	50	51	54	155
技術者研修	60	27	75	162
計	191	190	255	636

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	12,880	11,089	11,456
決算額	12,958	10,944	11,159

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	11,027	随意契約	学校法人香川学園フロンティア大学 外 2 件
平成 28 年度	10,610	随意契約	学校法人香川学園フロンティア大学 外 2 件
平成 27 年度	10,757	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 外 6 件

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成 29 年度山口県放課後児童支援員認定資格研修業務
契約期間	平成 29 年 5 月 8 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	平成 29 年度山口県放課後児童支援員認定資格研修の企画及びその実施
委託業者名	特定非営利活動法人学童協会
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)
契約方法の 選択理由	効果的・効率的な研修を実施するためには、研修内容等について、専門的な知識と経験を有する事業者に委託することが適切

	であり、単なる価格による競争に適さないため。		
予定価格	3,540 千円	委託金額	3,540 千円
入札状況	応募 1 件		

契約名	子育て支援員研修事業		
契約期間	平成 29 年 5 月 16 日～平成 30 年 3 月 23 日		
業務内容	「子育て支援員」の確保を図るため、支援員養成研修を実施する。		
委託業者名	学校法人香川学園宇部フロンティア大学		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	特定の者でなければ、契約の目的が達成できないため、競争入札に適さないため、本事業を効率的・効果的に実施できる体制及びノウハウを有しているのは、当該大学以外にないため。		
予定価格	6,987 千円	委託金額	6,987 千円

契約名	児童健全育成関係職員研修事業		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	放課後児童の健全育成に係る職員の資質向上のための研修実施		
委託業者名	社会福祉法人山口県社会福祉事業団		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	当事業団は、本県の児童健全育成の中核施設である山口県児童センターを設置運営していることから、当該研修事業を実施する者として最適であるため。		
予定価格	500 千円	委託金額	500 千円

工 事業区分：平成 27 年度より継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
旅費	26	職員旅費
一般需用費	36	消耗品費
委託料	11,027	子育て支援員研修 外 2 件
償還金利息及び割	70	国庫負担金の返還金

引料		
合計	11,159	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	5,713	51.2%
その他	-	-
一般財源	5,446	48.8%
合計	11,159	100.0%

キ 根拠法令等：子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

児童福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・研修の受講者・修了者数の推移について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

19 民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

児童福祉法に基づく保育所以外で、認可されていない保育施設等の保育従事者を対象に、保育の内容、環境衛生の管理等、児童処遇向上のための研修会実施や当該施設入所児及び職員の健康診断への助成により児童福祉の向上を図る。

(イ) 内容

区分	内容
研修会開催	研修会の参加対象者は民間保育サービス施設の保育従事者等。
研修促進費補助	研修会に参加するため代替職員を雇用した場合に、その職員の雇用費を助成している。
児童健康診断費補助	認可外保育施設に入所する乳幼児の健康診断に要する経費を市町が補助する場合に県も補助している。
職員健康診断費補助	認可外保育施設に従事する場合、職員の健康診断に要する経費を市町が補助する場合に県も補助している。

(ウ) 成果

事業所内保育施設等保育従事者研修会の開催

年4回(7月、10月、11月、12月)開催、参加者数1回あたり60人程度

民間保育サービス施設研修代替職員雇用事業

平成29年度利用実績は、6市、10施設、参加職員数21名

民間保育サービス施設入所児童健康診断事業

平成29年度利用実績は、6市、17施設、対象児童数375名

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	1,178	1,178	1,135
決算額	1,197	1,150	1,048

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成29年度	1,048	民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業費補助金	宇部市 外13件
平成28年度	1,150	民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業費補助金	宇部市 外13件
平成27年度	1,197	民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業費補助金	宇部市 外13件

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	897	認可外保育施設職員健康診断 補助 外 2 件
償還金利子および割引料	151	国庫補助金の返還金
合 計	1,048	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	339	32.3%
その他	96	9.1%
一般財源	613	58.4%
合 計	1,048	100.0%

「その他」については補助金の平成 28 年度の概算と確定の差額分である。

キ 根拠法令等：なし

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・当該事業の補助実績を検証し、有効性について検討した。
【経済性・ 効率性】	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

20 子育て支援環境づくり推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

児童養護施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、病児・病後児保育施設等の整備に対して補助することにより、入所児童の処遇の改善や地域における子育て支援の基盤整備を促進する。

(イ) 内容

以下の内容に応じた施設整備等の事業に対して補助を行う。

次世代育成支援対策施設整備補助

・児童養護施設整備事業

実施主体：社会福祉法人

負担割合：国 1/2、県 1/4、設置者 1/4 間接補助

対象施設：児童養護施設、児童家庭支援センター等

補助基準額：整備区分 創設等、大規模修繕等、スプリンクラー整備等、応急仮設施設整備

・施設の防犯対策強化

実施主体：社会福祉法人

負担割合：国 1/2、県 1/4、設置者 1/4 間接補助

対象施設：児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム等

補助基準額：整備区分 防犯対策整備

地域子育て支援拠点の環境改善事業補助

・児童養護施設等の環境改善事業

実施主体：市町

負担割合：国 1/2、県 1/4、設置者 1/4 間接補助

対象施設：地域子育て支援拠点

補助基準額：整備区分 改修等

子ども・子育て支援整備交付金

・放課後児童クラブ整備費補助金

実施主体：市町、社会福祉法人

負担割合：国 1/3(2/3)、県 1/3(1/6)、設置者 1/3(1/6) 直接補助

()内は嵩上げの場合

対象施設：放課後児童クラブ

補助金額：整備区分 創設及び改修、拡張、大規模修繕

・病児保育施設整備費補助金

実施主体：市町、社会福祉法人等

負担割合：市町が整備を行う場合 国県市町各 1/3 直接補助

社会福祉法人等が整備を行う場合 国県市町各 3/10、設置者 1/10
直接補助

対象施設：病児保育施設

補助基準額：整備区分 創設及び改修、拡張、大規模修繕

(ウ) 成果

次世代育成支援対策施設整備補助

- ・ 児童養護施設整備事業 1件 事業額 192,564 千円
- ・ 施設の防犯対策強化 2件 事業額 1,209 千円

地域子育て支援拠点の環境改善事業補助

- ・ 児童養護施設等の環境改善事業 1件 事業額 2,484 千円

子ども・子育て支援整備交付金

- ・ 放課後児童クラブ整備費補助金 8件 事業額 342,496 千円
- ・ 病児保育施設整備費補助金 1件 事業額 61,711 千円

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	218,704	156,851
決算額	-	212,165	54,822

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	54,803	放課後児童クラブ等整備費補助金等	山口市 外 4 市
平成 28 年度	212,165	放課後児童クラブ等整備費補助金等	山口市 外 6 市
平成 27 年度	-		

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	54,803	施設整備費補助
償還金利子及び割引料	19	国庫補助金の返還金
合計	54,822	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	8,478	15.5%
その他	2,980	5.4%
一般財源	43,364	79.1%
合計	54,822	100.0%

- キ 根拠法令等：山口県次世代育成支援対策施設整備補助金交付要綱
地域子育て支援拠点の環境改善事業補助金交付要綱
放課後児童クラブ整備費補助金交付要綱
病児保育施設整備費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・山口県補助金等交付規則、山口県次世代育成支援対策施設整備補助金交付要綱、地域子育て支援拠点の環境改善事業補助金交付要綱、放課後児童クラブ整備費補助金交付要綱、病児保育施設整備費補助金交付要綱、関連通達、交付申請書、補助金等の交付事務に係るチェックシート、交付通知書、実績報告書、補助金確定起案、関連資料の閲覧及び各種内容との整合性を検証した。 ・抽出した補助金について、事業内容、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、交付要綱等との整合性を検証した。
【有効性】	・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。 ・予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

【経済性・効率性】	・抽出した事業の補助内容について、交付申請書、実績報告書、工事見積書、入札結果報告書等、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。
-----------	---

(3) 監査の結果及び意見

【意見】仕入控除税額の確認について(合規性)

病児・病後児保育施設整備費補助金として、医療法人より交付申請がなされ、補助金 61,711 千円の交付が行われている。病児保育施設整備費補助金交付要綱第 12 条(仕入控除税額の報告)によれば、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 7 号様式により速やかに山口県知事に報告しなければならない。」とされている。

報告は補助事業者からなされるものの、審査時において当該補助事業者が、消費税の課税事業者であるか否かを事前に確認しておくことは、報告漏れがないかどうかをチェックする際に有用と考えられる。申請書に消費税の課税事業者かどうかの記載を項目として設けることも検討すべきである。

21 保育士確保総合対策事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

「人材確保(新卒・再就職)」・「再就職支援」の取組を総合的に推進し、保育の質・量の拡充による保育サービスの充実を図る。

(イ) 内容

- 保育士養成施設が行う学生の就職促進のための取組支援
- 保育所PRキャラバン隊による県外養成施設訪問等
- 保育士再就職支援コーディネーターの配置
- 保育士再就職支援研修の実施
- 認定こども園職員の保育士資格等取得支援
- 保育所等職員の専門性向上研修の実施
- 保育士確保貸付

区分	貸付額
潜在保育士への就職準備金貸付	上限 200 千円
潜在保育士への保育料貸付	保育料の 1/2 (上限 27 千円 / 月)
保育補助者の雇上費貸付	1 施設又は事業所当たり 上限 2,953 千円 / 年

	(要件を満たし、2人以上雇上げる場合の)加算額 上限2,215千円/年
保育士の子ども預かり支援	ファミリー・サポート・センター等利用料金の1/2(上限123千円/年)

(ウ) 成果

保育士養成施設が行う学生の就職促進のための取組支援

保育所等への就職内定率が、前年度の当該施設の就職率と比較して2%増加するごとに260千円を補助する(交付先:岩国短期大学 交付金額:919千円)

保育所PRキャラバン隊による県外養成施設訪問等

【県外PR】

山口県就職ガイダンスの実施状況

学校名	所在地	参加人数
香蘭女子短期大学	福岡市	4人
中村学園大学 中村学園大学短期大学部	福岡市	1人
広島文化学園大学 広島文化学園短期大学	広島市	2人

県内保育所での実習受入のコーディネート(県外養成施設の学生が、山口県内の保育所での実習を希望する場合、受け入れ先との調整を行う)については実績なし。

県外PRについては、ガイダンス参加者が少なく実習受入コーディネートの実績もないことから平成30年度はキャラバン隊の派遣を止めて県外養成施設へメルマガを配信することとしている。

【県内PR】

高校出前講座(高校生を対象とした保育の仕事の魅力を紹介する出前講座を実施)を16回(13校)実施。

保育士再就職支援研修の実施

潜在保育士再就職支援研修事業

参加者:座学研修7人、実地実習1人

就職内定者:3人

認定こども園職員の保育士資格等取得支援

学校法人岩国学園 3人 84千円

学校法人麻里布学園 1人 28千円

学校法人三笠学園 2人 116千円
 学校法人Y I C学園 2人 104千円
 学校法人恩田幼稚園 1人 28千円

保育所等職員の専門性向上研修の実施
 認可外保育施設対象研修

目的：認可外保育施設の職員等に対して、保育の質の向上を高めるための研修を実施し、質の高い保育従事者の確保を図る。

対象者：認可外保育施設設置者、認可外保育施設保育従事者

区分	主催	開催日	参加者数
事業所内保育施設等 保育従事者研修会	下関市	平成 29 年 7 月 20 日	35 施設 41 人
同上（中期）	山口県	平成 29 年 10 月 5 日	42 施設 50 人
同上（後期）	山口県	平成 29 年 11 月 17 日	36 施設 42 人
事業所内保育施設等 設置者研修会	山口県	平成 29 年 12 月 8 日	30 施設 35 人
合計			143 施設 209 人

保育士確保貸付の実績

（単位：人、千円）

		平成 28 年度	平成 29 年度
保育補助者雇上費貸付	貸付人数	2	6
	貸付金額	3,090	11,317
保育料貸付	貸付人数	4	25
	貸付金額	437	4,333
就職準備金貸付	貸付人数	-	16
	貸付金額	-	2,723
子供の預かり支援	貸付人数	/	-
	貸付金額		-
合計	貸付人数	6	47
	貸付金額	3,527	18,373

平成 28 年度から貸付開始。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
----	----------	----------	----------

当初予算額	-	31,334	24,680
決算額	129,069	8,568	12,148

平成 27 年度は 2 月補正で保育士確保貸付事業費補助金 129,069 千円を計上。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	5,583	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 外 3 件
平成 28 年度	5,728	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 外 3 件
平成 27 年度	-		

(イ) 委託契約の概要

契約名	保育士再就職支援コーディネーター配置事業		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	保育所等で就労していない保育士（潜在保育士）の再就職を支援するためにコーディネーターを配置する。		
委託業者名	社会福祉法人山口県社会福祉協議会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	社会福祉法人山口県社会福祉協議会福祉人材センターは、社会福祉法第 94 条に基づき、職業紹介や就業援助など人材確保に関する各種事業を実施しており、当該事業についてのノウハウに精通しており、本事業を効果的に実施できるのは当会以外にない。		
予定価格	4,248 千円	委託金額	4,248 千円

契約名	保育内容の調査研究等		
契約期間	平成 29 年 6 月 16 日～平成 30 年 3 月 23 日		
業務内容	保育所保育内容研究事業委託要綱第 3 に基づき研究を行う。 5 つの研究課題について委託 (保育方法) 健康な心と体を育てる運動遊び (給食・生活指導) 食べることが大好きな子どもを目指して (給食・生活指導) 楽しく食べよう		

	(保育方法) 保育士等の質の向上をめざして、専門職として姿勢を正す (給食・生活指導) 子どもの食事・栄養を考える		
委託業者名	一般財団法人山口県保育協会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	当協会には、県内の全保育所が加入しており、保育の現状を包括的に把握できることから、保育所に係る調査研究を実施する者として最適であるため。		
予定価格	100 千円	委託金額	100 千円

契約名	保育所 P R キャラバン隊派遣事業		
契約期間	平成 29 年 6 月 16 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外 P R (山口県就職ガイダンス、県内保育所での実習受入のコーディネート) ・ 県内 P R (高校出前講座) 		
委託業者名	一般財団法人山口県保育協会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	<p>本事業は、県外養成施設の在学生の県内保育所への就職促進や、保育士を目指す高校生の増加を図るために、山口県内の保育所や保育の仕事の魅力を P R するものであることから、受託者は、山口県内の保育現場に精通している必要がある。</p> <p>一般財団法人山口県保育協会は、県内の全保育所が加入しており、契約の履行に必要なノウハウ及び体制を総合的、包括的に提供できるのは当会以外にいない。また、予定価格が会計規則で定める額を超えないため。</p>		
予定価格	616 千円	委託金額	597 千円

契約名	潜在保育士再就職支援研修事業		
契約期間	平成 29 年 8 月 23 日 ~ 平成 30 年 3 月 16 日		
業務内容	保育所等で就労していない保育士(いわゆる潜在保育士)の再就職を支援する研修を実施する。		
委託業者名	一般財団法人山口県保育協会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	現場を離れていた潜在保育士に必要な研修内容の考案や、保育現場での実地研修など特殊かつ専門性が高い契約内容であり、受託者は保育現場に精通している必要がある。		

	一般財団法人山口県保育協会は、県内の全保育所が加入しており、契約の履行に必要なノウハウ及び体制を総合的、包括的に提供できる唯一の団体である。
予定価格	936 千円 変更後 654 千円
委託金額	936 千円 変更後 637 千円 研修受講者が、当初見込みより少なかったため

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	3,461	保育士確保貸付事業費補助金 外	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 外 6 件
平成 28 年度	695	保育士確保貸付事業費補助金	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
平成 27 年度	129,069	保育士確保貸付事業費補助金	社会福祉法人山口県社会福祉協議会

保育士確保貸付事業費補助金

貸付原資及び貸付事務費の補助（負担割合：国 9/10、県 1/10）

平成 27 年度 129,069 千円（国庫負担分）、平成 28 年度 695 千円（県負担分）、平成 29 年度 2,181 千円（県負担分）

工 事業区分：継続事業

才 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	25	研修講師謝金
旅費	435	研修講師旅費 外
一般需用費	683	消耗品費 外
役務費	51	電話代
委託料	5,583	保育士再就職支援コーディネーター配置事業 外 3 件
使用料及び賃借料	171	高速道路利用料 外
負担金補助及び交	3,461	保育士確保貸付事業 外 2 件

付金		
償還金利子及び割引料	1,739	国庫補助金の返還金
合計	12,148	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	7,259	59.8%
その他	-	-
一般財源	4,889	40.2%
合計	12,148	100.0%

- キ 根拠法令等：保育士養成施設に対する就職促進支援事業費補助金交付要綱
 保育士確保貸付事業費補助金交付要綱
 認定こども園保育士資格取得支援事業費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。 <p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱に従って、各貸付制度において適切に申請、貸付及び返還手続が実施されているかどうかについて、申請等の書類及び担当者への質問を実施して検討した。
【有効性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保のための事業内容及び実績について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。 <p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業は保育を支える保育士の確保を目的として実施されており、この目的を達成しているかどうかについて、当初事業の計画書記載の貸付金額と実際の貸付金額を比較し検討した。

【経済性・効率性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。 <p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人山口県社会福祉協議会における帳簿のうち、経費について閲覧し、不合理な支出の有無について検討した。
-----------	---

(3) 監査の結果及び意見

【意見】目標値の設定について(有効性)

保育士の必要数については、山口県子ども・子育て支援事業支援計画の中に「必要見込数」として記載されている。しかしこれは保育所等利用見込みから計算された計画上の保育士必要数であり、実態とは乖離する可能性がある。現場において真に必要なとされる保育士数を確保するためにも、保育所待機児童数など、より実態を反映させることができる指標を目標値として設定することも検討すべきである。

【意見】保育内容の調査研究について(有効性)

保育内容の調査研究等を一般財団法人山口県保育協会に業務委託し、保育所における保育内容の向上等のための調査研究の実施をしている。業務委託の成果として県は研究報告書を手入しているが、研究成果は一般財団法人山口県保育協会が県下に広めて専門性の向上を図っているとのことである。

研究の成果がどのように発表されどのように県下へ広められているのかを実績報告書に記載してもらうなどして研究成果の利用状況を確認すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】保育補助者雇上費貸付について(合规性・有効性)

当貸付は、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者(保育補助者)の雇上げに必要な費用を一部貸付(保育補助者雇上費貸付)することにより、保育人材の確保を図り、保育環境の改善に資することを目的としている。

支援資金の貸付対象は、「社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱」の第3条(1)アにおいては、「新たに保育補助者の雇上げ」を行う施設又は事業者となっている。

貸付金申請書を閲覧したところ、既存の有限会社が新たに設置した保育所において、既に有限会社の代表権を有する取締役の地位にあった者を「新たに保育補助者の雇上げ」を行うとして、申請がなされ貸付が実行されているものがあった。

保育補助者雇上費貸付については、保育補助者を保育所等が配置することにより、保育士の負担を軽減し、保育環境の改善を図り、また、きめ細やかな保育の実施を目

指すものであると考える。このような目的を達成するためには、保育士の指示のもとに保育補助者が業務を実施する必要がある。したがって、経営者として、保育士への指揮命令権を持つ代表権を有する取締役を新たに保育補助者として配置することは、経営者としての業務と兼務することとなり、当該配置が保育士の負担軽減につながるとは言い切れないことから、貸付の目的を達成できない可能性があるのではないかと考える。

当事例においては実施要綱への準拠性に疑義があると思われる点があること、また、貸付制度の趣旨を達成するに足る貸付であるかどうか疑義があることから、要綱上の要件を整理し当該貸付が要件に当てはまる貸付であったのか検討すべきである。なお、貸付決定金額は 8,859,000 円であり、平成 30 年 10 月往査時点での貸付実行額は 4,429,000 円となっている。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】保育補助者雇上費貸付の申請書と添付書類の整合性確認について(合規性・経済性)

当貸付制度においては、保育補助者の人件費年額 2,953,000 円以内を貸し付けることとなっている。貸付申請書を閲覧していたころ雇用契約書記載の賃金月額と異なる賃金月額で人件費総額を積算して申請を行っている事例が存在した。監査時の指摘により再度貸付申請先に照会を行ったところ、雇用契約書との差額は通勤手当であるとの回答を得たとのことであった。結果として貸付額については過大ではないと判断されたが、申請書類とその根拠となる添付書類の整合性は貸付申請時に確認すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】貸付要件書類の整理について(合規性)

保育料の一部貸付については、貸付対象者は、「社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱」の第 3 条(2)において、「未就学児を持つ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業(以下「保育所等」)に新たに保育士として勤務する者」、もしくは、「保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者」となっている。対象者であることを確認するために、貸付申請時に、保育士登録証の写しを申請書に添付することとなっているが、資料を閲覧したところ添付されていないものが 1 件あった。

当貸付における基礎的要件であることから申請者に保育士登録証の写しの提出を要求し、適切に資料の整理を行うべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について(合規性)

就職準備金貸付については、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱の第3条(3)において以下のように要件が規定されている。

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

ア 保育士登録後、1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者

イ 以下に掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

(ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

(イ) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

(ウ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(エ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(オ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

ウ 保育所等に新たに勤務する者

エ 山口県福祉人材センターに求職登録を行う、もしくは保育士バンクに登録を行う者

しかしながら、貸付申請書を閲覧したところ、上記の要件に合致していない者に対して貸付を実施しているものがあつた。当事案に関しては、貸付事業の実施主体である社会福祉法人山口県社会福祉協議会が当貸付とは別の貸付(保育料の一部貸付)の要件である要綱第3条(2)イ「保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であつて、産後休暇又は育児休業から復帰する者」を当貸付の要件と誤認して貸付200,000円の実行に至つたものである。

要綱上の貸付要件に合致しない貸付であるため返還を求める必要がある。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】貸付審査段階のチェック体制の強化について(合規性)

上記「【指摘事項】就職準備金貸付の要綱に合致しない貸付について(合規性)」で記載したとおり、貸付実施要綱の要件に合致しない貸付が実行されたケースが存在した。当事業の貸付実施要綱第3条には4つの貸付((1)保育補助者雇上費貸付、(2)保育料の一部貸付、(3)就職準備金貸付、(4)子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付)に関する要件が規定されており、社会福祉法人山口県社会福祉協議会が要件を誤認したことが原因とのことである。

今後、誤認防止のために4つの貸付ごとのチェックリスト等を作成し審査資料として活用するなど貸付審査段階のチェック体制を強化することが必要である。

22 シニアも応援！子育てサポーター事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

地域における子育て環境の充実を図るため、高齢者や子育て経験者等を「子育てサポーター」として登録し、地域の子育て支援活動に参加する仕組みづくりに取り組む。

(イ) 内容

地域の高齢者や子育て経験者等を保育所や地域子育て支援拠点等で活用する場合の経費を補助

区分	国補助分	単県分
対象市町	待機児童解消加速化プラン参加市町	全市町
対象施設	保育所	保育所 地域子育て支援拠点等
補助基準額	90 千円 / 箇所・月	45 千円 / 箇所・月
負担割合	国 1/2 (直接)、県 1/4、市町 1/4	県 1/2、市町 1/2

(ウ) 成果

子育てサポーター登録者数及び子育てサポーター活用施設数の推移

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	-	40 人	118 人
活用施設数	-	12 施設	15 施設

平成 29 年度は、子育てサポーター募集等企画運営業務を委託事業により実施している。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	11,340	9,640
決算額	-	2,970	8,108

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	1,000	随意契約（プロポーザル方式）	株式会社オオバクリエィティブ
平成 28 年度	-		
平成 27 年度	-		

(イ) 委託契約の概要

契約名	子育てサポーター募集等企画運営業務		
契約期間	平成 29 年 6 月 28 日～平成 30 年 3 月 24 日		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーター研修受講生募集案内業務 ・子育てサポーター制度概要説明チラシ等作成業務 		
委託業者名	株式会社オオバクリエィティブ		
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）		
契約方法の 選択理由	本業務を確実にかつ効率的に実施するためには、イベント等の企画・運営に係る広範かつ高度な専門的知識と豊富な経験が必要であるため、指名型プロポーザル方式を採用し、その結果、最も優れた企画内容を提案した業者を選定したため。		
予定価格	1,000 千円	委託金額	1,000 千円
入札状況	2 者入札（4 者辞退）		

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	7,108	やまぐち子育てサポーター事業費補助金	山口市 外 1 件
平成 28 年度	2,970		山口市 外 2 件
平成 27 年度	-		

工 事業区分：平成 28 年度より継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	1,000	子育てサポーター募集等企画運営
負担金補助及び交	7,108	高齢者等を活用した保育所等での活動

付金		を補助
合 計	8,108	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	407	5.0%
一般財源	7,701	95.0%
合計	8,108	100.0%

キ 根拠法令等：山口県子育てサポーター事業費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・子育てサポーター登録者数及び子育てサポーター活用施設数の推移について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

23 保育所児童の健康支援体制強化事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

保育所等における看護師等の専門職の配置を支援することにより、子どもたちの健康面における対策の充実を図るとともに、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る。

(イ) 内容

看護師等の専門的知識を有する保育補助者の配置を行う保育所等に対し、市町が雇用経費を支援する場合に補助する。

- ・実施主体：市町
- ・対象施設：保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育、事業所内保育（保育所及び幼保連携型認定こども園については、地方公共団体が運営するものを除く）
- ・対象者：看護師、保健師及び准看護師
- ・勤務条件：勤務時間 週 30 時間以下
- ・補助金額：1 箇所につき 2,215 千円 / 年
- ・負担割合：国 3/4、県 1/8、市町 1/8

(ウ) 成果

県内 4 市、計 8 施設の事業に対して補助金が概算払いされている。なお、精算は翌事業年度（平成 30 年度）に実施される。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	-	6,922
決算額	-	-	3,762

当事業は平成 29 年度から実施しているため、平成 28 年度以前は発生していない。また、当初予算策定時の看護師等採用見込に対し、実際に保育所で採用できた看護師等の採用者数が少なかったため、当初予算額と決算額が乖離している。

なお、当事業は、翌年度に概算払された補助金額が精算されるため、平成 29 年度の決算額 3,762 千円全額が概算払金額となっている。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	3,762	保育所児童の健康支援体制強化事業費補助金	山口市 外 3 件

当事業は平成 29 年度から実施しているため、平成 28 年度以前は発生していない。

エ 事業区分：新規事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金及び補助金	3,762	看護師等の専門職を配置した保育所等 に対する補助
合 計	3,762	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	3,762	100.0%
合 計	3,762	100.0%

キ 根拠法令等：保育所児童の健康支援体制強化事業費補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・補助金の支払実績、やまぐち子ども・子育て応援プラン等との関係について資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・ 効率性】	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

24 安心子ども基金積立金

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的及び内容

国交付金により基金を造成し、これを活用して保育所の耐震化促進や待機児童解消のための整備を図ることにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を行うことを目的とする。

(イ) 成果

安心こども基金積立金の積立、取崩及び残高の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	積立		取崩	残高
	交付金	運用益		
平成 20 年度	884,342	-	-	884,342
平成 21 年度	2,253,256	3,126	362,677	2,778,047
平成 22 年度	685,065	1,621	1,274,119	2,190,614
平成 23 年度	858,712	740	855,969	2,194,097
平成 24 年度	1,016,500	78	729,331	2,481,344
平成 25 年度	305,393	925	1,732,820	1,054,842
平成 26 年度	644,697	929	797,223	903,244
平成 27 年度	175,154	555	482,232	596,722
平成 28 年度	177,279	318	248,164	526,154
平成 29 年度	-	147	111,819	414,482

平成 29 年度の取り崩し 111,819 千円のうち「子育て支援特別対策事業 73,276 千円(こども政策課)」について監査対象としている。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	700	568	147
決算額	175,709	177,597	147

平成 29 年度は交付金がなく運用益(預金利息)の積み立てのみであった。

ウ 事業区分：継続事業

エ 平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
積立金	147	安心こども基金運用益

合 計	147	
-----	-----	--

オ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	147	100.0%
一般財源	-	-
合計	147	100.0%

「その他」は、安心こども基金運用益（大口定期預金利息）

カ 根拠法令等：安心こども基金管理運営要領

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・基金の管理・運用が「山口県資金積立基金条例」に従っておこなわれているかどうか検討した。
【有効性】	・平成 29 年度の取り崩し 111,819 千円のうち「子育て支援特別対策事業 73,276 千円(こども政策課)」について監査対象として有効性について検討した。
【経済性・効率性】	・基金の管理・運用が「山口県資金積立基金条例」に従っておこなわれているかどうか検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課

1 児童相談所運営費

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

児童相談所は、児童に関する問題について、広く一般からの相談に応じるとともに、要保護児童の通告を受理し、児童とその家族についての必要な指導、児童福祉施設への入所、里親委託等の措置を行っている。

(イ) 内容

児童に関する各種の問題について、課程、その他からの相談に応ずること。

児童及びその家庭について必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神健康保健上の判定を行うこと。

調査又は判定に基づいて、児童及び保護者に対して必要な指導を行うこと。

児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託すること。

児童の一時保護を行うこと。

その他巡回相談、1歳6ヶ月児、3歳児の精神発達精密検診を行うこと。

(ウ) 成果

山口県の児童相談所の相談受付件数の推移は以下のとおりである。

(単位：件)

相談種別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護相談	1,359	1,673	1,439
障害相談	2,582	2,368	2,553
非行相談	178	138	139
育成相談	509	434	466
その他	66	57	44
合計	4,694	4,670	4,641

出典：山口県ホームページ「山口県児童相談所・知的障害者更生相談所業務概要 2018 (平成 29 年度実績)」

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	26,266	26,648	27,659

決算額	28,967	26,440	27,478
-----	--------	--------	--------

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	2,693	随意契約	フジテック(株) 外 13 件
平成 28 年度	2,883	随意契約	フジテック(株) 外 13 件
平成 27 年度	3,936	随意契約	フジテック(株) 外 15 件

(イ) 委託契約の概要

中央児童相談所

契約名	空調設備保守点検業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 3 1 日		
業務内容	空調設備の保守点検業務		
委託業者名	有限会社三宅商事		
契約方法	随意契約		
契約方法の 選択理由	会計規則第 165 条の 2 に規定する額を超えないため。		
予定価格	225 千円	委託金額	199 千円 (消費税込)
入札状況	5 者見積り合せ		

契約名	ボイラー設備保守点検業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 3 1 日		
業務内容	中央児童相談所保護棟の給湯及び暖房ボイラー設備の保守点検並びに温水ポンプの点検整備業務		
委託業者名	有限会社三宅商事		
契約方法	随意契約		
契約方法の 選択理由	会計規則第 165 条の 2 に規定する額を超えないため。		
予定価格	99 千円	委託金額	78 千円 (消費税込)
入札状況	5 者見積り合せ		

外、委託契約も庁舎管理に関するものである。

下関児童相談所

契約名	平成 27 年度山口県下関児童相談所機械警備業務
-----	--------------------------

契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日		
業務内容	山口県下関児童相談所の施設、設備等の警備		
委託業者名	総合警備保障株式会社山口支社		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業者が変わることになると、現警備設備の撤去（原契約の満了時）から新受託業務の設備取付、運用開始までの間、物理的に 1 日以上無警備状態となり、財産保護、個人情報管理上、危険な状態となる。 ・ 機器器具類の付け外しは、建物の損傷を招くことから財産管理上不適当である。 ・ 機械警備はカードキー方式が主流であり、所定枚数以上は有償で費用負担を伴う。また、当所の業務は、休日夜間を問わず出入りすることがあるため、各人がカードを所持することで、紛失した場合は入室できないこと、再発行の経費負担が生じること等から、現行のテンキー方式が当所には馴染み最適である。 ・ 事故等発生の際に、当所の施設・設備状況、周辺環境を熟知しており、各段に迅速かつ確実な対応・処置が取れる。 		
予定価格	年額 369 千円	委託金額	年額 336 千円

契約名	平成 29 年度山口県下関児童相談所清掃業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	建物の保全及び執務環境を良好に維持するため、トイレ清掃（月 2 回）、定期床清掃（月 1 回）、床ワックス掛け（年 2 回）、窓清掃（年 1 回）を実施		
委託業者名	有限会社ハリス		
契約方法	随意契約（見積合わせ）		
契約方法の 選択理由	予定価格が随意契約とすることができる額の範囲内であるため		
予定価格	289 千円	委託金額	281 千円
入札状況	6 社に見積依頼、内 2 社辞退、4 社から見積書入手		

契約名	平成 29 年度下関児童相談所庁舎周辺草刈業務		
契約期間	平成 29 年 7 月 3 日 ~ 平成 29 年 11 月 30 日		
業務内容	庁舎外周の環境整備のため敷地内（法面含む）の草刈りを年 2 回実施		
委託業者名	サンデン造園株式会社		

契約方法	随意契約（見積合わせ）		
契約方法の 選択理由	予定価格が随意契約とすることができる額の範囲内であるため		
予定価格	204 千円	委託金額	197 千円
入札状況	6 社に見積依頼、内 1 社辞退、5 社から見積書入手		

契約名	下関児童相談所ガスヒートポンプエアコン点検業務		
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
業務内容	ガスヒートポンプエアコンの機能保全及び正常な運転確保		
委託業者名	パナソニック産機システムズ株式会社中四国支店		
契約方法	随意契約（見積合わせ）		
契約方法の 選択理由	予定価格が随意契約とすることができる額の範囲内であるため		
予定価格	年額 108 千円	委託金額	年額 108 千円
入札状況	4 社に見積依頼、内 1 社辞退、3 社から見積書入手		

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付 金の名称	交付先名称
平成 29 年度	165	全国児童相談所長会議	全国児童相談所 所長会
平成 28 年度	159	全国児童相談所長会議	全国児童相談所 所長会
平成 27 年度	136	全国児童相談所長会議	全国児童相談所 所長会

全国児童相談所長会議の内容は以下のとおりである。

- ・各都道府県の現状や課題等の情報共有
- ・児童福祉行政に関する調査研究
- ・国への要請活動 等

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報酬	2,117	嘱託医への報酬
共済費	1,692	職員の共済費

賃金	12,249	職員の賃金
報償費	504	心理士への謝金
旅費	746	児童相談所職員の旅費
需用費	5,869	所属運営費
役務費	311	所属運営費
委託料	2,693	庁舎の点検業務、機械警備、清掃業務等の委託費
使用料及び賃借料	805	所属運営費
負担金補助及び交付金	165	会議・研修の参加費
備品購入費	238	所属運営費
補償補填及び賠償金	89	管理瑕疵に伴う賠償費用
合 計	27,478	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	27,478	100.0%
合 計	27,478	100.0%

キ 根拠法令等：児童福祉法第 12 条

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者への質問、決算額の節別内訳の閲覧等を実施した。 <p>(中央児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種起案書、委託契約書、委託業務仕様書、見積書、人事異動通知書、経費支出伺い、関連資料の閲覧及び各種内容との整合性を検証した。 ・費用の配分について、児童相談所運営費、家庭相談室運営費及び一時保護所費間の内訳を検証した。 ・報酬支払及び抽出した委託契約について、人事異動通知書、業務日誌、各費目内容及び内訳、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、報酬支払額、委託契約書及び委託業務仕様書との整

	<p>合性を検証した。</p> <p>(下関児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下関児童相談所の児童相談所運営費に係る決算に関する資料、業者選定伺及び競争入札等審査会資料の閲覧並びに担当者への質問を実施した。
【有効性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者への質問、決算額の節別内訳の閲覧等を実施した。 <p>(中央児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。 <p>(下関児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下関児童相談所の児童相談所運営費に係る決算に関する資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者への質問、決算額の節別内訳の閲覧等を実施した。 <p>(中央児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬支払額について、委嘱起案内容、報酬日額、嘱託日数、業務日誌、各種資料の閲覧。抽出した事業における委託料、需用費、賃金及び旅費について、委託契約書、経費支出伺、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、支出状況及び事務手続の妥当性を検証した。 <p>(下関児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下関児童相談所の児童相談所運営費に係る決算に関する資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

2 児童保護費（児童家庭支援センター補助）

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的及び内容

児童家庭支援センターに対して運営費の補助を行い、専門的な知識や技術を要するものに助言・援助を行う機関として児童相談所の補完的な役割を担う。

なお、児童家庭支援センターは平成9年の児童福祉法改正によって新たに制度化された児童家庭福祉に関する地域相談機関であり、以下のような事業内容で構

成される。

概要として、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる、市町の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う、児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等、継続的な指導措置が必要であると判断された児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う、里親及びファミリーホームからの相談に応ずる等、必要な支援を行う、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、学校等との連絡調整を行うとされている。

(イ) 成果

施設名	開設年	主要活動地域	平成 28 年実績 (相談件数)	平成 29 年実績 (相談件数)
海北	平成 11 年	防府市	1,111 件	822 件
清光	平成 14 年	山口市・宇部市	1,431 件	1,756 件
紙風船	平成 17 年	下関市	1,397 件	2,032 件
ぼけっと	平成 18 年	周南市	2,824 件	1,868 件
はるか	平成 29 年	岩国市	-	334 件
合 計			6,763 件	6,812 件

上記相談件数は各センターからの月別相談延件数と関係機関等との連携調整実施回数の合計値を記載している。

なお、上記で紙風船の相談実績件数が対前年度で大きく増加しているが相談者の延回数増加による影響である。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	40,449	40,930	60,129
決算額	40,930	45,651	58,545

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称

平成 29 年度	58,545	児童家庭支援センター事業費補助金	社会福祉法人共楽園 外 4 件
平成 28 年度	45,651		社会福祉法人共楽園 外 3 件
平成 27 年度	40,930		社会福祉法人共楽園 外 3 件

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	58,545	児童家庭支援センターへの補助金交付 5 件
合計	58,545	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	29,272	50.0%
その他	-	-
一般財源	29,273	50.0%
合計	58,545	100.0%

キ 根拠法令等：児童福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭支援センター事業費補助金交付要綱(別表含む)に従った補助金が算定されているか確認した。 ・ 交付要綱別表に定められる補助基準額として相談実績件数に応じて事業費を積算することとされているが、当該件数の正確性を県としてどのように担保しているか質問した。 ・ 補助金交付申請書、補助金所要額調書、事業計画を閲覧した。 ・ 補助金交付決定通知、請求書、支出負担行為、事業実績報告書を閲覧した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭支援センターが児童相談所の補完的機能を県域レベルで果たしていることについて担当者へ質問した。

【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金は前年の相談実績件数に応じて基準額が定まるため、当年度実績件数に基づく確定額との差額の取扱い（精算手続）について質問した。 ・各児童家庭支援センターで支出した経費が補助対象経費として適正であることを県としてどのように担保しているか質問した。
-----------	---

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】補助金交付申請時期について（合规性）

児童家庭支援センター事業費補助金交付要綱第4条2項において、『補助金交付における申請期限は補助金の交付を受けようとする年度の5月31日とする』と規定されている。

一方で、児童家庭支援センターからの交付申請書の受付は事業年度末に近い3月19日付となっている。この点、担当課の見解としては、当該事業は国庫補助の対象にもなっており国が決める補助単価が変更されることが確認されていたため変更申請手続きを経るのではなく、最初から確定単価を用いて交付申請を受理する手続きを採ったとのことである。

事務作業の効率化を意図したものではあるが、交付要綱に定められた手続きを逸脱した処理となっており要綱が形骸化していることから今後は要綱に則した補助金交付申請の事務手続きを執行していくべきである。

【意見】補助基準額の根拠数値の正確性について（合规性、経済性・効率性）

児童家庭支援センター事業の補助基準額は補助金交付要綱の別表に規定されている。この中で事業費として地域や家庭からの相談件数及び関係機関との連絡・調整、市町からの求めに応じた回数を合算した数によって以下のように設定されている。

件数区分	基準額
50件～299件	74,000円
300件～599件	441,000円
600件～899件	1,103,000円
900件～1,399件	2,057,000円
1,400件～1,899件	2,792,000円
1,900件～2,399件	3,527,000円
2,400件～2,899件	4,262,000円
2,900件～3,399件	4,997,000円
3,400件以上	5,145,000円

上表のとおり、相談件数が多ければ多いほど基準額が増加するようになっており、補助事業者の報告する前年度実績件数の正確性が補助金交付額に直接影響することとなる。山口県としては、毎年、児童家庭支援センターへ指導監査に立ち入っており

件数の正確性についても全件ではないにしても確認しているとのことである。

しかしながら指導監査チェック項目には当該確認項目が明示はされていないため、具体的にチェック箇所やチェック方法も担当者の判断に拠らざるを得ない。そこで、補助金交付申請金額の算定基礎となる当該件数の正確性を検証することをチェックリストに明示し、その結果も含めて適否を記録・保存する体制を整備運用するべきである。

【意見】意見箱の設置について（有効性）

現在山口県には5ヶ所の児童家庭支援センターがあるが、「はるかこどもの相談センター」を除き、利用者（相談者）目線で要望や意見を集約する、いわゆる意見箱の設置がない。

他の児童家庭支援センターにもプライバシーに配慮しつつ相談者からの評価が得られる仕組み（意見箱等）を導入することは検討の余地があると考えられる。

3 児童委員活動費

（1）事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

（ア）目的

児童委員は、児童福祉法により、民生委員法による民生委員が充てられ、市町の担当区域内の児童等の福祉に関する援助・指導を行う。

（イ）内容

児童委員1人あたり単価 29,500円を定数に応じて児童委員活動費として県下市町に交付する。単価は地方交付税により決まっている。

（ウ）成果

民生委員・児童委員は3年に1度、一斉改選に合わせて定数が改正される。平成28年12月1日の改正により、定数は前回改正から3人増の3,072人。委嘱者数は3,022人となっている。（充足率98.4%）

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	89,308	89,308	90,624
決算額	89,308	90,565	90,624

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	90,624	児童委員活動に 係る市町交付金	山口市 外 17 市町
平成 28 年度	90,565		山口市 外 17 市町
平成 27 年度	89,308		山口市 外 17 市町

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交 付金	90,624	児童委員活動に係る市町交付金
合 計	90,624	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	90,624	100.0%
合計	90,624	100.0%

キ 根拠法令等：民生委員法、児童福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・民生委員法、児童福祉法、地方交付税制度解説（単位費用編） 条例改正内容、起案内容、支出負担行為票、支出票、関連資料の 閲覧及び交付要綱・規約との整合性を検証した。
【有効性】	・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の 手法や実績を検証した。

	・ 予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	・ 条例による定数確認、地方交付税単価、支出調書、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】委員充足率について（有効性）

民生委員・児童委員の定数は 3,072 人で委嘱者数は 3,022 人となっている（充足率 98.4%）。

昨今の複雑な課題の顕在化・深刻化により、負担感も増しており、民生委員・児童委員の担い手不足の問題はますます大きくなると思われるが、民生委員・児童委員は地域住民の支援という重要な役割を果たす存在であることから、負担軽減策も含め充足率の向上に努める必要がある。

【意見】支出手続きについて（経済性・効率性）

こども家庭課は、厚政課が条例により定めた民生委員・児童委員の定数に応じて、児童委員活動費として市町に交付しており、支出手続きを行っている。

一方、厚政課は民生委員・児童委員の改選等の事務を行い、民生委員活動費として児童委員活動費と同額の支出手続きを行っており、児童委員活動費の支出手続きを追加しても実務上特に支障がないのであれば、事務の効率性の観点から児童委員活動費の支出手続きについても厚政課で行うことも検討すべきである。

4 主任児童委員研修事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

児童の健全育成の確保を図るため活動している県内の主任児童委員に対して、研修を行う。

(イ) 内容

主任児童委員としての基礎的役割・活動方法
主任児童委員としての必要な児童福祉関係の知識
児童環境づくりの推進と少子化問題
児童虐待の早期発見・早期対応

(ウ) 成果

平成 28 年度までは社会福祉法人山口県社会福祉協議会が受託し、研修を行っていたが、平成 29 年度は県の事業として平成 29 年 9 月 26 日実施した。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	100	100	94
決算額	100	100	-

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	-		
平成 28 年度	100	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
平成 27 年度	100	随意契約	社会福祉法人山口県社会福祉協議会

エ 事業区分：継続事業

オ 根拠法令等：児童福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・児童福祉法、研修開催起案、関連資料の閲覧及び整合性を検証した。
【有効性】	・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。 ・予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	・研修開催起案、民生委員・児童委員研修実施業務委託契約書、仕様書、実施報告書、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】主任児童委員研修について(有効性)

本事業は、平成 28 年度までは社会福祉法人山口県社会福祉協議会が受託し、研修

を行っていたが、平成 29 年度は県の事業として研修会を開催している。

一方、県は民生委員・児童委員研修実施業務として山口県民生委員児童委員協議会と業務委託契約を交わし、民生委員・児童委員を対象に研修を行っている。こちらの研修は民生委員・児童委員に就任して 3 年未満の者と 3 年以上の者と対象者を分けて開催しているが、3 年以上の者を対象とした研修は、平成 29 年 9 月 19 日に開催されている。県の主任児童委員研修の対象は児童委員及び主任児童委員で平成 29 年 9 月 26 日に開催されている。

対象者がほぼ同じ研修を短期間の間に開催しているため参加者にとっても負担になると考えられる。

今後は、開催時期を事前に調整するなど、参加者の負担を軽減する方策を検討すべきである。

5 児童手当等交付金

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

(イ) 内容

支給額（月額）

対象世帯	子どもの年齢	金額
所得制限限度額（ ）未満である者	3 歳未満	1 万 5 千円
	3 歳以上小学校修了前 (第 1 子・第 2 子)	1 万円
	3 歳以上小学校修了前 (第 3 子以降)	1 万 5 千円
	中学生	1 万円
所得制限限度額（ ）以上である者	(特例として)	5 千円

() 扶養親族等がないときは、622 万円とし、扶養親族等があるときは、622 万円に当該扶養親族等一人につき 38 万円を加算した額

費用負担割合

児童区分	父母等区分		県	市町	国	事業主
0 歳～	被用者	一般	4/45	4/45	16/45	21/45

3歳未満	非被用者		1/6	1/6	2/3	
3歳～ 小学生	被用者		1/6	1/6	2/3	
	非被用者		1/6	1/6	2/3	
0歳～ 小学生	公務員		所属庁 10/10			
中学生	一般		1/6	1/6	2/3	
	公務員		所属庁 10/10			
	所得制限あり()		1/6	1/6	2/3	

() 扶養親族等がないときは、622万円とし、扶養親族等があるときは、622万円に当該扶養親族等一人につき38万円を加算した額

(ウ) 成果

各市町が支給する児童手当に対し法定の負担金を負担すること、及び各市町の事務処理について「児童福祉行政(手当関係)指導監査」(平成29年度においては、県内の11市町を対象に実施)や各市町からの相談を通じて必要な助言を行い、児童手当支給事務の適正化を図ることにより児童の健全育成に寄与した。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	3,276,435	3,216,008	3,151,163
決算額	3,198,218	3,144,314	3,091,877

児童数の減少に伴い決算額が減少している。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成29年度	3,091,877	児童手当等交付金	下関市 外 18件
平成28年度	3,144,314	児童手当等交付金	下関市 外 18件
平成27年度	3,198,218	児童手当等交付金	下関市 外 18件

エ 事業区分：継続事業

オ 平成29年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	3,091,877	児童手当法に基づき県内 19 市町に交付し た児童手当等交付金(児童手当県費分)
合 計	3,091,877	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	3,091,877	100.0%
合 計	3,091,877	100.0%

キ 根拠法令等：児童手当法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・ 交付金の事務手続及び交付金の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・ 児童福祉行政(手当関係)指導監査に係る復命書の閲覧並びに担当者への質問を実施した。
【経済性・ 効率性】	・ 交付金について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

6 ひとり親家庭等就業支援強化事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

「母子家庭等就業・自立支援センター」を中心とした就業自立支援体制の充実・強化により、個々の母子家庭等のニーズに対応したきめ細かい支援を実施する。

(イ) 内容

区分	内容
就業支援事業	就業相談、巡回相談、就業促進活動、関係機関の連携体制整備、相談関係者の活動支援
就業情報提供事業	ハローワーク・県福祉人材センター等の活用、無料職業紹介
母子家庭等地域生活支援事業	弁護士による特別相談経費の助成、母子・父子家庭親子交流会開催
母子・父子自立支援プログラム策定事業	自立支援プログラムの策定
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しの支援
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業()	入学準備金・就職準備金の貸付

() 本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格(看護師、介護福祉士、美容師等)の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金として入学にかかる費用等を 500 千円まで、就職準備金として就職にかかる費用等を 200 千円まで貸付ける制度である。

本貸付事業は、一定の要件を満たした場合には貸付金が免除される。一定の要件とは、養成機関を修了し、かつ資格取得した日から 1 年以内に就職し、県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き業務に従事したときである。

(ウ) 成果

平成 29 年度就業支援における相談者数

区分	就業	離職・転職	小計	資格取得等	その他
面接	90 (2)	40 (0)	130 (2)	9	-
電話	62 (3)	52 (1)	114 (4)	6	-
計	152 (5)	92 (1)	244 (6)	15	-

() は、父子家庭相談数であり内数である。なお、上記 244 名のうち就職者数は 33 名。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付状況

年度	入学準備金	就職準備金	計
平成 28 年度	350 千円 (2 件)	-	350 千円 (2 件)

平成 29 年度	12,872 千円 (37 件)	60 千円 (1 件)	12,932 千円 (38 件)
----------	-----------------------	------------------	-----------------------

平成 28 年度から貸付開始。

イ 予算額と決算額の推移

(単位 : 千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	7,687	12,496	10,219
決算額	89,163	9,842	8,887

平成 27 年度はひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の立ち上げ年度であり、「山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金」として社会福祉法人山口県社会福祉協議会に 81,540 千円の補助金を交付している。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位 : 千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	7,282	随意契約	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
平成 28 年度	9,559	随意契約	
平成 27 年度	7,623	随意契約	

(イ) 委託契約の概要

契約名	山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業支援 (就業相談、斡旋、就業促進活動等) ・ 就業情報提供事業 ・ 母子家庭等地域生活支援 (子育て生活相談、法律相談) ・ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業
委託業者名	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
契約方法	随意契約
契約方法の 選択理由	国の実施要綱において、事業の実施を母子・父子福祉団体に委託する旨規定されており、選定業者は県内唯一の母子・父子福祉団体であるため。
委託金額	7,282 千円 (うち消費税及び地方消費税 539 千円)

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	1,605	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	社会福祉法人山口県社会福祉協議会
平成 28 年度	283		
平成 27 年度	81,540		

山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金

貸付原資及び貸付事務費の補助(負担割合：国 9/10、県 1/10)

平成 27 年度 81,540 千円(国庫負担分)、平成 28 年度 283 千円(県負担分)、平成 29 年度 1,605 千円(県負担分)

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	7,282	山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施に係る一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会への委託料
負担金補助及び交付金	1,605	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施に係る社会福祉法人山口県社会福祉協議会への補助金
合計	8,887	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	3,855	43.4%
その他	-	-
一般財源	5,032	56.6%
合計	8,887	100.0%

キ 根拠法令等：

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法

- ・山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱
- ・山口県母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱
- ・山口県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<p>山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約について執行伺、仕様書、事業実施要綱、競争入札審査会資料、委託契約書を閲覧し、契約選定手続を確認した。 ・委託契約書第11条に規定の事業実績報告書を閲覧した。 <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付要綱、交付申請、交付決定、事業報告資料を閲覧し、要綱に準じた手続となっていることを確認した。 <p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親高等職業訓練促進資金貸付規程に基づいて申請及び審査手続が実施されているか検討した。
【有効性】	<p>山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書を閲覧し、事業概要や結果(就業支援の相談実績や就業情報の提供、就職者数等)を確認した。 ・就業支援相談員の資格要件等について質問した。 <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象者の適切性(ひとり親であることの確認)をどのように担保しているかについて質問した。 <p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会での審査状況を検証し、有効性について検討した。
【経済性・効率性】	<p>山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書を閲覧し、効率的に事業実施を行っているか否か確認した。 ・委託料の積算根拠を閲覧し、不要・過大な見積りの有無を確認した。 <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請金額の積算過程を閲覧し、不必要な経費に充当される部分がないか確認した。 <p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)</p>

	・ひとり親高等職業訓練促進資金貸付規程に基づいて申請及び審査手続きが実施されているか検討した。
--	---

(3) 監査の結果及び意見

【意見】就業支援相談員の募集条件について（有効性）

就業支援事業における就業相談は、家庭の状況、職業訓練の必要性等就業に関する指導・助言をはじめ巡回相談や就業促進活動を行うこととされている。一方で当該相談員はハローワークにおいてその募集が行われており、募集条件として「電話相談業務経験者（男女不問）」とされているとのことである。

上記のような相談業務は一般的な相談業務とは言えず、個別案件ごとに相応の専門的知識も要求されると考えられることからすると相談員の条件としては十分性を欠く表現となっているのではないかと思われる。従って、就業支援に関連する業務の経験を有する者等、もう少し条件を加重して相談員を募集することを検討する必要がある。

【意見】巡回相談（就業支援）の在り方について（有効性、経済性・効率性）

就業支援事業において、相談員が県内各地区を巡回して相談を受ける巡回相談を実施している。実績報告書によると平成29年度は11市で計29回の巡回相談を開催しているが、開催日によっては相談者数が0人であり、市によっては全ての開催日で相談者実績0人という状況である。平成29年度の巡回相談実績は下表のとおりである。

【平成29年度実績報告書から抜粋】

地区	開催日	会場	相談者
岩国	8月3日（木）	岩国市役所	1人
	12月7日（木）		0人
柳井	5月18日（木）	柳井市中央公民館	1人
	9月21日（木）		3人
	12月21日（木）		0人
	3月15日（木）		2人
光	8月24日（木）	あいぱーく光	3人
	12月14日（木）		1人
下松	7月13日（木）	下松市役所	0人
	11月9日（木）		1人
	3月8日（木）		2人
周南	5月25日（木）	周南健康福祉センター	0人
	9月28日（木）		0人

	1月25日(木)		0人
防府	10月19日(木)	防府市文化福祉会館	0人
	1月18日(木)		0人
美祢	9月14日(木)	美祢市民館	0人
	1月11日(木)		0人
萩	7月27日(木)	萩市総合福祉センター	4人
	11月30日(木)		1人
	3月1日(木)		1人
長門	6月1日(木)	長門健康福祉センター	0人
	10月5日(木)		2人
	2月1日(木)		0人
宇部	6月22日(木)	宇部健康福祉センター	0人
	10月26日(木)		0人
	2月22日(木)		0人
山陽小野田	8月10日(木)	山陽小野田市役所	1人
	2月8日(木)		0人
計		29回	23人

巡回相談は山口県母子家庭等就業・自立支援センターに面接に行くことが難しい相談者や電話では相談しづらい内容について、直接相談員に就業支援のアドバイスを求めることのできる機会である。平成29年10月1日現在で山口県の総世帯は600,877世帯、うち母子世帯は14,563世帯、父子世帯は1,703世帯であり上表の23人を23世帯と仮定しても利用率は1%にも達していない(約0.14%)。

上表からは実際には利用割合が高いとは言えず、相談員が現地に出張しているにも関わらず遊休化している。そもそも、巡回相談の存在を把握していない可能性も否定できず、ひとり親家庭に対して巡回相談の開催を周知徹底していくべきである。また、そのうえで利用者が少ない状況が常態化するのであれば、相談員の出張費や人件費等のコストと巡回相談の実績(成果)を比較し、開催地区や回数を見直し、開催方法として事前予約制にして事前の申請者がいない場合には開催自体を取り止める等の措置を採る必要がある。そして、例えば巡回相談を効率化して得られた時間を山口県母子家庭等就業・自立支援センターでの相談業務の拡充等(平日夜間の時間対応等)を検討すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】貸付の対象となる費用について(有効性)

ひとり親高等職業訓練促進資金貸付の対象となる費用は、入学準備金が、「養成機関への入学金、教科書代、教材費など一時的に必要な費用に限る」としており、就職

準備金が、「転居に伴い転居が必要なときの転居費用、就職にあたり必要となる被服費、交通費など」としている。

入学準備金の貸付申請時の資料を閲覧すると、自転車やパソコンといった、他の用途でも利用可能な物品が対象費用として申請があった。通学や授業に必要なものであり、協議会の審査時議事録を閲覧すると、審査の過程で議論がされた上で、対象費用とする旨の判断がなされていたが、本事業の貸付資金は一定の要件を満たせば将来免除となる可能性のある貸付資金であり、どのような費用がどのような場合に対象の費用として認められるのか一定程度の基準を設け、その上で協議会にて審査を行うことが必要である。

7 児童扶養手当支給事業費

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

父母の離婚等、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的とする。

(イ) 内容

一定の条件の下、対象となる者に手当を支給する。

平成 29 年度 児童扶養手当所得制限限度額表

(単位：千円)

扶養親族等の数(人)	母又は養育者		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0	190	1,920	2,360
1	570	2,300	2,740
2	950	2,680	3,120
以下1人増加ごとに加算	380	380	380

手当額(月額)

児童数	区 分	平成 29 年 4 月 ~
児童 1 人の場合	全部支給	42,290 円
	一部支給	42,280 円 ~ 9,980 円
児童 2 人の場合の加算額	全部支給	9,990 円

	一部支給	9,980 円 ~ 5,000 円
以下児童 1 人増加ごとに加算	全部支給	5,990 円
	一部支給	5,980 円 ~ 3,000 円

県内の市については、平成 14 年 8 月 1 日より児童扶養手当の認定及び支給事務が委譲されたため、県の実施対象は周防大島町を除く 5 町（和木、田布施、平尾、阿武、上関）となっている（周防大島町は平成 24 年 4 月より事務移譲）。

（ウ）成果

5 町における受給者等の推移

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	旧法	新法	旧法	新法	旧法	新法
受給者数	1	275	0	281	0	280
支給対象児童数	1	411	0	439	0	440

児童扶養手当返納金について

返納金の発生は、受給者の婚姻、年金受給、扶養義務者との同居、養育する児童の施設入所等の資格喪失事由の発生により生ずる。直近 5 年間の返納金の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

		調定額	分納誓約 による 調定減少額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平成 29 年度	現年	985	-	949	-	36
	過年	2,429	-	20	713	1,696
平成 28 年度	現年	384	-	348	-	36
	過年	2,832	-	21	418	2,393
平成 27 年度	現年	242	-	207	-	35
	過年	4,674	1,843	34	-	2,797
平成 26 年度	現年	214	-	114	-	100
	過年	4,963	167	222	-	4,574
平成 25 年度	現年	299	-	249	-	50
	過年	7,834	1,818	663	440	4,913

不納欠損処理の理由は、公債権であり、消滅時効期間の 5 年を経過したことにより、債権が消滅したためである（山口県会計規則第 226 条第 1 項第 2 号）。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	143,924	144,312	145,480
決算額	129,325	131,486	137,113

ウ 事業区分：継続事業（昭和 36 年度開始）

エ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
扶助費	137,113	児童扶養手当の支給
合計	137,113	

オ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	45,683	33.3%
その他	-	-
一般財源	91,430	66.7%
合計	137,113	100.0%

カ 根拠法令等：児童扶養手当法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童扶養手当給付国庫負担金交付要綱」に従って手続及び事務処理がされているかを、「児童扶養手当給付国庫負担金」綴りを閲覧して確かめた。 ・「児童扶養当事務処理マニュアル」に従って、支給事務が実施されているかを、「児童扶養手当認定・額改定請求却下綴り」「児童扶養手当資格喪失届」「児童扶養手当返納金台帳」「返納金決議書」綴り等を閲覧して確かめた。 ・根拠法令に従い上記要綱等に則った債権管理が実施されているかを確認した。

【有効性】	・根拠法令に従い上記要綱等に則り、行き渡るべきところに迅速かつ正確に支給されているかを確認した。
【経済性・効率性】	・新たな債務者を発生させないように管理運営が実施されているかを確認した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】 児童扶養手当返納金の不納欠損処分について（合規性）

不納欠損処分については、総務部税務課に事前協議する必要がある。税務課は「債務の承認」を債務の存在を知っていることを表示した時点で承認とみなし、時効中断としており、担当課は時効成立させるため支払意思が全く感じられない債務者に対して、5年間、臨戸訪問や催告書の送付により、時効を完成させている。

債務者の返済意思がない場合であっても返済能力がある場合、県の取りうる手段としては訴訟が考えられる。訴訟が効率性や経済性に照らして妥当であるか個別の案件ごとに検討すべきであるが、検討過程は残されていない。

返金してもらうべき金額は安易に消滅させるべきではなく、訴訟も一手段であるのだから不納欠損処理を実施する前に、訴訟の可否について個別に検討過程を記すべきである。

8 母子父子寡婦福祉資金貸付金

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

母子家庭や父子家庭、寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付ける。

(イ) 内容

区分	対象者
母子福祉資金	・ 児童（20歳未満の子）を扶養している配偶者のいない女子 ・ 父母のいない児童（20歳未満の子） ・ 母子・父子福祉団体
父子福祉資金	・ 児童（20歳未満の子）を扶養している配偶者のいない男子 ・ 父母のいない児童（20歳未満の子） ・ 母子・父子福祉団体
寡婦福祉資金	・ かつて母子家庭の母であって現在配偶者のいない女子 ・ 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

	・母子福祉団体
--	---------

(ウ) 成果

「山口県母子父子寡婦資金貸付金特別会計」の直近5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
繰入金	267	1,157	44,796	2,356	2,365
繰越金	711,182	650,293	322,135	87,463	31,906
貸付金元利収入	254,090	241,074	223,222	197,097	170,765
雑入	2,010	2,614	1,509	1,618	2,388
県債	-	-	60,000	-	-
歳入合計	967,549	895,138	651,662	288,534	207,424
貸付金	49,968	30,145	22,552	15,475	10,748
償還金及び割引料	174,922	357,522	348,044	156,853	19,444
繰出金	88,635	181,161	176,358	79,479	9,842
その他	3,731	4,175	17,245	4,821	4,738
歳出合計	317,256	573,003	564,199	256,628	44,772

新規の貸付額は、平成27年度が22,552千円、平成28年度が15,475千円、平成29年度が10,748千円と大幅な減少傾向となっている。他の助成金制度や奨学金制度が充実してきたために、当制度の利用件数は減少傾向となっていると推察される。他の給付制度等を利用できない場合のセーフティネットという意味合いにおいては、当貸付事業の存在意義はある。

平成27年度の歳出のその他のうち16,135千円は委託料で主な内容は母子父子寡婦福祉資金システムの再構築に係るものである。

直近3年間の調定収納状況の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分		調定額	収納額	収納率	不納欠損額	収入未済額
平成27年度	現年	211,571	183,603	86.7%	-	27,968
	過年	509,089	41,057	8.1%	830	468,032
	計	720,661	224,660	31.2%	830	496,001
平成28年度	現年	186,037	158,985	85.5%	839	27,052
	過年	492,466	39,728	8.1%	3,534	452,737
	計	678,503	198,713	29.3%	4,374	479,789
平成29年度	現年	154,287	133,838	86.7%	-	20,449

	過年	477,340	39,295	8.2%	2,449	438,045
	計	631,628	173,133	27.4%	2,449	458,494

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	542,896	291,702	184,177
決算額	564,199	256,628	44,772

当初予算額及び決算額が年々減少しているのは主に特別会計決算上の剰余金の国への償還金及び国への償還に伴う一般会計への繰出金が減少しているためである。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	3,456	随意契約	(株)佐賀電算センター 外 1 件
平成 28 年度	3,435	随意契約	(株)佐賀電算センター 外 2 件
平成 27 年度	16,135	随意契約	(株)佐賀電算センター 外 1 件

平成 27 年度は貸付金管理のためのソフトウェアのマイナンバー対応によるシステム再構築により、委託額が増加している。平成 28 年度及び平成 29 年度の委託料は、貸付金管理のためのソフトウェアの保守に伴う委託料である。

(イ) 委託契約の概要

契約名	母子父子寡婦福祉資金システムにおける社会保障・税番号制度に係るデータ標準レイアウト改版に伴う改修業務
契約期間	契約締結日(平成 30 年 3 月 6 日)の翌日から平成 30 年 3 月 30 日まで
業務内容	・平成 30 年 7 月改版データ標準レイアウトに係る改修 ・統合宛名管理システム改修に係る対応及び庁内連携テスト
委託業者名	株式会社佐賀電算センター
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	・システムのプログラムの設計業者であり、社会保障・税番号制度への対応に係る改修もこれまで行っている。 ・他の業者には当システムのノウハウがなく、この業者でなけ

	れば総合運用テストを確実に行うことができない。		
予定価格	2,160 千円	委託金額	2,160 千円

契約名	平成 29 年度母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで		
業務内容	母子父子寡婦福祉資金システム保守		
委託業者名	株式会社佐賀電算センター		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	システムのプログラム設計業者であり、独自のノウハウの蓄積がある。他の業者には当システムのノウハウがなく、この業者でなければトラブル等に対して、迅速で適切な処理を行うことができない。		
予定価格	1,296 千円	委託金額	1,296 千円

平成 27 年度のシステム再構築の際にプロポーサル方式の随意契約で(株)佐賀電算センターと契約している。安価に構築するためパッケージソフトを扱う業者を募ったが、山口県内では扱う業者が少なかったことから地域要件を付けなかったとのことである。

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	762	母子父子寡婦福 祉資金貸付事務 費交付金	周南市 外 17 市町
平成 28 年度	795		周南市 外 17 市町
平成 27 年度	795		周南市 外 17 市町

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
貸付金	10,748	母子家庭・父子家庭・寡婦への貸付金
償還金利子及び 割引料	19,444	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条第 2 項の規定に基づく国庫償還
繰出金	9,842	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条第

		5項の規定に基づく一般会計への繰出
旅費	103	償還指導旅費
一般需用費	344	納付書、督促状等印刷費
役務費	73	借主等への文書発送費用
委託費	3,456	システム保守費用
負担金補助及び 交付金	762	市町への事務交付金
合計	44,772	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	42,407	94.7%
一般財源	2,365	5.3%
合計	44,772	100.0%

「その他」は、「山口県母子父子寡婦資金貸付金特別会計」の繰越金・貸付金元利収入・雑入である。

キ 根拠法令等：母子及び父子並びに寡婦福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不納欠損処理について県の債権管理マニュアル及び会計規則等の規定に準じて処理されているかどうかについて検討を行った。 ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項の規定に基づく国庫償還金の額」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第5項の規定に基づく一般会計への繰出金の額」が、法令に従って算出されていることを確認した。 ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 <p>(周南健康福祉センター・宇部健康福祉センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付審査に関連する資料の閲覧、担当者への質問を実施して貸付の審査・決定が「山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付要領」に従って実施されているか確認した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個人別貸付償還台帳及び償還指導台帳の閲覧、担当者への質問を実施して債権管理が「山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金債券管理マニュアル」に従って実施されているか確認した。
【有効性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業が想定されている目的を達成しているかどうかについて貸付額の推移等の確認、担当者への質問等により検討を行った。 (周南健康福祉センター・宇部健康福祉センター) ・貸付審査に関連する資料の閲覧、担当者への質問を実施して貸付の審査・決定が「山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付要領」に従って実施されているか確認した。 ・個人別貸付償還台帳及び償還指導台帳の閲覧、担当者への質問を実施して債権管理が「山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金債券管理マニュアル」に従って実施されているか確認した。
【経済性・効率性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事業が経済性・効率性をもって実施されているかどうかについて検討を行った。 (周南健康福祉センター・宇部健康福祉センター) ・貸付審査に関連する資料の閲覧、担当者への質問を実施して貸付の審査・決定が「山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付要領」に従って実施されているか確認した。 ・個人別貸付償還台帳及び償還指導台帳の閲覧、担当者への質問を実施して債権管理が「山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金債券管理マニュアル」に従って実施されているか確認した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】債権管理マニュアルの法的措置について(合規性)

山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルにおいては、法的措置を予定しているが、こども家庭課においては法的措置を実施した事例はないとのことである。

しかしながら、県の債務者との接触の履歴を見ると、返済するだけの余力があると思われる債務者から返済がされない場合や、逆に返済が厳しい経済状況にあると思われる債務者であるにもかかわらず、少額の返済を定期的に行っている場合があり、債務者の誠実性に依存した回収がなされているのではないかとと思われるものが存在する。

法的措置については、「償還指導に応じない場合」、「償還可能であると判断される場合」、「居住地が判明している場合」という3点がマニュアル上明示されている。少なくともこの要件を満たすのであれば、マニュアル通りの法的措置を検討すべきであ

る。なお、これらの3点の要件が不明確であるため法的措置を採れないのであれば、これらの3点の要件を明確にするべきではないかと考える。

【意見】不納欠損処理について（経済性・効率性）

こども家庭課が管理している債権のうち、平成29年度は4件の債権について不納欠損処理を行っている。

4件のうち2件については、違約金について不納欠損処理をしている。2件とも元本の返済が一時滞ったことから生じた違約金であり、元本全額については返済がなされている。履歴を見る限りにおいては、債務者においては元本を完済しているため違約金については認識していない状況にあった。2件とも相当な長期間債務者及び連帯債務者に対して接触がなかったことが違約金の不納欠損処理につながったと思われる。

残りの2件のうち1件については、昭和59年1月が最終返済期日で、その後平成25年12月まで県が債務者に接触したかどうかの履歴は確認できなかった。なお、平成25年12月の債務者を訪問した際には不在であり、その後は平成29年6月に至るまで接触はなかったものである。平成29年6月の接触後、時効の援用により不納欠損処理がなされている。もう1件については、平成元年12月が最終納期限で、その後平成24年に至るまでの間については、債務者に接触した履歴は確認できなかった。なお、時効の援用となり不納欠損処理となっている。これら2件については、時効成立までの間、県が債務者及び連帯保証人と適切な協議の場を持たなかったことが不納欠損処理につながったと思われる。

実際に返済できる状況にない債務者もあると思われるが、容易に債権の時効の成立となるような長期間の債権の放置は避けるべきである。

（宇部健康福祉センター）

【意見】貸付審査表の審査基準について（法規性）

宇部健康福祉センターでは、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」を作成して貸付の審査を実施している。「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」には、審査基準が記載されており貸付申請内容が審査基準を満たしているか否か確認する様式となっている。

平成29年度の「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」を閲覧したところ、審査基準が貸付申請された資金種類とは別の資金種類の審査基準となっているケースが見受けられた。いずれのケースも貸付申請された資金種類の審査基準を満たしていたため実質的には問題はなかったが、貸付申請された資金種類とは別の資金種類の審査基準が記載されていると審査の過程で判断を誤る可能性もある。

「母子・父子・寡婦福祉資金貸付審査表」に記載された審査基準が貸付申請された資金種類の審査基準と整合しているか確認をして利用すべきである。

(宇部健康福祉センター)

【指摘事項】長期間放置された状態の債権について(合規性)

償還指導台帳を閲覧すると30年以上前から借主等との接触がなく放置された状態の債権が見受けられた。担当者に理由を質問したところ、「借主及び連帯保証人(または、相続人)の所在不明で連絡先がわからないため、どうすることもできない」「償還が可能な債権を優先的に接触している」などの回答を得た。また平成9年度以前は、貸付審査及び債権管理を本庁で実施しており、健康福祉センターに貸付審査時の状況や当初の債権管理の状況を把握している職員がいないとのことであった。

「山口県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 債権管理マニュアル」によると償還困難な貸付について以下のように記載されている。

不納欠損整理について

償還困難な貸付が不納欠損整理の対象とならないか確認する。時効期間(10年)が経過していても、償還可能であれば償還指導を継続する。

会計規則に定める不納欠損処分を要すると思われるものについて当分の間は、随時こども家庭課を通じ税務課と協議を行うこととする。また、こども家庭課は、税務課との協議後、不納欠損処分を要すると認められるものについて必要な措置を講じるよう該当健康福祉センターに通知するものとする。

健康福祉センターでは、「どうすることもできない」債権については、マニュアルに従ってこども家庭課を通じ税務課と協議をすることが必要である。

9 ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

母子家庭の母又は父子家庭の父の求職活動の促進と、職業生活の安定を図るため又は就職に有利な資格・技能習得を容易にするため、母子家庭の母又は父子家庭の父にひとり親家庭自立支援給付金を支給することにより、その経済的自立を促進し、福祉の増進を図る。

(イ) 内容

区分	内容
自立支援教育訓練給付金	県が指定する対象講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、受講料の6割相当額(上限20万円、下

	限 4 千円) を支給する。 (雇用保険制度の教育訓練給付受給者についても差額 (4 割) を支給)
高等職業訓練促進 給付金等給付	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために 1 年以上修業する場合で、就業 (育児) と修業の両立が困 難な母子家庭の母又は父子家庭の父へ、修業する期間の全 期間 (上限 3 年) に高等職業訓練促進給付金を支給すると ともに、修了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給。 ・高等職業訓練促進給付金 市町村民税非課税世帯：月額 100,000 円 市町村民税課税世帯：月額 70,500 円 ・高等職業訓練修了支援給付金 市町村民税非課税世帯：50,000 円 市町村民税課税世帯：25,000 円

【対象者】山口県内の町 (周防大島町を除く) に居住する者

(ウ) 成果

自立支援教育訓練給付金については、確認した過去 3 年間の実績はゼロであつた。

高等職業訓練促進給付金等給付の平成 29 年度実績は以下のとおりである。

高等職業訓練促進給付金

件数：3 件 月数：36 月 金額：2,892 千円

修了支援給付金

件数：1 件 金額：50 千円

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	5,397	5,372	6,792
決算額	1,778	1,790	3,790

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	2,942	山口県ひとり親家庭高等職業訓	〇氏 外 3 件

平成 28 年度	1,200	練促進給付金	S 氏
平成 27 年度	1,082		S 氏

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,942	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業による対象者への給付金
償還金利子及び割引料	848	平成 28 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付額確定に伴う国への返還金
合計	3,790	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	2,206	58.2%
その他	-	-
一般財源	1,584	41.8%
合計	3,790	100.0%

キ 根拠法令等：母子及び父子並びに寡婦福祉法

山口県ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・山口県補助金等交付規則、山口県ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱及び交付要綱、厚生労働省関連通達、交付申請書、事業実績報告、関連証憑類、関連資料の閲覧及び整合性を検証した。
【有効性】	・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の

	<p>手法や実績を検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出した高等職業訓練促進給付金の交付について、交付申請書、実績報告、交付決定書、関連証憑、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】 自立支援教育訓練給付金の周知の徹底について（有効性）

自立支援教育訓練給付金について過去3年間（平成27～29年度）の利用実績はゼロである。

自立支援教育訓練給付金について、以前は雇用保険の給付制度である教育訓練給付金と併用ができなかったが、現在は併用できるようになっている。しかし、以前の認識がまだあるためか利用者がいない状況である。町の制度案内の状況を確認するため、町の制度案内パンフレットを見ると、高等職業訓練促進給付金の内容は記載されていたが、自立支援教育訓練給付金の記載はなく、周知がいきわたっていない可能性がある。

県内の町（周防大島町除く）と連携を図り制度案内のパンフレットに自立支援教育訓練給付金を記載するなど町民に周知を図る必要がある。

10 ひとり親家庭生活向上事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

母子家庭及び父子家庭（ひとり親家庭）並びに寡婦の生活指導を行うために必要な家計管理、しつけ・育児、健康づくりに関する生活支援講習会を開催することにより、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援する。

また、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸課題の解決や子どもの精神的安定を図るとともに、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の貧困の連鎖の防止を図るため、子どもの生活・学習支援を実施する。

(イ) 内容

家計管理・生活支援講習会等の開催

母子家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、家計管理や、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、生活指導を行うために必要な各種生活支援講習会を開催する。その際、母子家庭が

利用しやすいよう、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを合わせて提供する。

子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくいことから、ひとり親家庭の子どもの生活指導や学習支援を行うとともに、必要に応じて食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る取り組みを行う県内市町の事業を支援（補助）する。

（ウ）成果

家計管理・生活支援講習会等の実績

年度	開催回数	世帯別参加人数			
		母子家庭	父子家庭	寡婦	計
平成 27 年度	15	146	4	250	400
平成 28 年度	13	124	9	185	318
平成 29 年度	16	44	0	389	433

世帯別参加人数をみると平成 29 年度においては母子家庭が減少し、寡婦が大幅に増加している。

子どもの生活・学習支援事業の実績

年度	延べ利用人数	実施延べ回数	支援員参加人数
平成 28 年度	279	34	291
平成 29 年度	348	65	651

平成 28 年度はモデル事業として、県が一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会に委託し実施している。平成 29 年度は、山口市のみが事業を実施し、山口県が山口市に対して補助金を拠出している。

なお、平成 30 年度は、3 市町が事業を実施することとなっており、事業は拡大傾向を示しており、事業に対するニーズは高いものと判断できる。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	1,015	6,801	6,600
決算額	659	5,971	2,123

平成 28 年度から、子どもの生活・学習支援事業を実施したことから当初予算額

は増加している。決算額については、平成 28 年度はモデル事業として実施したことから、什器備品購入費や手引書の作成費等が生じたため、平成 28 年度は大幅に増加し、平成 29 年度は減少している。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	600	随意契約	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
平成 28 年度	5,849	随意契約	
平成 27 年度	491	随意契約	

平成 28 年度は、子どもの生活・学習支援事業について、一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会に委託を行ったため増加している。なお、平成 29 年度は、市町が実施主体となり、県が補助金を拠出し、事業を実施している。

(イ) 委託契約の概要

契約名	山口県ひとり親家庭生活向上事業		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	生活支援講習会等の開催		
委託業者名	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会		
契約方法	随意契約		
契約方法の 選択理由	国の実施要綱により、事業の実施を母子・父子福祉団体に委託することができることされており、選定業者は県内唯一の母子・父子福祉団体であるため。		
予定価格	600 千円	委託金額	600 千円

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	1,523	山口県ひとり親 家庭生活向上事 業費補助金	山口市
平成 28 年度	122		山口市
平成 27 年度	168		山口市

平成 29 年度から、市町が子どもの生活・学習支援事業を実施し、山口県が事業に補助金を支出するようになったため増加している。

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	600	山口県ひとり親家庭等生活向上事業のうち「ひとり親家庭等生活支援事業等」実施に係る一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会への委託料
負担金補助 及び交付金	1,523	山口県ひとり親家庭等生活向上事業のうち「子どもの生活・学習支援事業」実施に係る山口市への補助金
合計	2,123	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	1,315	61.9%
その他	-	-
一般財源	808	38.1%
合計	2,123	100.0%

キ 根拠法令等：母子及び父子並びに寡婦福祉法

山口県ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・事業の実施要綱、補助金交付要綱等に従って事業が実施されているかどうかについて検討を行った。
【有効性】	・実施報告書等を閲覧及び質問等により、事業の有効性について検討を行った。
【経済性・ 効率性】	・1 開催当たりの委託額を平成 28 年度と平成 29 年度を比較して、差異内容に合理性があるかどうかについて検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】家計管理・生活支援講習会等の実施内容の検討について（有効性）

家計管理・生活支援講習会等については、一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会が随意契約により業務を実施している。当事業の実施要綱の第3条において、「講習会は、(ア)児童のしつけ・育児に関する講習、(イ)健康づくりに関する講習、(ウ)家計管理、(エ)その他必要と認める講習」となっているが、講習会の内容について県は受託者に特段の指示や連絡等を行っていない。なお、委託契約書においては、事業内容及び実施方法は「山口県ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」のうち、生活支援講習会等事業の通り、となっている。

講習会の開催状況は、実績報告書によると以下の通りである。

（単位：回、人）

	講習会開催回数				利用者数		
	児童のしつけ・育児	健康づくり	家計管理	その他	母子家庭	寡婦	父子家庭
平成 28 年度	1	5	0	7	124	185	9
平成 29 年度	0	4	7	5	44	389	0

平成 28 年度の講習会の講座内容については、「園内散策」、「自然観察、親子でピザ作り」、「心の癒しにお花を生ける」、「認知症予防講座」、「今地震が起きたら」等を含むものとなっている。平成 29 年度の講習会の講座内容については「防止のため消費者トラブル基礎講座」、「介護する人・される人」、「救命処置 AED 使用方法」、「特殊詐欺（振込詐欺等）被害防止指導」等を含むものとなっている。

当事業の実施要綱第3条においては、「ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、子供のしつけ・育児又は母親や子どもの健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。」とし、前述の(ア)～(エ)の講習会を実施するものとしている。また、同第3条(3)においては、「講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。」と記載されている。

過去2年間の開催内容を見てみると、このような実施要綱上の趣旨に合致している講座内容になっているか疑問のある講座が見受けられる。特に平成 29 年度については、「児童のしつけ・育児に関する講習」の開催が0となっており、母子家庭の利用者は激減している。

県は目的とした事業が実施されているかどうかについて、実績報告書にて実施内容を適切に評価し、次年度以降の契約方法や業務実施方法について検討を行うべきである。

また、実施報告書の記載についても、同じ講義内容及び講師で複数回開催された講義であるにも関わらず、「健康づくりに関する講習」に区分されていたり、「その他必要と認める講習」に区分されていたりと統一性がない。実績報告書の記載が適切にな

されていない場合、事業目的を達成したかどうかの評価が出来ないため、適切な実績報告書が提出されるように指導を行うべきである。

【意見】家計管理・生活支援講習会等の契約額について（経済性・効率性）

平成 28 年度の同事業の講習会に関する委託料は 249,000 円であり、講習会開催は 13 回であるため、1 回あたりの単価は 19,152 円となっている。平成 29 年度の講習会に関する委託料は 600,000 円であり、開催回数は 16 回であるため、1 回あたりの単価は、37,500 円となっている。

平成 29 年度は国の通知に基づいて、平成 28 年度と比較して家計管理の講習を実施することとし、ファイナンシャルプランナー等に講師を依頼することが想定された。このため県の予定価格が 600,000 円となり、見積書提出を経て、単独随意契約にて 600,000 円で委託契約を締結している。

しかしながら、会計管理の全 7 回のうち、ファイナンシャルプランナーが講師を務めた講習会は 1 回のみである。その他の 6 回の講義については、県金融広報アドバイザーや市消費生活センター相談員等が講師を務めている。国の実施要綱に合わせて講習内容を見直したことにより業務の仕様が変わり委託額は上昇したにも関わらず、委託額が上昇する要因となった講師謝金が比較的多く生じるファイナンシャルプランナー等の専門家による講習は 1 回しか実施されていない。専門家の講習を前提としているのであればその旨を仕様書に明記すべきである。

11 ひとり親家庭等日常生活支援事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

母子家庭、寡婦及び父子家庭であって、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し必要な生活援助、保育等を行わせ、母子家庭等の福祉の増進を図る。

(イ) 内容

派遣対象

母子家庭、寡婦、父子家庭であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）又は社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に介護、保育サービスが必要な家庭

委託先

一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会

派遣期間

概ね 10 日程度を限度とするが、特別な事情があるときは延長することができる。

費用負担

利用世帯の区分	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	無 料	無 料
児童扶養手当支給水準の世帯	70 円	150 円
それ以外の世帯	150 円	300 円

(ウ) 成果

平成 29 年度実績

	子育て支援	生活援助
利用人数	ひとり親 30 人 (子 61 人)	95 人
利用日数	32 日	95 日

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	1,121	1,107	1,109
決算額	1,223	1,107	1,457

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	1,457	随意契約	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
平成 28 年度	1,107	随意契約	
平成 27 年度	1,223	随意契約	

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成 29 年度山口県ひとり親家庭等日常生活支援事業
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日

業務内容	山口県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱に記載の家庭生活支援員を派遣し必要な生活援助、保育等を行う業務
委託業者名	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
契約方法	随意契約
契約方法の 選択理由	<p>県の実綱により事業の実施基準や業務の委託先が定められており、その性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>なお、山口県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第2条において、「ひとり親家庭等日常生活支援事業を一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会(以下「連合会」という。)に委託するものとする」旨規定されている。これは、国の実施要綱により、事業の実施を母子・父子福祉団体に委託することができるが、連合会は県内唯一の母子・父子福祉団体であるためである。</p>
予定価格	1,458千円(当初1,109千円)
委託金額	1,457千円(当初1,109千円)

利用実績増に伴う家庭生活支援員の派遣手当額等の増加により、予定価格及び委託金額が変更されている(補正予算による対応、業務委託契約の変更に係る決裁文書より)。

エ 事業区分：継続事業

オ 平成29年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成29年度 決算額	主な内容
委託料	1,457	山口県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施に係る(一財)山口県母子寡婦福祉連合会への委託料
合計	1,457	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	719	49.4%
その他	18	1.2%
一般財源	720	49.4%
合計	1,457	100.0%

「その他」は、当事業の支援を受けた家庭から徴収した費用負担額。

キ 根拠法令等：母子及び父子並びに寡婦福祉法

山口県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・家庭生活支援員の利用実績について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】実績報告書の記載内容の確認について(合規性)

ひとり親家庭等日常生活支援事業の委託先である一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会から提出を受けている「ひとり親家庭等日常生活支援事業実績報告書」を閲覧したところ、「派遣等時間割の内訳」の記載に誤りが発見された。

委託契約書第 12 条において、山口県は、「実績報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に事業の実績について検査を行うものとする」旨規定されている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業実績報告書を受理したときは、事業が適切に実施されているかを含め、実績報告書の記載内容に誤りがないか確認すべきである。

【指摘事項】実績報告書の収支内訳と委託先の決算書との整合性について(合規性)

一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会から提出を受けた実績報告書の記載の一項目である「ひとり親家庭等日常生活支援事業の収支内訳」の支出科目の「その他」に一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会の決算書の「日常生活」事業に係る費用のうち給料手当その他の費用の金額が含まれており、提出を受けた収支内訳の支出科目と委託先の決算書上の費用科目との整合性が確認しづらい状況となっていた。

実績報告書に記載する収支内訳は委託先の決算書との整合性を確認しやすくするよう工夫すべきである。

【指摘事項】委託料の根拠となる予定価格について(経済性・効率性)

委託料の根拠となる予定価格は、家庭生活支援員派遣手当と事務費の合計金額となっているが、このうち事務費については過年度より 50,000 円の固定金額(内訳等積算根拠なし)で当初予算が計上されており、山口県が一般財団法人山口県母子寡婦福祉連

合会から受理した見積書についても事務費は50,000円で記載されていた。

その後、年度末付近で変更された委託契約の変更後の委託料1,457,215円は、事務費が265,940円となった変更後の見積書に基づき決定されていた。

事務費の実績金額が過年度から同額である当初見積金額の50,000円を大きく上回っていることが常態化しているのであれば、過年度の事務費の実績金額等を参考により精緻な事務費の金額を予定価格の算出において使用すべきである。

また、委託先の支出増加に伴い委託料を変更（増額）するのであれば、増額となった支出額が委託している事業に要する支出内容として適切かどうかを詳細に確認すべきである。

【意見】家庭生活支援員に対する派遣手当の金額について（合规性）

現状において、家庭生活支援員に対する派遣手当の金額は、国が負担する補助金額の基準額と同額となるように単価が決められている。当該手当は「給与」ではなく「報酬」として扱われているが、子育て支援に係る平日の手当（交通費含む）は1時間当たり740円～となっており、山口県における最低賃金（平成29年10月～：777円、平成30年10月～：802円）の単価を下回る水準となっている。

家庭生活支援員に対する派遣手当の単価を改定することも検討すべきである。

12 地域子どもの未来応援事業

（1）事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

（ア）目的

地域で支援が必要な子どもと支援機関・団体等をつなぐコーディネーターを養成し、貧困からくる問題を抱える子どもたちが支援を効果的・効率的に受けられる体制づくりを支援する。

（イ）内容

貧困状態にある子どもへの支援を総合的かつ切れ目なく行うため、市町等が整備する地域ネットワークが有効に機能するよう、支援が必要な子どもと行政、NPO、自治会などを「つなぐ」コーディネーターを養成する研修会を県内4か所を実施。

【対象】

市町職員、NPO法人職員、貧困対策活動民間人など

【開催状況】

県内4か所×2回（第1回目基礎研修3時間、第2回目専門研修4時間）

【研修内容】

・基礎研修

こどもの貧困への理解を深め、実態把握や地域資源の分析などにより、対策に取り組むための基礎的な知識を習得する。

・ 専門研修

基礎研修の内容を踏まえ、他県の事例なども参考にしながら留意事項や解決に向けたアプローチ方法を学び、実際に支援を行うための計画づくりに役立つ実践知識を習得する。また、実施に必要な関係者とのネットワークを構築する。

(ウ) 成果

【受講者数】

(単位：人)

会場	基礎研修	専門研修		地域コーディネーター名簿提供者
		基礎・専門両方	専門研修のみ	
萩	22	15	3	17
岩国	18	22	5	27
周南	38	26	8	34
宇部	24	24	5	29
合計	102	87	21	107

専門研修受講者 108 名のうち修了証交付者 107 名

【市町別地域コーディネーター同意書提出者数の市町別内訳】

下関市	6	下松市	4	美祢市	2	上関町	0
宇部市	14	岩国市	23	周南市	13	田布施町	2
山口市	6	光市	2	山陽小野田市	6	平生町	2
萩市	10	長門市	0	周防大島町	0	阿武町	0
防府市	4	柳井市	11	和木町	2	合計	107

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	-	2,000
決算額	-	-	1,999

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	1,999	随意契約	特定非営利活動法人山口せ

			わやきネットワーク
平成 28 年度	-		
平成 27 年度	-		

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成 29 年度地域子どもの未来応援事業業務委託		
契約期間	平成 29 年 6 月 19 日～平成 30 年 3 月 30 日まで		
業務内容	コーディネーター養成研修 6 回の企画・運営		
委託業者名	特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	<p>・国実施要項で、地域の実績を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らして、子供の発達・成長の段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形式を支援することを目的としており、そのような事業展開ができるのは、限られる委託先であるため。</p> <p>・その性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>・これまで、子どもの貧困問題に取り組む「こども明日花プロジェクト」を立ち上げ、「啓発セミナー」や「子どもの貧困に取り組む仕組みづくり」セミナーを主催し、山口県弁護士会主催の「日本弁護士連合会貧困問題全国キャラバン」の講演会においては講師を務めており、子どもの貧困問題に対する支援活動やセミナー及び講演実績から、山口県の子どもの貧困問題に対する深い見識と地域の社会資源の活用、関係団体との連携に係るノウハウを有しているのは当該法人以外にないため。</p>		
予定価格	2,000 千円	委託金額	1,999 千円

エ 事業区分：新規事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	1,999	平成 29 年度地域子どもの未来応援事業業務委託

合 計	1,999	
-----	-------	--

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	999	50.0%
その他	-	-
一般財源	1,000	50.0%
合計	1,999	100.0%

キ 根拠法令等：子どもの貧困対策の推進に係る法律

子供の貧困対策に関する大綱

山口県子どもの貧困対策推進計画

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・「業者選定伺」及び「競争入札審査会」の記録を閲覧し、委託先の選定に問題がないか確かめた。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施について契約書及び仕様書どおりに実施されていることを「成果報告書」等を閲覧することにより確認した。 ・研修参加者数、地域コーディネーター名簿提供者数など研修の実績に関する資料を閲覧し、担当者に質問した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

13 子どもの虐待対策・家庭的養護推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護児童の社会的自立に至るまで、関係機関連携による切れ目のない支援・養護体制の強化に加え、里親での養

育など家庭的養護を推進する。

(イ) 内容

区分	内容
発生予防	山口県要保護児童対策地域協議会の運営 児童相談情報管理システム ハイリスク家庭見守りチームの派遣 0歳児虐待防止研修会の開催 子育てに悩む親への支援の実施 不登校児童への通所指導の実施
早期発見・早期対応	児童虐待対応連携強化実践トレーニングの実施 虐待対応職員の専門性強化 児童家庭アドバイザーによる市町指導等 市町職員等専門性向上講習会の実施 主任児童委員等への研修の実施 児童相談所 24 時間 365 日相談体制の確保 処遇困難ケースへの専門的対応の強化 児童相談所安全確認職員の配置 一時保護所における学習指導の実施
保護・自立支援	社会的養護における安心・安全レベルアップ研修 児童養護施設等の人材確保事業 里親総合支援事業 身元保証人の確保対策 未成年後見人の支援 運転免許取得費補助事業 自立支援資金貸付事業 ()

() 自立支援資金貸付事業

児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所したもの又は里親等への委託が解除されたものに対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

区分	貸付上限額	貸付期間	利率	返還免除要件
就職支援	家賃相当額(住宅 扶助費上限)	2年間	無利子	5年間の就業継続
進学者支援	家賃相当額+生 活費5万円/月	正規修学年数	無利子	5年間の就業継続
資格取得 希望者支援	25万円	1回	無利子	2年間の就業継続

(ウ) 成果

里親委託率

子ども・子育てプランでは、里親委託率(＝里親・ファミリーホーム委託児童数(以下「委託児童数」)/児童養護、乳児院、里親・ファミリーホームの措置児童数(以下「措置児童数」))を平成31年度に20.6%とする数値目標を掲げている。直近5年間の実績は以下のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
措置児童数(人)	551	528	513	515	496
委託児童数(人)	83	78	85	83	93
里親委託率(%)	15.1	14.8	16.6	16.1	18.8

平成29年度に18.8%となっているのは、法改正により平成29年度から措置児童は原則、里親・ファミリーホームに委託することとなったためである。平成29年度に新たに措置が必要となった児童の里親・ファミリーホームへの委託率は30.2%であった。

養育里親登録世帯数及び専門里親登録世帯数

子ども・子育てプランでは、専門里親登録世帯数を平成31年度に26世帯、養育里親登録世帯数を平成31年度に150世帯とする数値目標を掲げている。直近5年間の実績は以下のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養育里親登録世帯数(世帯)	120	131	143	145	148
うち、専門里親登録世帯数(世帯)	20	20	22	24	24

自立支援資金貸付事業

(単位：人、千円)

		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績
生活支援費	貸付人数	5	-	10	1
	貸付金額	3,000	-	6,000	500
家賃支援費	貸付人数	23	-	46	1
	貸付金額	8,556	-	17,112	200
資格取得	貸付人数	21	2	21	2
支援費	貸付金額	5,250	419	5,250	489

合計	貸付人数	49	2	77	4
	貸付金額	16,806	419	28,362	1,189

平成 28 年度から貸付開始。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	70,783	62,043	62,445
決算額	179,305	53,591	59,820

平成 27 年度に「山口県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金」として社会福祉法人山口県社会福祉協議会に 112,690 千円の補助金を交付している。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	6,163	随意契約	(株)佐賀電算センター 外 8 件
平成 28 年度	6,830	随意契約	(株)佐賀電算センター 外 7 件
平成 27 年度	18,061	随意契約	(株)佐賀電算センター 外 6 件

平成 27 年度は、「山口県児童相談情報管理システム」のシステム構築を実施しているため、委託料が大きくなっている。プロポーザル方式の随意契約（プロポーザル参加者 2 者で(株)佐賀電算センターが落札）。

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成 29 年度 子どもすこやかホーム事業
契約期間	平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	児童養護施設等に入所している児童のうち、盆、正月時期又は週末に家庭に帰省することができない児童を当該時期に自己の家庭で養育することを希望する一般家庭及び里親（すこやかホーム）に当該児童の養護を委託する。
委託業者名	一般財団法人山口県里親会
契約方法	単独随意契約
契約方法の選択理由	業務の特殊性から、里親に対する知識、情報及び調整について当該事業を執行可能な事業者が他にないため。

予定価格	1,148 千円
委託金額	1,148 千円を上限。確定額 909 千円。

契約名	山口県児童相談情報管理システムの改修業務（データレイアウト改版）		
契約期間	契約締結日（平成 30 年 2 月 28 日）の翌日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	マイナンバーを用いた情報連携のためのデータレイアウトが平成 30 年 7 月から改版されることへの対応		
委託業者名	株式会社 佐賀電算センター		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	システムのプログラム設計業者であり、またシステム保守業務でもきめ細かに対応しており、プログラムの変更や緊急対応等、この業者でなければ適切な処理を行うことができない。		
予定価格	2,287 千円	委託金額	2,287 千円

契約名	山口県児童相談情報管理システム保守業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	山口県児童相談情報管理システムの保守		
委託業者名	株式会社 佐賀電算センター		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	システムのプログラム設計業者であり、独自のノウハウの蓄積がある。他の業者には当システムのノウハウがなく、この業者でなければトラブル等に対して、迅速で適切な処理を行うことができない。		
予定価格	1,490 千円	委託金額	1,490 千円

（中央児童相談所）

契約名	里親更新研修における託児業務		
契約期間	第 1 回 締結日(12/8)～H29/12/9 第 2 回 締結日(1/16)～H30/1/20		
業務内容	里親更新研修における託児		
委託業者名	特定非営利活動法人あっと		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	特殊な業務であり入札参加資格者名簿には当該業務の登録がないため実績がある者を選定（H27.11 こども家庭課）		

予定価格	第1回 12,232 円、第2回 19,333 円
委託金額	第1回 10,530 円、第2回 18,901 円

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	2,958	児童養護施設等 ICT 化推進事業補助金 等	社会福祉法人 防府海北園 外 8 件
平成 28 年度	2,993	山口県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金 等	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 外 15 件
平成 27 年度	117,238	山口県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金 等	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 外 12 件

山口県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金

貸付原資及び貸付事務費の補助（負担割合：国 9/10、県 1/10）

平成 27 年度 112,690 千円（国庫負担分）、平成 28 年度 248 千円（県負担分）、平成 29 年度 326 千円（県負担分）。

工 事業区分：継続事業

才 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報酬	23,643	児童相談所 臨時職員報酬
共済費	4,887	児童相談所 臨時職員共済費
賃金	11,060	児童相談所 非常勤職員賃金
報償費	2,245	外部講師、委員等謝金
旅費	2,087	職員、外部講師、委員等旅費
需用費	555	会議資料等
役務費	1,344	郵便料等
委託料	6,163	システム保守等
使用料及び賃借料	479	会場賃借料等
負担金補助及び交付金	2,958	児童養護施設 ICT 化推進事業等

償還金利子及び割引料	4,399	国庫補助金償還金()
合計	59,820	

() 平成 28 年度の国庫からの交付金額確定に伴い返納する。

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	29,164	48.7%
その他	34	0.1%
一般財源	30,622	51.2%
合計	59,820	100.0%

キ 根拠法令等：児童虐待防止法、児童福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付(山口県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金、山口県児童養護施設等入所児童運転免許取得費補助金、児童養護施設等ICT化推進事業補助金)について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。 <p>(中央児童相談所・下関児童相談所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費について事務手続きおよび支払手続きが県の定める規則等に基づいて行われているか担当者への質問及び関連資料の閲覧により確認した。 <p>(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの申請及び貸付けの決定が「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付規程」に従っていることを貸付決定に関する書類を閲覧し確認した。 ・貸付けを受けている者の各種届出書及び報告書(大学等在籍報告書・業務従事状況報告書)を閲覧し「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付規程」に従っていることを確認した。
【有効性】	(本庁)

	<ul style="list-style-type: none"> ・里親及び里親委託児童数の推移について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。 (中央児童相談所・下関児童相談所) ・非常勤職員等の勤務実態について担当者への質問及び勤務表の閲覧により確認した。 (中央児童相談所) ・一時保護所学習指導の講師の勤務実態について担当者への質問及び講師出勤簿の閲覧により確認した。 (社会福祉法人山口県社会福祉協議会) ・実績報告書を閲覧し、貸付実績について検討した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> (本庁) ・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。 (中央児童相談所・下関児童相談所) ・経費について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。 (社会福祉法人山口県社会福祉協議会) ・実績報告書に添付された資金収支計算書を閲覧し、収入及び支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】山口県児童養護施設等入所児童運転免許取得費補助金について(合規性)

当該補助金については、各児童福祉施設長宛ての事務連絡文書「児童養護施設等入所者に対する運転免許取得補助金について」(平成28年8月5日)で以下のように記載されている。

なお、補助金の利用にあたっては、今年度に創設した「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金(以下「貸付金」という。)」を優先的に活用することとし、貸付金の要件を満たすことができない者に限り、補助金の利用を認めることとします。

これを踏まえ、補助金の利用を希望する場合には、児童相談所長の意見として、貸付金の利用が困難である旨およびその理由を付記することとしますので(例:保護者を含めた親族との関係が希薄であり連帯保証人を設定できない等)児童相談所との調整に留意してください。

しかしながら、「平成29年度児童養護施設等入所児童運転免許取得費補助金交付申請書」を閲覧したところ「児童相談所長の意見」欄に貸付金の利用が困難である旨お

よびその理由についての記載が不十分なものが見受けられた。

今後は貸付金の利用が困難である旨およびその理由を明確に記載するように各児童相談所長へ再度、周知徹底を図る必要がある。

(中央児童相談所)

【意見】委託契約書の省略について(経済性・効率性)

里親更新研修における託児業務について業務委託をしている。平成 29 年度は 2 回業務委託をしており委託金額は第 1 回が 10 千円の随意契約、第 2 回が 18 千円の随意契約となっている。山口県会計規則第 130 条第 1 号によれば、契約書の作成を省略できるが、中央児童相談所では第 1 回、第 2 回ともに契約書を作成している。

原則は契約書を作成することとなっているので規則に反しているわけではないが、経済性・効率性の観点から契約書の作成を省略することも検討するべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【指摘事項】申請者が未成年者であるときの児童養護施設等の施設長の意見書等について(合規性)

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金規程」の第 7 条第 4 項に「自立支援資金の貸付けを受けようとする者が、未成年者であるときは、親権者等法定代理人の同意が得られる場合にはその同意を得ることとし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、法定代理人の同意を不要とすることができる。」と規定されている。

貸付金規程の第 7 条第 4 号の「意見書等」について所定の様式はあるが、第 8 条の「保護者等からの経済的支援が見込まれない者であることが確認できるもの」として提出される「保護者等からの経済的支援が見込まれないことを証する書面」で代用しているとのことである。

第 7 条第 4 号の「意見書等」と第 8 条の「保護者等からの経済的支援が見込まれない者であることが確認できるもの」は、趣旨が異なるため第 7 条第 4 号の「意見書等」で求められる「法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情」及び「貸付けを行うことで申請者の自立が見込まれる」ことが明確となるよう、所定の様式を使用するべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【指摘事項】業務従事状況報告書の提出期限について(合規性)

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金規程」の第 19 条第 2 項によれば借受人は毎年 4 月 20 日までに、業務従事状況報告書を提出することとなっている

るが、5月23日に提出されているケースがあった。4月20日までに提出するように借受人に周知徹底する必要がある。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書の記載について(合規性)

償還の猶予を受ける借受人は、「自立支援資金償還猶予申請書」を提出し、社会福祉法人山口県社会福祉協議会の会長は、内容を審査して「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金償還猶予決定通知書」を申請者に通知している。

自立支援資金貸付金の猶予期間は「生活支援費」と「家賃支援費」が5年間で「資格取得支援費」が2年間となっているが、3種類の資金を借り受けた者の償還猶予申請書及び償還猶予決定通知書を閲覧したところ、3種類の資金と一緒に記載されていて償還猶予期間が5年間となっていた。

資格取得支援費の猶予期間は2年間であることがわかるように記載すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【指摘事項】申請期限のルール化・明文化について(合規性)

平成29年3月～5月分の家賃について平成30年度に家賃支援費として貸付を実施しているケースがあった。「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金規程」には、貸付期間の定めはあるが、貸付けの申請について特に期限は定められていない。

貸付申請期限についてルール化して規程等に明文化すべきである。

(社会福祉法人山口県社会福祉協議会)

【意見】貸付事業資金の管理方針の文書化について(経済性・効率性)

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施主体である社会福祉法人山口県社会福祉協議会では、貸付事業資金として平成27年度に112,690千円、平成28年度に248千円、平成29年度に326千円の補助金を受けている。社会福祉法人山口県社会福祉協議会から県に提出された平成29年度の実績報告書に添付された資金収支計算書によると平成29年度末現在の資金残高は107,515千円となっている。当該資金の管理運用方針は作成されておらず全て普通預金で運用されている。

平成29年度末現在でも1億円を超える多額の資金を保有しており、県としての管理運用方針を定め文書化するべきである。

14 児童保護費(措置児童委託料及び母子生活支援施設等負担金)

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を児童養護施設や里親等に措置し、心のケアや社会的自立等の支援を行うことにより、児童の健全な育成を図る。

(イ) 内容

児童保護費（措置児童委託料）

児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置等の実施によって、県が児童等を児童養護施設等に入所させた場合に、児童等が健康にして文化的な最低限度の生活を営むために要する費用を委託料として支出する。

この費用は、児童福祉法第 50 条第 7 項の規定により県が支弁するが同第 53 条の規定により、県が支弁した費用の 1/2 を国庫が負担する。また、児童福祉法第 56 条の規定により、扶養義務者等の負担能力に応じて負担を求めることができる。

児童保護費（母子生活支援施設等負担金）

市町が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用は市町が支弁する。ただし、児童福祉法第 53 条の規定により、市町が支弁した費用の 1/2 は国庫が負担する。また、児童福祉法第 55 条の規定により、市町が支弁した費用の 1/4 は県が負担しなければならない。

(ウ) 成果

環境上養護を必要とする児童等を支援するものであり、事業の成果はあるものとする。なお、県の施設及び入所施設の定員数に対する入所児童数は一定の余裕を持っており、定員については十分な状況にあると考えられる。

< 施設数 > (平成 29 年 4 月 1 日現在)

名称	施設（里親）数	定員（暫定）
児童養護施設	10	514（486）
児童心理治療施設	1	50（47）
児童自立支援施設	1	90（12）
ファミリーホーム	5	30
自立援助ホーム	2	12
乳児院	1	50（39）
母子生活支援施設	1	20 世帯
助産施設	5	15
里親	168	-

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	2,260,883	2,424,287	2,625,984
決算額	2,430,883	2,529,892	2,675,124

毎年度予算額及び決算額が増加しているのは、保護単価、加算額が上昇傾向にあるためである。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	2,656,617		社会福祉法人中部少年学院 外
平成 28 年度	2,474,398		社会福祉法人中部少年学院 外
平成 27 年度	2,417,930		社会福祉法人中部少年学院 外

児童福祉法に基づく措置

(イ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	17,700	児童入所施設措置費等県費負担金	山口市 外 6 件
平成 28 年度	12,784		山口市 外 7 件
平成 27 年度	11,974		山口市 外 9 件

負担金算定の基礎となる保護単価、加算額が増加傾向にあるため、決算額が増加している。

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年 度 決算額	主な内容
旅費	37	児童相談所の旅費
需用費	149	児童相談所の事務経費
委託料	2,656,617	児童入所施設措置費
負担金補助金及び交付金	17,700	児童入所施設措置費等県費負担金

償還金利子及び割引料	621	平成 28 年度の額の確定に伴う返還金
合 計	2,675,124	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	1,313,414	49.1%
その他	14,907	0.6%
一般財源	1,346,803	50.3%
合計	2,675,124	100.0%

「その他」は、児童福祉法の規定により費用の一部を本人又はその扶養義務者から徴収したものである。

キ 根拠法令等：児童福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	(本庁) ・起案書及び伺い書の閲覧、担当者への質問により、適切に事務手続きがなされているかどうか検討を行った。 (中央児童相談所・下関児童相談所) ・措置委託費について、保護単価が国の示している基準に準拠しているかどうかについて検討を行った。
【有効性】	(本庁) ・県の施設及び入所施設の定員と実際の入所児童数との比較を行い、入所定員が実際利用者数を上回っており、利用者が制限されることなく入所していることを確認した。 ・措置児童委託料について県の施設監査資料を閲覧し、当事業の有効性がないと判断されるような指摘事項はなされていなかったことを確認した。 (中央児童相談所・下関児童相談所) ・措置入所等が適切な児童相談所内での検討を経て実施されているかどうかについて担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。
【経済性・効率性】	(本庁) ・当事業の保護単価は国から基準が示されている。措置費算定上の単価が国基準と整合しているか検討を行った。

	(中央児童相談所・下関児童相談所) ・措置委託費について、保護単価が国の示している基準に準拠しているかどうかについて検討を行った。
--	--

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】児童入所施設措置費等県費負担金に係る指導監査について(有効性、経済性・効率性)

県管轄の施設に係る措置児童委託料については県の指導監査が実施されているが、市町が主体となっている児童入所施設措置費等の県費負担金については、県は提出書類のみに基づいて内容を確認しているのみで指導監査は特段実施していない。

児童入所施設措置費等県費負担金については県費が使用されていることから、市町が主体となっている児童入所施設措置費等についても何らかの指導監査等を実施すべきである。

15 児童福祉振興費

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

県内の児童福祉施設、知的障害者援護施設等の入所児(者)等が一堂に集い、レクリエーションや競技を通じて楽しい一日を過ごすとともに、相互の交流を深め、もって入所児(者)等の福祉の振興を図ることを目的とする。

(イ) 内容

児童福祉施設等入所児童(者)の参加する行事を開催する。

山口県アイリンピック大会(昭和41年開始)

児童入所施設等に入所している児童(者)が一堂に集い、スポーツを楽しむ交流を深める。

場所：維新百年記念公園

参加者：県内児童入所施設等入所児童(者)及び職員

開催日：平成29年5月20日

プレゼントを贈る会(昭和57年開始)

児童入所施設等に入所している児童(者)に、年末にプレゼントを贈呈する。

(ウ) 成果

山口県アイリンピック大会の参加者数は、直近3年間において下表のとおりであった。

年度	入所児(者)、職員、保護者等	ボランティア
平成 29 年度	1,770 人	112 人
平成 28 年度	1,855 人	106 人
平成 27 年度	1,959 人	114 人

また、プレゼントを贈る会に関しては、県内 10 施設を対象に、毎年順に 3 万円相当のプレゼントが贈呈されている。当事業は昭和 57 年に開始され、平成 30 年度で 10 施設に対して 3 巡目が終了する予定である。直近 3 年間の対象施設及びプレゼント内容は下表のとおりであった。

年度	施設名	プレゼント内容	金額
平成 29 年度	吉敷愛児園	18 インチ自転車 × 1 20 インチ自転車 × 1 ジュニアプロテクター × 1	30,000 円
平成 28 年度	依山湯の家	C D ラジカセ × 4	29,520 円
平成 27 年度	下関大平学園	自転車 × 2	30,000 円

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	1,716	1,416	1,401
決算額	1,678	1,292	1,358

上記決算額はアイリンピック大会に関する支出のみであり、プレゼントを贈る会に関する支出額は含まれていない(プレゼントを贈る会に関する支出は、項：児童福祉費、目：児童福祉対策費、節：報償費として支出されている)。

ウ 事業区分：継続事業

エ 平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
扶助費	1,100	交通費助成等
使用料及び賃借料	101	会場使用料
需要費(食糧費)	95	ボランティア弁当代
役務費	42	大会参加者に係る保険料
報償費	20	大会ボランティアへの御礼

合 計	1,358	
-----	-------	--

上記決算額はアイリンピック大会に関する支出のみであり、プレゼントを贈る会に関する支出額は含まれていない。

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	1,358	100.0%
合計	1,358	100.0%

- キ 根拠法令等：【アイリンピック】第50回山口県アイリンピック大会開催要綱、
 児童福祉振興行事参加施設の交通費に係る扶助費支出について(内規)、
 山口県児童福祉振興行事実行委員会設置要綱
 【プレゼントを贈る会】平成29年度児童福祉施設等の子どもたちにプ
 レゼントを贈る会実施要領

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・児童福祉振興費に係る決算に関する資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、要綱・要領に従って事業が実施されているか検討した。
【有効性】	・山口県アイリンピック大会の参加者数の推移、プレゼントを送る会の実績について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	・児童福祉振興費に係る決算に関する資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】アイリンピック大会における山口県児童福祉振興行事実行委員会の位置付け及び運営方法について(合規性)

山口県児童福祉振興行事実行委員会設置要綱第2条において、山口県児童福祉振興行事実行委員会がアイリンピック大会の原案を作成するとともに、山口県及び山口県児童入所施設連絡協議会等の承認を得て、県予算の範囲内で運営・実施する旨規定されている。当実行委員会は、児童福祉施設等の指導員、こども家庭課職員、障害者支援課職員及び山口県児童入所施設連絡協議会事務局職員によって構成され、運営され

ている。

従って、アイリンピック大会については、山口県児童福祉振興行事実行委員会が運営し、収支決算書を作成している。ただし、同実行委員会の名称はアイリンピック大会の主催、後援等として対外的・対内的に公表されていない。

アイリンピック大会の収支決算書においては、収入として「山口県からの補助」1,358千円及び「(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助」(活動助成金)200千円、合計1,558千円が記載されており、支出については、それぞれの「補助」金額に対応した支出額が記載されている。このうち、「山口県からの補助」に対応する支出1,358千円が当事業の決算額として計上されているが、これは、実行委員会を通さず、直接こども家庭課が支出を行っている。(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助200千円については、実行委員会が出納を行っており、山口県からの補助と(公財)毎日新聞西部社会事業団からの補助では、出納の主体が異なっていた。

また、山口県児童福祉振興行事実行委員会事務局(「」は担当者名)の名義で銀行口座が開設されており、預金残高には過年度から繰り越されていると考えられるものが含まれていたが、実行委員会の予算・決算には記載されていない。(平成30年3月末現在で123,824円の預金残高)。

一般的に実行委員会が運営主体となる行事については実行委員会が市町やその他の団体とは別の団体として活動していること、山口県児童福祉振興行事実行委員会が山口県とは別に資金管理を行っていること、山口県からの「補助」とは別に他の団体から「補助」を受領していることからすれば、本来は山口県児童福祉振興行事実行委員会を山口県から独立した一団体として扱うべきである。

また、アイリンピック大会に関する決算額は、同実行委員会に対する補助金としての性格を有することから、山口県の補助金に関する規定に基づき支出を行うべきである。

16 児童処遇改善費

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

児童入所施設児童又は里親委託児童の学力を増進し、社会適応性の向上の図るため、高校等へ通学する経費を助成する。

(イ) 内容

施設児童の処遇改善単県措置費(私立高校教育費)

児童を委託している里親処遇改善費(損害賠償掛金補助)

対象施設	種類	対象児童	助成額
児童養護施設、里親	私立高校教育費	私立高校在学中の児童	高校生 4,000円/月
里親	損害賠償掛金補助	子どもを委託中の里親及び里子	里親 5,400円/月 里子 1,600円/月
ファミリーホーム	損害賠償掛金補助	子どもを委託中のファミリーホーム	事業者 13,000円/月

(ウ) 成果

児童保護費では不足している私立高校の授業料の一部や、里親等が加入する損害賠償保険の保険料について里親に対して交付することにより、児童入所施設児童又は里親委託児童の学力を増進、社会適応性の向上に寄与している。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	3,976	3,939	3,442
決算額	3,525	3,045	2,951

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	2,643	-	社会福祉法人下関大平学園 外
平成 28 年度	2,728	-	社会福祉法人清光園 外
平成 27 年度	3,238	-	社会福祉法人清光園 外

(イ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	308	里親損害賠償責	山口県里親会 外 5 件
平成 28 年度	317	任保険掛金補助	山口県里親会 外 4 件
平成 27 年度	287		山口県里親会 外 3 件

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	2,643	児童入所施設入所児童処遇改善費
負担金補助及び交付金	308	里親損害賠償責任保険掛金補助
合 計	2,951	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	2,951	100.0%
合 計	2,951	100.0%

キ 根拠法令等：児童入所施設等入所児童処遇改善事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・事業の内容及び事務手続について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

17 青少年育成県民運動事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

青少年の健全育成は、家庭、地域、学校が相互に連携して取り組むことが重要であり、県民一人ひとりが青少年の健全育成について関心を高めるとともに、青少年問題を社会全体で考え、取り組むことが重要であるとの理念に基づき、「やまぐち子ども・若者プラン」に沿って県民運動を推進、活性化を図る。

(イ) 内容及び成果

「山口県青少年育成県民会議」への補助

「山口県青少年育成県民会議」は、県の青少年関係の施策を県民運動として推進する団体であり、県内全市町に設置されている各市町民会議や青少年育成団体等と連携しての県民運動が展開可能な唯一の団体である。

〔組織概要〕

役員：会長、副会長、常任理事

会員数：普通会员 383 名・団体、賛助会員 313 名・団体

〔事業概要〕

以下の5つの重点目標を定め、事業を推進

- ・地域活動の拡充と推進体制の整備充実
- ・青少年にとって好ましくない環境の浄化活動の推進
- ・「家庭の日」運動推進
- ・青少年の社会参加活動の推進
- ・青少年の非行や問題行動の防止活動の推進

優良青少年・青少年育成功労者等の知事表彰を実施

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	1,667	1,667	1,585
決算額	1,630	1,652	1,574

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、	交付先名称

		交付金の名称	
平成 29 年度	1,510	青少年健全育成 対策費補助金	山口県青少年育成県民会議
平成 28 年度	1,588		
平成 27 年度	1,588		

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	10	被表彰者記念品代
需用費	47	感謝状印刷代
役務費	7	感謝状筆耕料
負担金補助及び交付金	1,510	山口県青少年育成県民会議補助金
合計	1,574	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	1,574	100.0%
合計	1,574	100.0%

キ 根拠法令等：子ども若者育成支援推進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付事業については、「山口県青少年健全育成対策費補助金交付要綱」に則って適正に補助金交付がなされ、また執行内容が適切であるか申請書等を閲覧し確認した。 ・ 「優良少年補導委員表彰」及び「山口県青少年・青少年団体及び青少年指導者の表彰」については、「山口県優良補導委員表彰要綱」、「平成 29 年度優良少年補導員表彰の被表彰者選考要領」及び「山口県健康福祉功労者知事表彰要綱」に基づいて適切に実

	施されているかを確認した。
【有効性】	・「平成 29 年度山口県青少年健全育成対策費補助事業計画」に基づいて事業が実施されたかを山口県青少年県民会議委員会の議題とその資料及び復命書等を閲覧することによって確認した。
【経済性・効率性】	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

健康福祉部 厚政課

1 乳幼児医療対策費

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的及び内容

市町が乳幼児の医療費を助成する事業に要する経費を補助することにより、県民福祉の増進を図ることを目的し、医療に要する経費のうち、医療保険の自己負担額を公費助成（県：1/2、市町 1/2）する。なお、3歳未満児を除き、1診療報酬明細書あたり通院 1,000 円、入院 2,000 円を一部負担金として徴収する。

受給者の要件は、市町村民税所得割 136,700 円以下の世帯の小学校就学前児となっている。

(イ) 成果

対象世帯の乳幼児の医療に関する経費を助成するものであり、乳幼児の福祉の増進につながるものである。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	820,492	808,552	780,372
決算額	791,531	782,964	727,749

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	727,706	乳幼児医療費助 成事業補助金	下関市外 18 件
平成 28 年度	782,867		下関市外 18 件
平成 27 年度	791,435		下関市外 18 件

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度	主な内容
---	----------	------

	決算額	
旅費	3	市町との連絡調整に係る旅費
一般需用費	40	市町への補助金交付決定等に係るコピー
負担金補助金及び 交付金	727,706	市町への乳幼児医療費助成
合 計	727,749	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	727,749	100.0%
合 計	727,749	100.0%

キ 根拠法令等：山口県福祉医療費助成事業補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・山口県補助金等交付規則、山口県福祉医療費助成事業補助金交付要綱その他規定に基づいて事務処理がなされているかについて、関係書類の閲覧、質問等を実施した。
【有効性】	・事業内容及び実績について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・ 効率性】	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

2 ひとり親医療対策費

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

ひとり親家庭等の母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉

の増進を図る。

(イ) 内容

医療に要する経費のうち、医療保険の自己負担額を公費助成（県：1/2、市町1/2）する。なお、3歳未満児を除き、1診療報酬明細書当たり通院1,000円、入院2,000円を一部負担金として徴収する。

受給者の要件は、以下のとおりである。

対象者：ひとり親家庭の母又は父及び当該家庭の児童

父母のいない児童

（18歳の年度末まで、高校生等の場合20歳の年度末まで）

所得制限：市町村民税所得割非課税世帯

(ウ) 成果

受給者数（交付数）の推移

市町	平成27年度	平成28年度	平成29年度
下関市	4,859	4,692	4,570
宇部市	2,786	2,852	2,729
山口市	2,705	2,747	2,687
萩市	805	782	730
防府市	1,781	1,679	1,637
下松市	775	754	690
岩国市	2,470	2,406	2,303
光市	763	705	664
長門市	441	439	450
柳井市	586	581	559
美祢市	301	314	292
周南市	1,990	1,890	1,746
山陽小野田市	1,150	1,121	1,125
周防大島町	181	165	138
和木町	99	106	108
上関町	39	40	33
田布施町	190	173	170
平生町	172	171	165
阿武町	27	32	37
合計	22,120	21,649	20,832

上表の受給者数(交付数)は、毎月1日時点での数の年間合計値を12で除した月平均値である。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	333,527	334,868	319,720
決算額	325,872	327,356	311,205

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	311,160	ひとり親家庭医療費助成	下関市 外 18 件
平成 28 年度	327,331	事業補助金	
平成 27 年度	325,827		

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
一般需用費	45	市町への補助金交付決定等業務に係るコピー代、トナー代
負担金補助及び交付金	311,160	市町へのひとり親家庭医療費助成事業補助金
合計	311,205	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	311,205	100.0%
合計	311,205	100.0%

キ 根拠法令等：山口県福祉医療費助成事業補助金要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・受給者数(交付数)の推移について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

3 福祉総合相談支援センター整備事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

福祉相談支援機能の強化を図るため、施設が老朽化し、県中部に分散配置されている福祉相談機関を統合し、統合的・一体的な相談支援体制を構築する。

(イ) 内容

山口市吉敷下東四丁目にある旧消防学校跡地に福祉総合相談支援センターを建設し、中央児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び発達障害者支援センターの5施設を集約する。また、合わせて湯田公舎の解体工事を行う。

平成26年度より基本設計等を行い、平成30年度中に完成、平成31年4月に供用開始予定である。

福祉総合相談支援センターは、施設規模約3,000㎡、1階が鉄筋コンクリート、2階が木造となっている2階建の施設であり、事業費は全体で約17億円である。

(ウ) 成果

平成29年度においては建物本体工事までが完了しており、概ね当初予定どおりに工事が進捗している。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	167,653	369,000	899,654
決算額	92,933	133,500	806,778

上記の外、予算の繰越が生じている。

平成 27 年度は、繰越予算額 77,522 千円に対して決算額 66,362 千円

平成 28 年度は、繰越予算額 205,024 千円に対して決算額 205,024 千円

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	14,560	指名競争入札、 随意契約	(株)東畑建築事務所 外 4 件
平成 28 年度 (繰越)	4,724	随意契約	(株)東畑建築事務所
平成 27 年度	43,516	指名競争入札、 随意契約	(株)東畑建築事務所 外 2 件

(イ) 委託契約の概要

契約名	山口県福祉総合相談支援センター新築工事の工事監理支援業務
契約期間	平成 28 年 12 月 20 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	山口県福祉総合相談支援センター新築工事の工事監理支援 契約金額 17,496 千円の内、平成 29 年度の支出 12,772 千円
委託業者名	(株)東畑建築事務所
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	選考業者は、平成 26 年度から平成 27 年度に実施した福祉総合相談支援センター新築工事の実設計業務に携わり、当施設建設に関する識見、高度な技術に関して多大な蓄積を有している。したがって、本業務にあたり、的確な業務遂行が可能であるうえに、工事監理支援において必要となる設計内容の把握を省略することができるため、指名競争入札に付する場合に比較して、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがある。

上記委託契約の外、湯田公舎に係る解体設計(平成 29 年度決算額 648 千円)及び家屋調査(平成 29 年度決算額 1,069 千円)を、それぞれ指名競争入札により他の業

者に委託している。また、委託料にはこれらの外、維持管理経費 71 千円が含まれている。

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
工事請負費	792,076	センター建築工事(建築、電気工事、機械設備、昇降機設備、発電機設備) 湯田公舎解体工事
委託料	14,560	工事監理委託 湯田公舎解体設計委託及び家屋調査委託
役務費	142	建築確認及び完了検査手数料
合計	806,778	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	162,569	20.1%
その他	318,300	39.5%
一般財源	325,909	40.4%
合計	806,778	100.0%

「その他」は、県債の発行によるものであり、公共事業等債 244,900 千円、公共施設最適化事業債 73,400 千円の合計である。

キ 根拠法令等：児童福祉法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・工事請負契約・業務委託契約の事務手続及び工事請負費・委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・工事实績の確認資料の閲覧並びに担当者への質問を実施した。
【経済性・	・工事請負契約・業務委託契約について関連資料の閲覧および担

効率性】	当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。
------	---------------------------------

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

健康福祉部 医療政策課

1 周産期医療システム強化事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

ハイリスク妊産婦及び新生児への高度な医療を提供する周産期医療システムの中核的拠点である総合周産期母子医療センター（県立総合医療センター）において、育児支援や退院児のフォローアップ体制の強化、県内の周産期関係機関の連携強化等により、周産期医療体制の強化を図る。

(イ) 内容

区分	内容
周産期医療協議会の運営	周産期医療体制の充実強化に向けた協議を行い、関係者間の連携体制強化を図る（平成 29 年度は 2 回開催）
NICU 入院児支援事業	医療依存度が高く、NICU 等に長期入院する児について、在宅または後方支援となる施設への円滑な移行を推進するため、県立総合医療センターに、NICU 入院児支援コーディネーターを配置し、県全域の長期入院児の情報集約、退院調整、在宅支援等を実施
ネットワーク事業	医療情報の収集及び県民をはじめとした関係者への産科情報等の提供、周産期医療ネットワーク会議等の開催
相談事業	妊産婦や乳幼児に関する相談対応
調査研究事業	周産期医療関連調査、葉酸に関する実態調査
育成研修事業	周産期医療従事者の育成研修、小児在宅医療研修

(ウ) 成果

やまぐち子ども・子育て応援プランの目標値

やまぐち子ども・子育て応援プランでは、平成 29 年の周産期死亡率を全国平均以下とする目標を設定している。直近 3 年間の周産期死亡率の山口県と全国平均の推移は以下のとおりである。

（出産千対）

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
山口県	4.2	4.4	4.0
全国平均	3.7	3.6	3.5

直近 3 年間は全国平均を上回っており、全国平均以下とする目標は達成されていない。県は、全国平均に比べて分母の数が少ないため単年度での比較は成果を

表す指標として妥当でないと判断して平成 30 年度からは直近 10 年間の周産期死亡率で成果を判断するとしている。

山口県周産期医療システム基本構想（第 2 次改訂見直し版）の目標値

山口県周産期医療システム基本構想（第 2 次改訂見直し版）では、上記の周産期死亡率の他に NICU の病床数（出生 1 万人対）を指標として、平成 29 年度は、厚生労働省による必要確保数（出生 1 万人対 25～30 床）を上回る病床維持を目標値として設定している。

直近 3 年の NICU 病床数は 60 床であり出生 1 万人対の推移は以下のとおりである。

（単位：床）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
出生 1 万人対 NICU 病床数	57.9	61.0	63.5

NICU 病床数は 60 床で変わっていないが出生数の減少により出生 1 万人対では年々増加しており、厚生労働省による必要確保数（25～30 床）を上回っている。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	26,542	8,213	8,213
決算額	21,650	7,879	8,028

ウ 委託料等執行状況

（ア）委託料の過年度推移

（単位：千円）

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	7,690	随意契約	地方独立行政法人山口県立病院 機構 山口県立総合医療センタ ー 外 3 件
平成 28 年度	7,690		
平成 27 年度	11,893		

平成 27 年度は、産科医療機関実態評価調査を実施（3,003 千円）。

（イ）委託契約の概要

契約名	山口県周産期医療システム運営事業
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
業務内容	ネットワーク事業、相談事業、育成研修事業

委託業者名	地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センター		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	業務の性質が特殊なため、競争入札に適さない。 専門性・特殊性を有する業務であり、総合周産期母子医療センターとして県が指定し、その業務を担うことを県の基本構想の中で規定している山口県立総合医療センターしか実施できないため。		
予定価格	4,016 千円	委託金額	4,016 千円

契約名	山口県NICU入院児支援事業に関する業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで		
業務内容	入院児支援コーディネーターを配置し、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図る。		
委託業者名	地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センター		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	業務の性質が特殊なため、競争入札に適さない。 専門性・特殊性を有する業務であり、総合周産期母子医療センターとして県が指定し、その業務を担うことを県の基本構想の中で規定している山口県立総合医療センターしか実施できないため。		
予定価格	2,170 千円	委託金額	2,170 千円

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の 名称	交付先名称
平成 29 年度	-		
平成 28 年度	-		
平成 27 年度	9,092	山口県医療提供体制推進 事業費補助金、山口県医療 施設等設備整備費補助金	独立行政法人地域医 療機能推進機構徳山 中央病院 外 1 件

平成 28 年度は別の事業で実施。平成 29 年度は実施していない。

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	211	周産期医療協議会委員謝金
旅費	127	周産期医療協議会委員旅費
委託料	7,690	周産期医療システム運営事業委託 外 4 件
合 計	8,028	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	2,737	34.1%
その他	-	-
一般財源	5,291	65.9%
合 計	8,028	100.0%

キ 根拠法令等：医療法、周産期医療対策事業等実施要綱、山口県周産期医療システム運営事業実施要綱、山口県NICU入院児支援事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約（山口県周産期医療システム運営事業、山口県NICU入院児支援事業）の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・やまぐち子ども・子育て応援プランの目標値と直近3年間の実績の推移について担当者への質問を実施して有効性について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】同一の委託先に対する複数の委託業務契約の事務の効率化について（経済性・効率性）

平成 29 年度に当事業で地方独立行政法人山口県立病院機構山口県立総合医療センターと2つの業務委託契約（山口県周産期医療システム運営事業、山口県NICU入

院児支援事業)を締結しているが、平成 30 年度からは一本化して 1 つの業務委託契約としている。

契約業務の効率化のために平成 29 年度でも特段の事情がなければ 2 つの業務委託契約を一本化して 1 つの業務委託契約とすることを検討すべきであった。

2 地域周産期医療センター運営事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

本県の周産期医療体制を維持し、円滑に運営していくために、地域において、出産前後の母体及び胎児、新生児の一貫した管理を行う比較的高度な医療を提供する施設である地域周産期母子医療センターの運営費を補助する。

(イ) 内容

区分	事業内容
MFICU (母体胎児集中治療室)	施設の運営に係る経費の一部補助 【対象経費】 医師等の確保に係る人件費、材料費等
NICU (新生児集中治療室)	
GCU (新生児回復期治療室)	

【実施機関】

- ・独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院
- ・総合病院 山口赤十字病院
- ・済生会 下関総合病院

(ウ) 成果

平成 29 年度の運営費補助の交付決定額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	基準額 (1)	総事業費から寄付金その他収入額を控除した額	補助金額 (2)
独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院	158,139	160,557	32,795
総合病院 山口赤十字病院	96,672	55,966	11,606
済生会 下関総合病院	73,243	214,618	15,189
			59,590

1 基準額 = 病床ごとの基準額 × 申請病床数

2 補助金額 = 「基準額」と「総事業費から寄付金その他収入額を控除した額」

のうち小さい方の金額 × 1 / 3 × 調整係数 0.622

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	113,121	113,121	113,121
決算額	61,703	74,332	59,714

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	59,590	山口県医療提供 体制推進事業費 補助金	独立行政法人地域医療機能推 進機構徳山中央病院 外 2 件
平成 28 年度	74,267		
平成 27 年度	61,646		

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	59,590	地域周産期母子医療センターへの 運営費補助
償還金利子及び割引料	124	消費税仕入控除税額返還金
合 計	59,714	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	59,590	99.8%
その他	124	0.2%
一般財源	-	-
合 計	59,714	100.0%

「その他」は、消費税仕入控除税額返還金

キ 根拠法令等：医療法、周産期医療対策事業等実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・補助金の交付について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】実績報告の収支額について（合規性）

総合病院山口赤十字病院の平成 29 年度の実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。実績報告の収支額及び交付申請の収支予定額は以下のとおりである。

（単位：円）

支出額			
区分	GCU	NICU	合計
給与費	53,884,200	222,391,800	276,276,000
材料費	1,223,400	26,622,100	27,845,500
経費	10,437,220	41,748,880	52,186,100
減価償却費	340,000	3,060,000	3,400,000
合計	65,884,820	293,822,780	359,707,600
収入額			
区分	GCU	NICU	合計
医業収益	60,750,000	242,991,000	303,741,000
合計	60,750,000	242,991,000	303,741,000
収支差額	5,134,820	50,831,780	55,966,600

平成 28 年度についても交付申請と実績報告を閲覧したところ平成 28 年度も実績報告の収支額が、交付申請の収支予定額と全くの同額となっている。このことについて県は、平成 28 年度の実績報告書の提出を受けた際、同病院に確認しているが、正しい実績額であるとの回答であったため、それ以上の指導を行っていない。

交付申請は平成 29 年 7 月 26 日に提出されており、この時点で平成 29 年度の実績

を算出することは不可能と考えられる。総合病院山口赤十字病院の場合、実績報告に記載された収支差額 55,966 千円が補助金の算定基礎となっている。

当事業は、国庫からの「医療提供体制推進事業費補助金」を財源にしているが、「医療提供体制推進事業費補助金」は、当事業以外にも様々な事業に配分されており、当事業以外への配分額や当事業内の病院間の配分額にも影響を及ぼす可能性がある。

県は、総合病院山口赤十字病院に対して実績報告の収支額については実績額を報告するよう指導をすべきである。

3 周産期医療助産師活用推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

正常妊娠・正常分娩について医師との連携のもと自己の責任と判断で独自に取り扱うことができる助産師を活用することで、産科施設の減少や産科医の地域偏在など周産期医療体制の課題に対応し、安心・安全な出産が可能となるよう、周産期医療体制の強化を図る。

(イ) 内容

区分	内容
院内助産所・助産師外来整備支援事業	・地域における分娩の場の確保や産科医師の負担軽減を図るため、産科を有する病院・診療所における院内助産所・助産師外来の整備を促進する。
助産師出向支援導入事業	・助産師の地域偏在の解消や助産師の助産実践能力の向上等を目的に、県内の産科を有する医療機関間における助産師の出向システムの構築を図り、助産師の出向・受入を行う。
助産師出向緊急促進事業	・助産師出向システム活用して、産科医及び助産師の不足が生じている地域の病院・診療所に助産師を出向させる医療機関に対し補助することにより、産科医等の不足地域の周産期医療体制の確保を緊急的に図る。
助産実践能力向上事業	・正常分娩・正常妊娠については、医師との連携のもと自己の責任を判断で独自に扱うことができる助産師の専門性を高めるため、新人期から中堅期における助産師の助産実践能力の向上に必要な研修会を開催する。

(ウ) 成果

○助産師出向支援導入事業

行政担当者、県看護協会、県医師会、県産婦人科医会、県助産師会、学識経験者等で組織する助産師出向支援導入事業協議会を設置し、県内の周産期医療状況を把握し、助産師出向の目的を協議したうえで、「助産師出向支援導入事業」の企画、運営、評価分析を行っている。具体的には年3回協議会を開催し、助産師出向に関する取組 助産師出向実施事例の報告 助産師出向を推進する上で課題と対策等を協議している。事業の実施内容については、報告書を冊子として作成し、県内の産科施設等へ事業の周知・啓発目的で配布している。

助産実践能力向上事業

新人助産師、中堅助産師を対象に、新人期については、新人助産師研修会、中堅期については、中堅助産師研修会を開催している。新人助産師研修会については、年6回開催し延べ受講者数は165名である。中堅助産師研修会については、年4回開催し延べ受講者数111名となっている。参加施設数は県内分娩施設38施設中2年間で16施設にとどまっている。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	20,087	13,919
決算額	-	12,175	8,234

ウ 委託料等執行状況

(ウ) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成29年度	3,933	随意契約	公益社団法人山口県看護協会
平成28年度	3,016	随意契約	公益社団法人山口県看護協会
平成27年度	-		

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成29年度山口県助産師出向支援導入事業
契約期間	平成29年4月3日から平成30年3月31日
業務内容	助産師出向支援導入業務
委託業者名	公益社団法人 山口県看護協会
契約方法	単独随意契約

契約方法の 選択理由	専門性・特殊性を有する業務であり、公益性と医療面における高い専門性に対応し、事業を円滑かつ効率的に実施できる業者は他に存在しない。		
予定価格	2,069 千円	委託金額	2,069 千円

契約名	助産実践能力向上事業実施業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 24 日から平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	助産実践能力向上事業実施に関する業務		
委託業者名	公益社団法人 山口県看護協会		
契約方法	単独随意契約		
契約方法の 選択理由	委託する業務が、新人期から中堅期の助産師における実践能力を高める研修業務であり、特殊かつ専門性の高い業務内容であることから競争入札に適さないため。		
予定価格	1,864 千円	委託金額	1,864 千円

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	4,281	山口県院内助産 所・助産師外来整 備支援事業費補助 金	国立大学法人山口大学 外 2 件
平成 28 年度	9,127		山口県厚生農業協同組合連 合会周東総合病院 外 4 件
平成 27 年度	-		

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
旅費	20	職員旅費
委託料	3,933	助産師出向支援導入事業委託 外 1 件
負担金補助及び 交付金	4,281	院内助産所・助産師外来整備に対する補助 金
合 計	8,234	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	2,102	25.5%
その他	6,145	74.6%
一般財源	13	0.1%
合計	8,234	100.0%

「その他」は、地域医療介護総合確保基金繰入金である。

「一般財源」がマイナスとなっているのは、「国庫」を概算払いで受け入れたためである。

キ 根拠法令等：医療法、看護職員の人材確保の促進に関する法律

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・助産実践能力向上事業研修会の参加施設数を検証し、有効性について検討した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】助産実践能力向上事業研修会の参加施設数について（有効性）

県内分娩施設 38 施設中、2 年間で参加した施設は 16 施設であった。参加施設数が少ない理由を担当者に質問したところ、小規模な施設については、研修に参加するだけの人的余裕がないためとのことであった。

本事業の目的である、県内助産師の助産実践能力の向上を図るという目的を達成するためには、より多くの施設からの研修会参加が必要である。過去に参加していない施設や助産師会への働きかけ、人的余裕のない小規模施設への配慮等を検討し、参加施設数を増やすことが必要である。

4 小児医療対策事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

小児科の開業医不足や医師の高齢化等により、地域の初期救急医療（プライマリケア）体制が整わなくなっており、保護者側の専門医指向と相まって二次救急医療機関への患者の集中を招いている。これによって勤務医が疲弊し本来の二次救急医療体制に支障を来す事態が起こっている。一方で少子化・核家族化の進行に伴い、育児経験の乏しさ、相談相手の不在などの理由から母親の育児不安が増大している。また、共働き家庭の増加等により日中受診することが難しいため夜間に本来医療機関を受診する必要のない小児患者が増加しており、特に休日・夜間における小児救急医療体制の整備が喫緊の課題である。このため、初期救急医療体制及び二次救急医療体制の整備について下記のような必要な施策を講じるとともに保護者に対する適切な受診行動を促すなど、きめ細やかな支援を行うことにより小児救急医療体制の更なる強化を図ることを目的とする。

(イ) 内容

区分	事業名	内容
小児初期救急医療体制の整備	小児救急医療電話相談事業	一般社団法人山口県医師会：19時～23時 株式会社法研：23時～翌朝8時
	小児救急地域医師研修事業	小児科を専門としない内科医等に対して小児救急に関する研修を実施
	小児救急医療啓発事業	乳幼児保護者等に向けて小児の病気に関する講習会を実施
小児二次救急医療体制の整備	小児救急医療確保対策事業	休日・夜間に小児救急患者の受入を行う病院への運営費補助
	小児救急医療拠点病院運営事業	複数の医療圏から24時間・365日小児救急患者の受入を行う病院への運営費補助

(ウ) 成果

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電話相談件数	10,436件	10,463件	10,741件
上段：山口県医師会	6,965件	6,814件	6,954件
下段：民間受託業者	3,471件	3,649件	3,787件
医師研修受講者数	440名	548名	555名
啓発事業受講者数	631名	672名	680名

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	164,788	164,583	163,663
決算額	133,917	160,375	162,740

平成 27 年度に当初予算に対して決算額が少額となっているが、主に小児救急医療拠点病院運営事業における基金について国の内示が見込み額を下回ったことによるものである。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	21,400	一般競争入札 随意契約	(一社) 山口県医師会 外 1 件
平成 28 年度	18,912	同上	同上
平成 27 年度	17,746	同上	同上

(イ) 委託契約の概要

契約名	山口県小児救急医療電話相談業務
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	小児患者の保護者からの電話相談受付及び助言 (19 時 ~ 23 時)
委託業者名	(一社) 山口県医師会
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	公益性と医療面における高い専門性に対応し、感染症の流行状況や相談における在宅相談医の把握など地域における情報を的確に確保できる県内の事業者は (一社) 山口県医師会以外には存在しない。
委託金額	11,408 千円

契約名	山口県小児救急医療電話相談業務
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	小児患者の保護者からの電話相談受付及び助言 (23 時 ~ 8 時)
委託業者名	(株)法研
契約方法	一般競争入札

予定価格	8,142 千円	委託金額	7,413 千円
入札状況	1 者入札		

契約名	小児救急地域医師研修業務
契約期間	平成 29 年 7 月 13 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	小児科を専門としない医師に対する小児医療分野の一翼を担えるようにするための研修実施
委託業者名	(一社) 山口県医師会
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	公益性と医療面における高い専門性に対応し、事業を円滑かつ効率的に実施できる業者は(一社) 山口県医師会以外には存在しない。
委託金額	1,594 千円

契約名	小児救急医療啓発業務
契約期間	平成 29 年 7 月 13 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	乳幼児の子どもを持つ保護者に対する小児の病気に関する講習会開催
委託業者名	(一社) 山口県医師会
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	本業務を円滑かつ効果的に実施することができる団体は、(一社) 山口県医師会以外には存在しない。
委託金額	985 千円

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	141,330	山口県小児救急医療拠点病院運営事業費補助金、山口県小児救急医療確保対策事業費補助金	(福) 恩賜財団済生会支部山口県済生会下関総合病院外 5 件
平成 28 年度	141,410	同上	同上
平成 27 年度	116,120	同上	同上

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
旅費	2	職員旅費
一般需用費	8	消耗品
委託料	21,400	小児救急医療電話相談事業委託外 3 件
負担金補助及び交付金	141,330	小児救急医療確保対策事業費補助金及び小児救急医療拠点病院運営事業費補助金
合計	162,740	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	492	0.3%
その他	161,755	99.4%
一般財源	493	0.3%
合計	162,740	100.0%

「その他」は、地域医療介護総合確保基金繰入金である。

キ 根拠法令等：医療法

救急医療対策事業実施要綱

山口県小児医療対策事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独随意契約の適切性について検討過程を閲覧した。 ・ 一般競争入札における関連書類（公募要項、応札業者、予定価格調書等）を閲覧した。 ・ 委託契約手続きについて委託契約書を閲覧し確認した。 ・ 補助金交付手続きについて交付要綱を閲覧し確認した。 ・ 補助基準額について関係書類を閲覧し算定過程を検証した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児救急医療電話相談事業について電話相談対応の状況（総件

	<p>数や時間帯別利用数、相談者の納得度や感想等)を確認した。また、深夜帯に受託している(株)法研の相談体制について業務委託仕様書にて確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療地域医師研修事業における研修受講医師の数について資料を閲覧した。 ・小児救急医療啓発事業における保護者参加の講習会開催実績について資料を閲覧した。 ・小児救急医療確保事業における休日・夜間の小児救急医療実施実績について資料を閲覧した。 ・小児救急医療拠点病院運営事業における済生会下関総合病院を対象として実績報告(実際に要した運営費)を閲覧した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の運用方針について山口県資金積立基金条例に基づき質問し預貯金運用としている理由を聴取した。 ・小児救急医療電話相談事業について山口県医師会との単独随意契約による委託契約の在り方を質問した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】小児救急医療啓発事業の委託契約期間について(合规性)

小児救急医療啓発事業について(一社)山口県医師会と業務委託契約を平成29年7月13日に締結しており、契約書における委託期間(第3条)は平成29年7月13日から平成30年3月31日までと規定されている。一方、当該啓発事業の初回開催日が平成29年7月13日であったことからすると契約締結日と同日となり、仮に契約手続きに不備があった場合は正式な契約が成立しない状況で事業が開催されることになる。

受託業者も事業開催までに一定の準備を行う必要があるため契約締結日の在り方を再考すべきである。

【意見】(一社)山口県医師会との単独随意契約について(経済性・効率性)

山口県小児救急医療電話相談業務については、夜間19時から23時までの対応を(一社)山口県医師会が担当し、23時から翌朝8時までを民間の(株)法研が担当しているが、(一社)山口県医師会が担当する時間帯の委託については単独随意契約となっており、(株)法研が担当する時間帯の委託については、一般競争入札となっている。

単独随意契約の理由は「公益性と医療面における高い専門性に対応し、感染症の流行状況や相談における在宅相談医の把握など地域における情報を的確に確保できる県内の事業者は山口県医師会以外には存在しない。」ためとのことであるが、(株)法研が担当する時間帯との違いが明確に分かるように競争入札等審査会資料等に単独随意契約の理由を記載すべきである。

5 医療勤務環境改善支援事業（うち病院職員子育てサポート事業）

（1）事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

（ア）目的

病院職員が子育てをしながら勤務を継続する環境を整えることで、離職防止及び潜在職員の再就職を促進し、医療従事者の確保定着に資する。

（イ）内容

病院及び診療所が当該職員のために設置した病院内保育施設に対して、実施要綱及び交付要綱に従って決められた額を補助金として交付するものである。

補助対象事業内容

病院内に設置した保育所にて、学童までの児を預かり、24時間保育、緊急時の保育、病院保育、休日保育等、病院職員の多様な勤務形態に対応して保育所が運営できるよう支援する

補助内容

病院内保育所に従事する保育士等の人件費を補助（12か月運営する施設に限る）

・補助基準

種別	補助率	保育児童数	保育時間	保育士等数	月額保育料	加算項目
A型特例	民間立 2/3	4人未満	8時間 以上	2人以上	10,000円 以上	・24時間保育 ・病児等保育 ・緊急一時保育 ・児童保育 ・休日保育
A型		4人以上				
B型	公的立 1/2	10人以上	10時間 以上	4人以上		
B型特例		30人以上				

・補助基準額

（補助型別定数 × 180,800円 × 運営月数 - 保育料相当額） × 調整率

補助型別定数

種別	A型特例	A型	B型	B型特例
定数	1	2	4	6

・補助対象

民間立病院

公的病院（日赤、済生会、厚生連立）

独立行政法人

国立大学法人

(ウ) 成果

補助金交付先件数の推移

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
42 件	48 件	47 件

平成 28 年度は補助対象先を拡大したため、6 件の増加となった。平成 29 年度に 1 件減少しているのは、防府市にある病院が防府市からの補助金を選択したためである。

「出産・育児」を理由とした退職者数及び「出産・育児」を理由とした退職者数が全体の退職者数に占める割合の推移

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全 体	人	108	105	92	99
	%	7.60	7.58	7.14	7.05
20～29 歳	人	38	28	35	36
	%	8.04	6.41	8.97	8.37
30～39 歳	人	61	69	43	49
	%	14.20	16.39	11.88	12.76
40～49 歳	人	8	6	12	11
	%	3.10	2.17	4.23	3.82

出産及び育児を理由に退職するかどうかは個人の事情等にもよるが、平成 26 年度からの推移をみると退職者に占める割合が全体としては年々減少するという結果が出ている。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	152,377	124,095	167,458
決算額	135,468	121,748	153,463

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称

平成 29 年度	153,463	山口県看護職員 確保対策事業費 補助金(病院内保 育所運営事業)	独立行政法人地域医療機能推 進機構徳山中央病院外 46 件
平成 28 年度	121,748		医療法人社団宇部興産中央病 院外 47 件
平成 27 年度	135,468		独立行政法人地域医療機能推 進機構徳山中央病院外 41 件

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	153,463	病院内保育所運営事業費補助金
合 計	153,463	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	153,463	100.0%
一般財源	-	-
合 計	153,463	100.0%

「その他」は、地域医療介護総合確保基金繰入金である。

キ 根拠法令等：山口県看護職員確保対策事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・「出産・育児」を理由とした退職者数及び「出産・育児」を理由とした退職者数が全体の退職者数に占める割合の推移について担当者への質問及び関連資料の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・	・補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を

効率性】	実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。
------	--------------------------

(3) 監査の結果及び意見

【意見】重複補助実施の有無の確認について(合规性)

当該補助事業は、国の労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認められないことになっている（山口県看護職員確保対策事業実施要綱3(2)）。

重複補助のないことの確認について担当者に質問したところ、実施していないということであった。交付申請書提出の際には留意事項に、子ども・子育て支援新制度及び労働局や国による助成金を活用する場合は対象とならない旨明記されているが、チェックシートを提出してもらう等の事務負担のかからない形での確認を検討すべきである。

6 病院内保育所共同利用促進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

中小病院等に勤務する職員の離職防止及び再就業の促進を図るため、共同利用型の病院内保育所設置に係る施設・設備整備費や運営費を助成。

(イ) 内容

共同利用型病院内保育所を設置する医療機関に対し、以下の補助を実施。

施設整備（増改築のみ）費への補助

補助基準額：受入児童数×基準面積 5 m²×基準単価 140,900 円（RC）×補助率 1/2

設備整備費への補助

大型遊具や調理用器具、空調設備などの購入費（1品につき下限 50,000 円）
補助基準額：1か所あたり 400,000 円×補助率 1/2

運営費への加算

他の医療機関の児童を受け入れた日数に応じて運営費を加算
加算額：10,670 円/日（児童保育加算と同額）

(ウ) 成果

平成 28 年度に「設備整備費への補助」が 2 件 400 千円の実績があったが、平成 29 年度は実績がなかった。

当初予算額設定時の「設備整備費への補助」、「施設整備費への補助」および「運営費への加算」の見込件数及び見込金額は以下のとおりである。

(単位：件、千円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	件数	金額	件数	金額
設備整備費への補助	3	600	1	200
施設整備費への補助	2	3,522	1	1,761
運営費の加算	3	5,121	3	5,121
合 計	8	9,243	5	7,082

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	9,243	7,082
決算額	400	-

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	-		
平成 28 年度	400	山口県看護職員確保対策事業費補助金	一般社団法人岩国市医師会 外 1 件

エ 事業区分：継続事業（平成 28 年度から）

オ 根拠法令等：山口県看護職員確保対策事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」及び「山口県看護職員確保対策事業費補助金交付要綱」を閲覧した。
【有効性】	・利用実績について担当者に質問を実施した。
【経済性・効率性】	・「山口県看護職員確保対策事業実施要綱」及び「山口県看護職員確保対策事業費補助金交付要綱」を閲覧した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】利用促進のための方策について（有効性）

当事業では平成 28 年度に「設備整備費への補助」が 2 件あるのみでその他実績がない。利用が少ない原因を担当者に質問したところ「福利厚生事業として病院内保育所を運営している医療機関が多く、他施設の職員の児童の受け入れに対し、利用料の設定や事故が起きた場合の対応等検討する必要があることから、事業化に踏み切れないところがある」との回答を得た。また利用促進を図るために実施していることを担当者に質問したところ「医療機関の勤務環境改善を支援する医療勤務環境改善支援センターの相談支援において、子育てと仕事の両立に向けた好事例として紹介する等、利用促進に努めた」との回答を得た。

県内では病院内保育所において他施設の職員の児童を受け入れた実績がないため他県の先行事例を紹介する等、利用促進を図る方策を検討すべきである。

健康福祉部 医務保険課

1 県立病院機構運営費負担金（うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」）

（1）事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

（ア）目的

救急・急性期医療、高度専門医療、山間・へき地医療の提供など、採算が確保できず、民間病院による実施が困難な医療を継続的かつ安定的に県民に提供するため、地方独立行政法人山口県立病院機構に対して、地方独立行政法人法に基づき、必要経費を負担する。

（イ）内容

・周産期医療に要する経費

母体胎児集中治療室（MFICU）や新生児集中治療室（NICU）など、合併症妊娠、切迫早産等のハイリスク妊娠に対する医療や高度新生児医療等の周産期医療を行える医療施設である総合周産期母子医療センターの維持運営に必要な経費を負担する。

・総合周産期母子医療センター地域連携業務

県立総合医療センターの総合周産期母子医療センターにおいて、地域の医療機関等の関係者と連携しながら、利用者及びその家族に対する入退院相談・保健指導等の支援活動を行うために必要な経費を負担する。

（ウ）成果

地方独立行政法人山口県立病院機構が作成した第2期中期計画（平成27年度～平成30年度）では、周産期医療の数値目標として体外受精治療周期数を平成30年度に200件とする目標を掲げている。体外受精治療周期数の直近3年間の実績は以下のとおりである。

（単位：件）

指標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	実績	実績	計画	実績
体外受精治療周期数	253	265	200	265

また、県立病院機構は、以下の指標について評定をして、県に報告している。直近3年間の実績は以下のとおりである。

(単位：件)

指標	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	実績	実績	計画	実績
ハイリスク妊娠	97	108	80	81
ハイリスク分娩	119	119	115	97
出生前診断・遺伝相談	186	187	120	233
新生児入院件数	206	175	150	140
新生児外科実施件数	20	12	10	9

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	9,579	10,064	32,126
決算額	11,118	39,812	42,575

平成 28 年度の補正予算で「周産期医療施設等整備に係る企業債償還金」及び「共有部に係る企業債償還金(周産期医療分)」に関する負担金の2分の1を「周産期医療に要する経費」として負担することとしたため、平成 28 年度の決算額が増加している。

区分	当初 予算額	補正後 予算額	補正額
周産期医療に要する経費	-	-	-
周産期医療施設等整備に係る企業債償還金×1/2	-	29,158	29,158
共有部に係る企業債償還金(周産期医療分)×1/2			
周産期母子医療センター地域連携業務	10,064	10,654	590
合 計	10,064	39,812	29,748

平成 29 年度の当初予算額及び補正予算額の内訳は、以下のとおりである。

区分	当初 予算額	補正後 予算額	補正額
周産期医療に要する経費	-	10,773	10,773
周産期医療施設等整備に係る企業債償還金×1/2	9,118	9,118	-
共有部に係る企業債償還金(周産期医療分)×1/2	13,002	13,002	-
周産期母子医療センター地域連携業務	10,006	9,682	324
合 計	32,126	42,575	10,449

周産期医療に要する経費は、当初予算の時点では人件費と経費の合計を収入額

が上回っており、利益額 2,266 千円が見込まれていたため当初予算額はゼロとなっていた。補正額 10,773 千円の主な要因は、人件費が 15,553 千円増加したことによるものである。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

年度	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	42,575	地方独立行政法人山口県立病院機構運営費負担金	地方独立行政法人山口県立病院機構
平成 28 年度	39,812		
平成 27 年度	11,118		

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	42,575	地方独立行政法人山口県立病院機構への運営費負担金の交付
合計	42,575	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	
その他	-	
一般財源	42,575	100.0%
合計	42,575	100.0%

キ 根拠法令等：地方独立行政法人法第 85 条

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・地方独立行政法人法に従い、適切に運営費が負担されているか

	<p>確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の地方公営企業繰出金について（通知） 地方独立行政法人山口県立病院機構第 2 期中期計画（平成 27 年度～平成 30 年度） 負担金交付申請書、負担金変更交付申請書、交付決定起案、関連資料の閲覧及び各種内容との整合性を検証した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 期中期計画」及び「地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会」関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、目標値と実績値について検討した。 ・予算策定時の事業計画について、当初予算額と決算額の比較分析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費負担金の内訳、負担経費の内容、補正内容について各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。

（ 3 ） 監査の結果及び意見

【意見】「周産期医療に係る経費」の按分基準の作成及び実績の把握について（経済性・効率性）

「周産期医療に係る経費」は、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項第 2 号の「当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」に該当するため、地方独立行政法人法第 85 条第 1 項に従って設立団体である県が経費を負担している。

県では「周産期医療に係る経費」に係る負担金の計算にあたって、例えば医師については、総合周産期母子医療センターの運営に必要な人役を 10 人として計算しており、その他の経費については、按分により計算しているが、その基準を文書として作成していない。負担金は 12 月までの実績を踏まえて補正をして確定しているが、年間の経費実績額は把握していない。

「周産期医療に係る経費」は山口県立総合医療センターで共通的に発生する経費も多く、共通経費については按分をすることになるため按分基準を文書化するべきである。また負担金は 12 月までの実績を踏まえて金額を確定しているが、年間の実績も踏まえた金額を把握し負担金の額が妥当であったのかどうか、結果として多かっただのか少なかったのか事後検証をすることも検討すべきである。

健康福祉部 障害者支援課

1 在宅障害児療育支援推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

障害の疑いがありながら、「保護者の障害受容ができない」「発達段階にあるため障害判定が難しい」等の理由により、専門の療育機関を利用せず、一般の保育所や幼稚園に通いつつ、健常児と共に一般的な子育て支援の中で過ごしている子どもと保護者、子どもの通う子育て機関に対する支援を行うため、各圏域に在宅障害児支援拠点を設置し療育支援を行う。

(イ) 内容

概要

事業名	内容	委託料
在宅支援外来療育等指導事業	在宅の障害児及び家族等に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行う。	1,730 円 × 年間相談指導延件数
施設支援一般指導事業	障害児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児の療育に関する技術の指導を行う。	11,940 円 × 年間相談指導延件数 (1 回あたり 4 時間以上のもの)
		5,970 円 × 年間相談指導延件数 (1 回あたり 4 時間未満のもの)

対象者

就学前の在宅障害児並びにその家族等とする。

(ウ) 成果

平成 29 年度の年間相談指導延件数は以下のとおりである。

	在宅支援外来療育等指導事業	施設支援一般指導事業	
		4 時間未満	4 時間以上
社会福祉法人光荣会	530	8	-
社会福祉法人吉敷愛児園	160	30	3
社会福祉法人ふたば園	438	38	-
社会福祉法人蓬莱会	76	2	-
社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	111	7	-
社会福祉法人城南学園	359	26	25

社会福祉法人ひらきの里	実績なし
社会福祉法人霞峯会	実績なし
社会福祉法人永久会	実績なし

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	18,751	11,915	7,392
決算額	11,043	6,556	3,893

決算額が減少している理由については下記ウ(ア)参照。

当初予算額と決算額が乖離しているのは、各事業の年間相談指導延件数の実績が当初見込みを下回ったことによるものである。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	3,893	随意契約	社会福祉法人城南学園 外 5 件 (契約 9 件 実績なし 3 件)
平成 28 年度	6,556	随意契約	社会福祉法人城南学園 外 8 件 (契約 10 件 実績なし 1 件)
平成 27 年度	11,043	随意契約	社会福祉法人城南学園 外 10 件 (契約 13 件 実績なし 2 件)

委託料が減少している主な要因は、業務を実施した委託業者の数が減少していることと、各事業の年間相談指導延件数が減少していることによるものである。

・支援事業の対象者

平成 29 年度は、「就学前」の在宅障害児のみに変更した。平成 28 年度までは就学後の在宅障害児も含まれていた。

・事業の内容

平成 29 年度は、在宅支援療育等指導事業について「外来」のみに変更した。平成 28 年度までは「訪問」に実施していた。

・委託業者の数

業務を実施した委託業者の数が年々減少している。平成 29 年度は 9 法人と業務委託契約を締結したが、業務を実施したのは 6 法人で 3 法人については業務実績がなかった。

(イ) 委託契約の概要

契約名	在宅障害児療育等指導事業		
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅支援外来療育等指導事業 ・ 施設支援一般指導事業 		
委託業者名	社会福祉法人城南学園 外 8 件		
契約方法	随意契約		
契約方法の 選択理由	実施法人は、在宅障害児療育支援事業実施要綱第 4 条に基づき、知事の指定を受けている者と特定しているため、知事の指定を受けている者を選定		
予定価格	7,342 千円	委託金額	3,893 千円

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	3,893	在宅障害児療育支援推進事業業務委託
合計	3,893	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	3,893	100.0%
合計	3,893	100.0%

キ 根拠法令等：障害者総合支援法、在宅障害児療育支援事業実施要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める

	規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・年間相談指導延件数について担当者への質問し、委託先から提出された実施状況報告書の閲覧により事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】事業実施状況の報告について（合规性）

ア 在宅支援外来療育等指導事業の総括表について

在宅支援外来療育等指導事業の総括表には「障害種別」の指導延件数と「担当職種別」の指導延件数を記載するようにしているが「障害種別」と「担当職種別」の件数が合致していないものがあった。

法人名	指導延件数
社会福祉法人ふたば園	障害種別 438 件 担当職種別 745 件
社会福祉法人光栄会	障害種別 530 件 担当職種別 452 件
社会福祉法人吉敷愛児園	障害種別 160 件 担当職種別 119 件

「障害種別」と「担当職種別」の指導延件数が合致していない理由を問い合わせ、合致するように記載方法を指導する必要がある。

イ 在宅支援外来療育等指導事業の内訳表について

「社会福祉法人光栄会」は、内訳表に代えてカリキュラムを添付しているが、障害種別の指導件数が確認できない。

在宅障害児療育支援事業実施要綱の別紙様式3の内訳表を使用して障害種別の指導件数が確認できるようにする必要がある。

また「社会福祉法人吉敷愛児園」は、内訳表を添付しているが最新の様式を使用していない。

最新の様式を使用するように指導すべきである。

ウ 実績がない法人の事業実施状況の報告について

平成29年度は9法人と業務委託契約を締結したが3法人については相談指導実績がなかったため在宅障害児療育支援事業実施要綱第8条の実施状況の報告を行っていない。

在宅障害児療育支援事業実施要綱に実施状況の報告を省略することができる旨の

規定がない以上、「実績なし」などと記載をして提出させるべきである。

【意見】委託業者の選定について（有効性、経済性・効率性）

平成 29 年度に業務委託契約を締結した 9 法人のうち以下の 3 法人については指導実績がなかった。

法人名	所在地
社会福祉法人ひらきの里	山口市
社会福祉法人霞峯会	萩市
社会福祉法人永久会	長門市

平成 29 年度に指導実績のなかった 3 法人について、なぜ実績がなかったのか分析し、今後の委託業者選定に活かすことが必要である。

2 発達障害児地域支援体制強化事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

発達障害児やその家族が、身近なところで、切れ目なく必要な支援が受けられるよう、相談会や支援者養成研修等の事業を各地域の児童発達支援センター等に委託し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を構築するとともに、地域の支援機関相互の連携強化と専門性の向上を図る。

(イ) 内容

県内 9 圏域の児童発達支援センター等に委託し、以下の事業を実施する。

- ・ 支援機関による連携事業体「スクラム (地域名)」の結成
関係機関による発達障害児や家族への支援ネットワークづくり
- ・ペアレント・メンターによる相談会の開催支援（年 6 回程度 × 9 か所）
ペアレント・メンターによるグループ相談会や個別相談会を開催
- ・ 支援のための共用ツール「リソースブック」の作成
支援機関やメンターが日常生活に係る相談に迅速に対応できるよう、発達障害児やその家族が利用しやすい医療機関や店舗、各種サービス等の情報をとりまとめた基礎資料（リソースブック）を作成
- ・ 支援者養成研修の開催
発達障害児と家族に対する支援技法の習得による支援者の専門性向上を目的とする研修会等を開催
- ・ 保護者向け啓発イベントの開催
障害児向けサービスや相談会等に「敷居が高く行きづらい」と感じる保護

者にも参加しやすい、子育て教室などのイベントを開催

【実施機関】

地域	実施機関名
岩国	岩国市医療センター医師会病院療育センター
柳井	児童発達支援センターゆう
周南	鼓ヶ浦つばさ園
防府	防府市なかよし園
山口	子ども発達障害支援センター愛
宇部	児童発達支援センターうべつくし園
下関	下関市こども発達センター
長門	長門市デイ・ケアセンターあゆみ
萩	子ども発達支援センターからふる

ペアレント・メンター養成研修の実施

発達障害児（者）の子育て経験のある親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者の養成や活動支援等を通じて、発達障害児（者）の家族同士が支え合える体制の構築を図る。

発達障害児（者）家族支援協議会の開催

ペアレント・メンター等家族支援のあり方について検討する。

(ウ) 成果

県内9圏域の児童発達支援センター等において、スクラムの結成、ペアレント・メンター相談会の開催、リソースブックの作成、支援者養成研修の開催、保護者向け啓発イベントの開催が行われている。

当事業は平成28年度から実施されており、3年で事業の見直しを行うことから、平成31年度には過年度の取組とその成果を踏まえ事業の見直しを実施される予定である。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	-	6,000	6,000
決算額	-	5,506	6,091

当事業は平成28年度から実施している。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	5,400	随意契約	一般社団法人岩国市医師会 外 8 件
平成 28 年度	5,400	随意契約	一般社団法人岩国市医師会 外 8 件
平成 27 年度	-		

当事業は平成 28 年度から実施している。

(イ) 委託契約の概要

契約名	業務委託契約（発達障害児地域支援体制強化事業）
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	支援機関による連携事業体「スクラム（地域名）」の結成、ペアレント・メンターの養成及び活動支援、支援のため教養ツール（リソースブック）の作成、支援者養成研修の開催、イメージ向上のための保護者向け啓発イベントの開催
委託業者名	一般社団法人岩国市医師会 外 8 法人
契約方法	随意契約
契約方法の 選択理由	発達障害児者支援に関する専門的な知識経験が必要であること、各児童発達支援センター等を中心とする支援機関の連携強化と支援力の向上のためには、各地域の児童発達支援センター等を運営する法人に委託する方が効率的・効果的であること。

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	269	発達障害児(者)家族等支援協議会等委員謝金及び研修外部講師謝金
旅費	178	発達障害児(者)家族等支援協議会等委員旅費及び研修外部講師旅費、職員旅費等
需要費	11	消耗品代

委託料	5,400	発達障害児地域支援体制強化事業業務委託(9圏域)
使用料及び賃借料	22	研修会会場使用料、高速道路利用料金
償還金、利子及び割引料	211	過年度国庫補助金返還
合計	6,091	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	2,997	49.2%
その他	-	-
一般財源	3,094	50.8%
合計	6,091	100.0%

キ 根拠法令等：発達障害者支援法、発達障害児地域支援体制強化事業実施要綱、山口県ペアレント・メンター支援事業実施要綱、山口県発達障害児(者)家族支援協議会設置要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・山口県発達障害児(者)家族支援協議会資料の閲覧並びに担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】成果報告書の記載漏れについて(合規性)

平成29年度発達障害児地域支援体制強化事業成果報告書を閲覧したところ、「保護者向け啓発イベントの開催」に関する実績が未記入の報告書が1件あった。未記入であった理由について担当者に質問したところ、事業は実施されているが受託者が記載を失念していたとのことであった。

成果報告書は、業務が仕様書通りに実施されたかどうかを確認する書類であるから

実績を漏れなく記載するように委託先に指導することが必要である。

【指摘事項】委託料に関する見積書の明細について（経済性・効率性）

発達障害児地域支援体制強化事業に関する委託契約に際して、健康福祉部障害者支援課では予定価格を決めており、平成 29 年度においては 1 法人当たり 600,000 円と算出されていた。

一方、委託先の法人から提出を受けている委託料の見積書記載金額は、全法人について 600,000 円となっていた。更に、見積書の様式が任意となっていることから、委託先の法人によっては見積りの明細が添付されていないものもあり、見積りの詳細が不明なものがあつた。

発達障害児地域支援体制強化事業は、委託先の法人によって計画している事業内容の詳細が異なるのが通常であり、事業内容の詳細に対応した見積の明細を添付するように委託先に指導することが必要である。

3 児童保護費

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的及び内容

児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、障害児入所施設等への入所を次の場合に限り県知事（の委託を受けた児童相談所長）が措置する。

保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合

保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合

保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

(イ) 成果（各月初日措置人員累計）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
措置児童数	393 人	465 人	472 人

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	170,003	162,298	196,575
決算額	138,612	169,221	186,338

措置児童数により当初予算額と決算額に差異が発生する。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	179,030		社会福祉法人山口県社会福祉事業 団 外 4 件
平成 28 年度	166,804		社会福祉法人山口県社会福祉事業 団 外 5 件
平成 27 年度	135,595		社会福祉法人山口県社会福祉事業 団 外 5 件

児童福祉法に基づく措置

平成 27 年度から平成 28 年度の委託料増加は措置児童数の増加によるものである。

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	179,030	障害児入所施設への措置入所に係る経費
使用料及び賃借料	199	パソコンリース料
償還金	7,109	国庫償還金
合 計	186,338	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	90,466	48.5%
その他	736	0.4%
一般財源	95,136	51.1%
合計	186,338	100.0%

「その他」については世帯収入に応じた施設生活費の徴収金である。

キ 根拠法令等：児童福祉法 27 条第 1 項第 3 号

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意に 1 施設につき、毎月の措置児童数報告及び交付要綱上の単価(国よる単価改訂後)による乗数が請求額となっていることを確認した(施設からの請求用措置児童数報告と別途児童相談所からの措置決定人数を照合している)。 ・ 交付要綱に基づく県から国への実績報告書を閲覧した。 (中央児童相談所・下関児童相談所) ・ 措置委託費について、保護単価が国の示している基準に準拠しているかどうかについて検討を行った。
【有効性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置すべき対象児童を網羅的に把握する方法について質問した。なお、措置決定権は児童相談所にあり措置または契約による利用判断は各児童相談所にて行われている。 (中央児童相談所・下関児童相談所) ・ 措置入所等が適切な児童相談所内での検討を経て実施されているかどうかについて担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。
【経済性・効率性】	<p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付要綱に沿って措置費が支弁されていることを確認した。 ・ 障害児施設徴収金(徴収金基準額)の債権管理手続きについて質問した(債権管理自体は管轄の児童相談所が執り行っている)。 (中央児童相談所・下関児童相談所) ・ 措置委託費について、保護単価が国の示している基準に準拠しているかどうかについて検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

記載すべき指摘事項及び意見はない。

環境政策部 男女共同参画課

1 男女共同参画推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

第4次山口県男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」）に基づき、市町や関係機関・団体等と連携して、3つの基本目標

基本目標1 男女が共に活躍できる地域社会づくり

基本目標2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

基本目標3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

を中心に、男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現を目指し、効果的な普及啓発の推進等、諸施策を展開する。

(イ) 内容

基本計画に基づき、男女共同参画推進事業として4つの事業を実施する。

区分	内容
男女共同参画推進 連携会議	家庭や地域、職場、学校などあらゆる分野において男女共同参画の取組を推進するため、企業、民間団体、各種関係機関等による民間主体の男女共同参画推進のための基盤となる組織を設け、原則年1回、連携会議を開催し、各分野との情報や意見交換等を行うとともに、構成団体等への男女共同参画の浸透を図る。
年次報告（男女共同参画白書）	男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について、山口県男女共同参画推進条例に基づき、県議会への報告を行う。また、県民に広く情報提供を行う。
男女共同参画推進 月間事業	男女共同参画に関する県民意識の醸成と取組の促進に向け、県男女共同参画推進条例に定める「男女共同参画推進月間」である10月に、県民の各界各層を対象とした、幅広い、かつ、集中的な普及啓発活動を効果的に実施する。
男女共同参画推進 事業者認証事業	仕事と家庭・地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、ポジティブ・アクションなど、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者・団体等を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報提供を通じ男女共同参画を推進

	する気運の醸成を図る。
--	-------------

(ウ) 成果

区分	内容
男女共同参画推進 連携会議	平成 29 年 7 月 26 日に開催され、29 団体中 25 団体が出席。各団体の取組報告や意見を通じて男女共同参画の浸透が図られた。
年次報告（男女共同参画白書）	市町、企業、民間団体等と連携した男女共同参画フォーラム等の普及啓発の実施や女性の活躍推進に向けた取組や翌年度に講じようとする施策等を掲載した白書を作成。県議会向け 200 部、県民他向け 100 部を配布し、同時にホームページにおいて公表した。
男女共同参画推進 月間事業	推進月間である 10 月に、小中高等学校、専門学校等から募集したポスターコンテストを実施、平成 29 年 10 月 28 日に開催した男女共同参画フォーラムにおいて表彰式を実施。フォーラムでは団体の活動紹介・展示や 3 分科会の成果報告、講演を実施した。 また、月間中の関連行事を掲載したチラシやポスターを作成し、幅広く普及啓発を行った。
男女共同参画推進 事業者認証事業	平成 29 年度末の認証件数は 558 件となり、基本計画目標指数の基準値である平成 26 年度 399 件から平成 29 年度目標件数 550 件を達成した。各認証事業者の取組事例集を 2,500 部作成・配布。ホームページで公表し、普及啓発を行った。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	3,711	2,968	2,672
決算額	2,924	2,449	2,166

旅費及び需用費等の圧縮、削減により予算額、決算額とも減少している。

ウ 事業区分：継続事業

エ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
賃金	928	日々雇用職員
共済費	13	日々雇用職員雇用保険
報償費	250	男女共同参画推進連携会議委員報償費等
旅費	227	認証事業者企業訪問旅費、委員旅費等
一般需用費	709	取組事例集、白書印刷費等
食糧費	4	男女共同参画推進連携会議委員湯茶
役務費	19	通信費
使用料及び賃借料	16	高速道路料金
合 計	2,166	

オ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	394	18.2%
その他	3	0.1%
一般財源	1,769	81.7%
合 計	2,166	100.0%

その他：雇用保険本人負担分

カ 根拠法令等：男女共同参画社会基本法、山口県男女共同参画推進条例

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法、山口県男女共同参画推進条例、基本計画に従い、事業が実施されているか確認した。 ・業務報告、成果物、起案書、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連法令及び規則との整合性を検証した。 ・実施事業における委員報償費、旅費について、議事録、出席者名簿、日程等各種資料、また成果物についての物品購入通知書、各種資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連法令及び規則との整合性を検証した。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・成果にかかる資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業の手法や実績を検証した。 ・予算策定時の事業計画について当初予算額と決算額の比較分

	析、関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。
【経済性・効率性】	・実施事業における賃金、委員報償費、旅費及び印刷製本費等について、開催場所、委員名、日程等各種資料、物品購入通知書の閲覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】ポスターコンテストについて（有効性）

本事業において、男女共同参画推進月間に実施されるポスターコンテストは、表彰式がニュース等により放送されるなど、普及啓発活動が実施されている。応募状況について、一部の小中高等学校等に留まっているものの、毎年新たな学校等からの応募もある。

各学校も多忙の中、学校単位の応募は難しいところもあると思われるが、効果的な普及啓発活動の推進のためには一部の小中高等学校等のみならず県下一円からより幅広く応募がなされるよう各学校に働きかけをしていくべきである。

2 輝く女性応援事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

女性管理職の増加をはじめとする女性の活躍を促進するため、県内企業、女性就業者、女性団体等を対象に課題に応じた施策を展開することにより、女性が輝く地域社会の実現を図る。

(イ) 内容及び成果

やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度

平成 28 年度から新規創設及び募集を開始し、平成 28 年度末は登録事業者数 32 社であったが、平成 29 年度末は 60 社となっている。当該宣言は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現する気運の醸成を図るため、女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行うことを宣言するものである。宣言事業者は県からの広報支援を受け企業のイメージアップや人員確保に役立てることができる。また、女性の活躍推進に関する情報や、県の行うセミナー等の情報提供を受けることができ、更に県中小企業制度融資「女性活躍応援資金」の利用ができるようになっている。

中小企業の女性活躍加速化支援（女性活躍推進法行動計画策定セミナー開催）

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況は、300 人以下の企業の

届出数が中国地方の中でも低調であり、行動計画の策定支援セミナーを実施し、届出支援を行った。セミナー参加者は定員 30 人に対し 34 人であり、支援を必要とする企業の存在は明らかで、ニーズにマッチした取り組みと言える。実際の届出件数は、平成 30 年 3 月時点で目標 40 社に対し 28 社となっているが、当セミナー実施後の、届出件数は徐々に増加している。中小企業にとっては、女性活躍推進の取組が必要且つ重要と理解していても、資金面やマンパワー面からハードルが高いものとなっており、引続きの支援を予定している。

輝く女性管理職ネットやまぐちの運用

県内事業所の課長級以上の女性管理職を対象として、4 回に渡って女性の活躍推進に向け取り組むべき課題を決定し、企画立案と実施に向けた勉強会を行い最終回では発表し、企画のブラッシュアップを行うというチーム活動を実施した。平成 29 年度は定員 15 人に対し 16 人が受講し、累計参加人数は 34 人と目標の 30 人を上回った。女性管理職ネットの活動は、女性管理職の業務スキルアップのみでなく、交流・情報交換の場として互いの問題解決や支え合いなどに役立ち、参加者アンケートの結果も満足度の高いものとなっている。

山口県女性活躍推進知事表彰

様々な分野でチャレンジし、地域で活躍する女性等の功績を称えるとともに、身近なロールモデルを示すことで、県民の理解と関心を高めるため平成 28 年度に創設し、平成 29 年度は、女性のチャレンジ賞 3 名、男女共同参画社会づくり功労賞 1 名を男女共同参画フォーラムの式典において表彰した。

男女共同参画活動促進事業

地域活動の活発化及び参加団体の増加を応援し、女性活躍推進の気運を醸成する目的で、地域で活動する団体のリーダー又はリーダーを目指す方等を対象として、平成 29 年度は 4 回の学習会若しくは交流会を実施した。

女性の活躍推進における市町補助事業

地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が女性活躍推進に基づく推進計画を策定し、女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することを支援するための補助事業である。「輝く女性応援事業」の中で平成 29 年度から実施。

【補助対象事業】

岩国市 補助額 783 千円（事業費 1,567 千円に対して 2 分の 1）

【内容】

ワーク・ライフ・バランスの推進やポジティブアクションの意識啓発を行い、

職業生活における女性の活躍推進を図る。

拠点における交流機能の強化のための補助事業

女性団体等が活動を進めていく上で課題となっている山口県婦人教育文化会館の使用料に対する補助制度を創設し、拠点における団体活動の活性化を図る。

補助額は、1回1万円を上限として、全額

【実績】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
19 件	20 件	17 件

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	9,355	10,479	6,459
決算額	4,552	5,456	4,758

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	2,420	随意契約	(株)YMFG ZONE プラニング 外 1 件
平成 28 年度	3,939	随意契約	山口県商工会議所連合会 外 3 件
平成 27 年度	4,024	随意契約	山口県経営者協会 外 2 件

(イ) 委託契約の概要

契約名	「輝く女性管理職ネットやまぐち」企画・運営業務		
契約期間	平成 29 年 5 月 31 日～平成 30 年 2 月 28 日		
業務内容	女性管理職に対する意識改革を促すとともに、自主的な女性管理職の社外ネットワークの形成につながる活動の企画・運営の実施		
委託業者名	(株)YMFG ZONE プラニング		
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）		
契約方法の 選択理由	業務内容が、独創性、創造性等を要する業務であり、単なる価格競争に適さないため。		
予定価格	1,920 千円	委託金額	1,920 千円

入札状況	1者入札
------	------

契約名	「団体向け学習会&交流会」企画・運営業務		
契約期間	平成29年7月13日～平成30年2月28日		
業務内容	女性団体や男女共同参画社会の実現を目的とするNPO法人等の一層の活性化に向け、団体の意識改革や人材育成、団体同士の交流に資するよう、団体のリーダー等を対象とした学習会と交流会の企画・運営の実施		
委託業者名	山口県女性団体連絡協議会		
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）		
契約方法の選択理由	業務内容が、独創性、創造性等を要する業務であり、単なる価格競争に適さないため。		
予定価格	500千円	委託金額	500千円
入札状況	1者入札		

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、交付金の名称	交付先名称
平成29年度	902	山口県地域女性活躍推進補助金 山口県男女共同参画活動拠点施設利用補助金	岩国市(783千円) やまぐちネットワークエコー 外6件(119千円)
平成28年度	158	山口県男女共同参画活動拠点施設利用補助金	やまぐちネットワークエコー 外6件
平成27年度	159	山口県男女共同参画活動拠点施設利用補助金	やまぐちネットワークエコー 外6件

工 事業区分：継続事業

オ 平成29年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成29年度決算額	主な内容
報償費	797	女性活躍推進法行動計画策定セミナー講師報償費等

旅費	181	女性活躍推進法行動計画策定セミナー講師旅費、宣言事業者勸奨のための企業訪問旅費等
一般需用費	432	女性活躍推進法行動計画策定セミナー資料作成代、コピー用紙代等
役務費	19	通信費
委託料	2,420	輝く女性管理職ネットやまぐち運営委託料、団体向け学習会&交流会運営委託料
使用料及び賃借料	7	高速道路料金
負担金補助及び交付金	902	山口県地域女性活躍推進補助金、拠点施設利用補助金
合計	4,758	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	3,125	65.7%
その他	-	-
一般財源	1,633	34.3%
合計	4,758	100.0%

キ 根拠法令等：女性活躍推進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付（山口県地域女性活躍推進補助金、山口県男女共同参画活動拠点施設利用補助金）について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・「セミナー」及び「研修」の効果についてアンケート及び目標値対実績値を分析することにより有効性について検討した。
【経済性・効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】中小企業の女性の活躍加速化支援（女性活躍推進法行動計画策定セミナー）について（有効性）

当セミナーは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務となっている従業員数 300 人以下の中小企業を対象として、その策定を支援し実際に届出を行ってもらうことを目的として実施された。セミナー参加者は定員 30 人に対し 34 人であり、支援を必要とする企業の存在は明らかで、ニーズにマッチした取り組みと言える。実際の届出件数は、平成 30 年 3 月時点で目標 40 社に対し 28 社となっている。

平成 30 年 3 月時点の山口県内の中小企業者の届出数は目標届出社数を下回っているが、当セミナー実施後の届出件数は増加をしていることから、今後、具体的にどのような支援が有効なのかを見極めつつ実施する必要がある。

商工労働部 経営金融課

1 女性創業サポート事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

子育て期にあたる女性労働力率の低下の解消や、女性の活躍促進を図るため、女性向けの創業支援を実施。

(イ) 内容

区分	内容
スタートアップ講演会・ミニセミナーの開催	セミナー受講者募集に向けて、基調講演やパネルディスカッションや個別相談等を実施
女性創業セミナーの開催	県内2か所で、「経営能力向上編」、「ビジネス応用編」を実施
フォローアップセミナーの開催	セミナー受講者、修了者の創業へ向けたフォローアップの実施
日本政策金融公庫と地元金融機関による融資の仕組み	ビジネスプランのブラッシュアップ支援や協調融資への橋渡し

(ウ) 成果

県の基本方針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」では、平成29年度に年間26件の創業件数を目標としている。

平成30年5月末時点での創業数等の実績は以下のとおりである。

		受講者数	修了者数	創業数	修了者の 操業割合	創業 見込数
受 講 年 度	平成26年度	41	36	13	36%	-
	平成27年度	63	53	29	55%	1
	平成28年度	46	37	22	59%	4
	平成29年度	51	43	17	40%	10
合 計		201	169	81	48%	15

創業数の創業年度別の実績は以下のとおりである。

		創業年度					
		H26	H27	H28	H29	H30	計
受	H26	10	3				13

講 年 度	H27		12	16	1		29
	H28			7	15		22
	H29				16	1	17
合 計		10	15	23	32	1	81

創業年度別の創業件数の推移を見ると平成 29 年度に創業した件数は 32 件であり、目標の 26 件を上回っている。

イ 予算額と決算額の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	24,746	15,963	15,963
決算額	22,000	15,963	15,963

増減理由についてはウ(ア)で記載している。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	15,963	随意契約	(公財)やまぐち産業振興財団
平成 28 年度	15,963	随意契約	(公財)やまぐち産業振興財団
平成 27 年度	22,000	随意契約	(公財)やまぐち産業振興財団

平成 27 年度は県内 3 か所で女性創業セミナーを開催していたが平成 28 年度から県内 2 か所での開催に変更しているため委託料が減少している。

(イ) 委託契約の概要

契約名	女性創業セミナー実施業務委託
契約期間	平成 29 年 5 月 10 日～平成 30 年 3 月 31 日
業務内容	事業の管理運営、スタートアップ講演会の実施、ミニセミナーの実施、女性創業セミナーの実施、フォローアップセミナーの実施、e-ラーニングの運用
委託業者名	公益財団法人やまぐち産業振興財団
契約方法	単独随意契約
契約方法の 選択理由	(公財)やまぐち産業振興財団は、これまでの実績から、本事業の実施に係る創業、事業化支援のノウハウの蓄積及び県内全域における相談、支援体制を有しており、事業の円滑な実施及

	びこれまでの取組と連携した実施による事業効果の早期発現が期待できる唯一の法人であるため。		
予定価格	15,963 千円	委託金額	15,963 千円

公益財団法人やまぐち産業振興財団からライフスタイル協同組合に再委託された業務委託契約の概要は以下のとおりである。

契約名	女性創業セミナー実施業務委託
契約期間	契約締結日（平成 29 年 5 月 30 日）から平成 30 年 3 月 20 日まで
業務内容	スタートアップ講演会の実施、ミニセミナーの実施、女性創業セミナーの実施、フォローアップセミナーの実施、e-ラーニングの運用
委託業者名	ライフスタイル協同組合
契約方法	随意契約（プロポーザル方式）
契約方法の 選択理由	創業セミナー実施業務にあたっては、カリキュラム構成や講師選定などに精通した専門業者において行うことが、受講者ニーズの把握や受講者数の確保、効率やコスト等の面から見て適当である。
入札状況	応募者 1 者
委託金額	14,700 千円

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	15,963	女性創業セミナー実施業務委託
合 計	15,963	

カ 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率
国庫	7,981	50.0%
その他	-	-
一般財源	7,982	50.0%

合計	15,963	100.0%
----	--------	--------

キ 根拠法令等：なし

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	・委託業者から提出された実績報告書の閲覧及び創業数等の実績について質問を実施して有効性について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続及び支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘事項】収支精算報告書について（合規性、経済性・効率性）

女性創業セミナー実施業務委託仕様書の5留意事項(7)に「委託事業終了後、実績報告書及び収支精算報告書を作成し、速やかに県へ提出すること」とあるが、公益財団法人やまぐち産業振興財団から実績報告書は提出されているが収支精算報告書は提出されていない。県としては実績報告書に記載されている「経費報告書」を収支精算報告書の代替として収支を捉えているとのことである。実績報告書に記載された「経費報告書」は以下のとおりである（金額単位は円）。

経費区分	金額	備考
需用費	341,775	消耗品
役務費	207,000	電話・通信費
雑役務費	714,225	臨時事務員
委託料	14,700,000	ライフスタイル協同組合
合計	15,963,000	内消費税 1,182,444円

「経費報告書」内訳のほとんどがライフスタイル協同組合への委託料が占めており、ライフスタイル協同組合に支払われた委託料が具体的にどのようなものにいくら使われたのかが分からない。県と再委託先は直接の契約関係にないため再委託先の業務に対して県は委託先を通して間接的にしか監理することができないため、当事業に係るライフスタイル協同組合の収支実績が分かる資料の提出を公益財団法人やまぐち産業振興財団に要求し、見積書との比較分析をして支出内容の妥当性を検証すべきである。

商工労働部 労働政策課

1 子育て女性等の活躍応援事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

子育て女性等を対象に、職場体験、短期実践研修、職業訓練等を実施し、就職に向けての不安の解消や就業意欲の醸成、職業能力の開発・向上を図ることにより、働く意欲のある子育て女性等の再就職を促進する。

(イ) 内容

【子育て女性等の就職意欲喚起】

職場体験研修

- ・ 企業を訪問し、仕事と子育てを両立する従業員と座談会
- ・ 企業担当者による両立支援の取り組みの紹介
- ・ 希望者には無料の託児サービスを提供

就職スキルアップ研修

項目	内容	研修日数等
座学研修	就職基礎力研修 ビジネス基礎研修 就職力向上研修	3時間×15日
企業実習	研修生の希望する企業での職場実習	3時間×5日
その他	・ 研修期間中及び研修後5日間は無料の託児サービスを提供 ・ チューター（担任）がカウンセリングを適時実施 ・ ハローワーク等と連携した就職支援の実施等	

就職マッチングイベント

気軽に多数の企業と面談できるマッチングイベント（託児付き）

- ・ 参加した全ての女性と全ての会社が面談
- ・ 就職面接では聞けないようなざっくばらんな面談が可能
- ・ すべての企業と面談することで女性も視野が拡大

【子育て女性等の職業訓練】

託児サービス付きの職業訓練

- ・ 訓練科目（一般事務・経理事務・介護実務等）3か月
- ・ 定員80人（短時間コース20人（全員託児付き）×1か所、及び、一般訓練（20

人)のうちの託児枠4人×15コース)

離職者再就職訓練の定員に母子家庭の母等枠を設定

- ・訓練科目(一般事務・経理事務・介護実務等)
- ・定員60人(1コース当たり3~4人)

(ウ)成果

職場体験研修

年度	事業所数	参加人数
平成27年度	7	10人
平成28年度	10	12人
平成29年度	51	123人

平成28年度は県の直営で実施していた。平成29年度から委託により実施することで事業所数と参加人数が増加。

就職スキルアップ研修

年度	募集定員	研修生	就職者	就職率
平成27年度	14人	9人	5人	55.6%
平成28年度	14人	15人	12人	80.0%
平成29年度	30人	16人	6人	37.5%

就職マッチングイベント

地区	参加企業	募集定員	参加者	就職者	就職率
山口	11社	15人	8人	5人	62.5%
岩国	8社	15人	6人	3人	50.0%
下関	10社	15人	4人	3人	75.0%
合計	29社	45人	18人	11人	61.1%

イ 予算額と決算額の推移

(単位:千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算額	51,740	51,003	58,627
決算額	20,243	16,898	24,614

平成27年度、平成28年度については、「子育て女性等の再就職支援事業」の金額を記載。「子育て女性等の再就職支援事業」は当事業「子育て女性等の活躍応援事業」の前身の事業である。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	24,387	随意契約	学校法人 YIC 学院 外 14 件
平成 28 年度	16,090	随意契約	学校法人 YIC 学院 外 14 件
平成 27 年度	19,239	随意契約	学校法人 YIC 学院 外 21 件

(イ) 委託契約の概要

契約名	平成 29 年度子育て女性等の活躍応援事業実施業務		
契約期間	平成 29 年 4 月 28 日～平成 30 年 3 月 30 日		
業務内容	事業の概要に記載の「子育て女性等の就職意欲喚起」の業務		
委託業者名	学校法人 YIC 学院		
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約		
契約方法の 選択理由	就業者数等の目標達成に向け、民間企業等から独自の創意工夫に基づいた提案を募ることとし、単なる価格競争による算定には適さないため。		
予定価格	9,999 千円	委託金額	9,990 千円
入札状況	2 社応募		

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
委託料	24,387	子育て女性等の活躍応援事業実施業務 委託 外 14 件
報償費	227	職業訓練における就職支援経費
合計	24,614	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
----	----	----

国庫	19,619	79.7%
その他	-	-
一般財源	4,995	20.3%
合計	24,614	100.0%

キ 根拠法令等：雇用対策法、女性活躍推進法、職業能力開発促進法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・起案書及び伺い書が適切に作成されているかどうか、契約に至る過程が適切であるかどうかについて、関連文書の閲覧等により検討を行った。
【有効性】	・実績報告書及び参加者からのアンケート結果の閲覧等により、事業の有効性について検討を行った。
【経済性・効率性】	・契約に含まれる見積額の積算に不合理なものがないかどうかについて、業務の仕様書に照らして検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】参加者の募集について（有効性）

就職マッチングイベントにおいては、アンケート調査によると参加企業及び参加者の事業に対する評価は良好であるものの、募集定員に比べて参加者が少ない状況となっている。県は、受託者と広報の方法について打ち合わせを行い、チラシ作成時にはその内容を確認しているほか、チラシ配布先への協力依頼が必要な場合は、県から直接、依頼文書・チラシを送付しているとのことである。チラシの配布先は主に幼稚園、公民館、子育て支援施設、ハローワークなどである。

県は、参加者が少ない原因を分析し、受託者と広報の方法やチラシの配布先などを再検討すべきである。

【意見】参加者の資格について（有効性）

就職マッチングイベントの対象者は、「スキルアップ研修又は別途実施する職業訓練修了生で未就職の者、就職を希望する子育て女性等（未就職者又は失業者であること）」となっているが、男性がマッチングイベントに参加をしている。

企業の人材確保の観点から幅広い求職者を参加させることは理解できるが、事業の主たる目的である子育て女性の再就職を促進するためには子育て女性の就業ニーズをより積極的に掘り起こす必要がある。

土木建築部 住宅課

1 三世代同居・近居推進事業

(1) 事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

(ア) 目的

多様なニーズに対応した子育て支援を推進するため、三世代同居・近居を促進し、子育て世帯の居住環境の整備を行う。

(イ) 内容

やまぐち三世代同居・近居推進協議会

ハウスメーカーや地元工務店、不動産事業者等と県・市町が連携して、三世代での同居や近居を希望する方への住まいに関する情報提供や相談対応等の支援を実施

普及プロジェクト

住宅展示場でのイベント開催や子育て・移住等イベントへの参加等により、支援制度等のPRを行うとともに、三世代同居・近居の気運を醸成

やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金

新たに三世代同居・近居を始める場合の現住居の改修費や中古住宅の取得費などに助成

<助成額>

区分	同居のため		同居・近居のため	
	増改築・リフォーム	中古取得	新築	
県内居住者	50万円		対象外	
UJイターン者	100万円		50万円	

やまぐち三世代同居・近居パスポート

県が発行するパスポートの提示による協賛企業の各種割引等の特典を活用し、子育て世帯の経済的負担を軽減

(ウ) 成果

やまぐち三世代同居・近居推進協議会

平成29年4月18日に開催。

普及プロジェクト(イベント参加実績)

開催日	イベント名称
-----	--------

平成 29 年 4 月 30 日	三世代同居・近居普及イベント (t y s ハウジングプラザサエラ)
平成 29 年 7 月 23 日	やまぐち暮らしフェア (東京国際フォーラム)
平成 29 年 8 月 13 日	三世代同居・近居普及イベント (KRY ハウジングサイト)
平成 29 年 8 月 20 日	三世代同居・近居普及イベント (t y s ハウジングプラザ宇部)
平成 29 年 10 月 22 日	やまぐち暮らしセミナー in 広島 (紙屋町シャレオ中央広場「地下街」)
平成 29 年 11 月 19 日	やまぐち暮らしセミナー in 福岡 (天神地下街イベントコーナー)
平成 29 年 11 月 26 日	やまぐち暮らしセミナー in 大阪 (ディアモール大阪内多目的空間ディアルーム)
平成 29 年 12 月 23 日	子育て支援メッセ (維新百年記念公園スポーツ文化センター)
平成 30 年 2 月 4 日	わいわいフェスタ ' 18 (ルネッサ長門)

やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付実績

(単位 : 件、千円)

項 目		平成 28 年度		平成 29 年度	
		件数	金額	件数	金額
県内居住者	同居	11	5,500	4	2,000
	同居・近居	10	5,000	6	3,000
UJI ターン者	同居	2	2,000	3	3,000
	同居・近居 (中古)	-	-	2	2,000
	同居・近居 (新築)	4	2,000	9	4,500
合 計		27	14,500	24	14,500

やまぐち三世代同居・近居パスポート発行実績

平成 28 年度	平成 29 年度
69	122

イ 予算額と決算額の推移

(単位 : 千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	-	20,573	17,897
決算額	-	19,435	17,096

平成 28 年度から事業開始。

ウ 委託料等執行状況

(ア) 委託料の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	契約方法	委託業者名
平成 29 年度	909	指名競争入札	(株)ストロベリーメディアアーツ
平成 28 年度	3,679	随意契約	(一社)山口県建築士会 外 1 件
平成 27 年度	-		

(イ) 委託契約の概要

契約名	三世代同居・近居に係る支援制度の活用事例 PR 映像制作業務委託		
契約期間	平成 29 年 12 月 27 日～平成 30 年 2 月 15 日		
業務内容	三世代同居・近居に係る支援制度の活用事例 PR 映像の制作		
委託業者名	(株)ストロベリーメディアアーツ		
契約方法	指名競争入札		
契約方法の 選択理由	業務の性質により、取組業者を優先選定することが困難であるため。		
予定価格	1,325 千円	委託金額	842 千円(税抜)
入札状況	4 者入札		

落札金額は 842,000 円であり、調査基準価格 888,212 円を下回っているが低入札価格調査を実施した結果、問題はないと判断し契約を締結している。

(ウ) 補助金等の過年度推移

(単位：千円)

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	14,500	やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金	A 氏 外 23 件
平成 28 年度	14,500	同上	T 氏 外 26 件

平成 27 年度	-		
----------	---	--	--

平成 28 年度から事業開始。

工 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
報償費	50	イベント講師謝金
旅費	754	県内外でのイベント旅費
一般需用費	651	チラシ・パスポート等印刷物作成費
役務費	152	広告料
委託料	909	PR 映像作成業務委託
使用料及び賃借料	80	高速道路利用料
負担金補助及び交付金	14,500	三世代同居・近居しようとする者への住宅支援補助金交付
合計	17,096	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	7,704	45.1%
その他	-	-
一般財源	9,392	54.9%
合計	17,096	100.0%

キ 根拠法令等：やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約の事務手続及び委託料の支払手続は、県の定める規則等に基づいて行われていることを確かめた。 ・補助金の交付について担当者への質問および関係書類の閲覧により交付要綱等に基づいて行われていることを確かめた。
【有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、イベントの開催状況、補助金の交付状況及びパスポート

	トの取得状況等について担当者への質問を実施し事業の効果について検討した。
【経済性・効率性】	・業務委託契約及び補助金の交付について関連資料の閲覧および担当者への質問を実施し、事務手続き、支出内容の妥当性を検討した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】「住民票の写し」のコピーが綴られていたことについて（合規性）

やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金の申請に関する資料ファイルの中に、申請者の「住民票の写し」のコピーが1件綴られていた。

申請者が住民票の写しのコピーを持ってきたのではなく対応した県職員が住民票の写しのコピーをとったのであれば、対応した県職員がコピーに対して原本と相違ないことを確認した旨のコメントを記載し、対応した県職員の押印をしておくなど原本を確認したことが分かるようにするべきである。

教育庁 義務教育課

1 多子世帯応援保育料等軽減事業（幼稚園分）

（1）事業の概要

ア 事業目的、内容及び成果

（ア）目的

安心して子供を産み育てることができる育児環境の充実と少子化対策に資するため、第3子以降の世帯への経済的支援を行い、保育料等の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。

（イ）内容

満3歳以上の子ども（現に扶養している子供のうち第3子以降のいる世帯）の幼稚園に係る保育料（上限額 308,000 円）について、幼稚園就園奨励費による補助後の補助者負担額又は施設型給付を受ける場合の保護者負担部分に対し、当該世帯の所得階層区分に応じ 1/2 又は 1/4 の補助を行う。

（ウ）成果

多子世帯の保育料等の子育てに係る経済的負担を軽減するものである。

イ 予算額と決算額の推移

（単位：千円）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算額	74,015	47,011	45,996
決算額	47,216	42,213	40,793

ウ 委託料等執行状況

（ア）補助金等の過年度推移

（単位：千円）

	決算額	負担金、補助金、 交付金の名称	交付先名称
平成 29 年度	40,793	多子世帯応援保 育料等軽減事業 費補助金	宇部市 外 15 市町
平成 28 年度	42,213		宇部市 外 15 市町
平成 27 年度	47,216		宇部市 外 15 市町

エ 事業区分：継続事業

オ 平成 29 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 29 年度 決算額	主な内容
負担金補助金及び 交付金	40,793	市町への多子世帯応援保育料等軽減事 業に係る補助金交付
合 計	40,793	

カ 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率
国庫	-	-
その他	-	-
一般財源	40,793	100.0%
合 計	40,793	100.0%

キ 根拠法令等：子ども・子育て支援法

(2) 監査要点と実施した手続

監査要点	実施した手続
【合規性】	・補助金交付要綱及びその他適切に起案決済がなされているかどうかについて起案書及び伺い書を閲覧及び質問により合規性について問題はないものと判断した。
【有効性】	・市町からの補助申請及び実績報告に基づいて支出されており、多子世帯の保育料を軽減するものであることから事業の有効性はあるものと判断した。
【経済性・ 効率性】	・市町が、軽減した保育料の一部または全部を補助するものであり、事業の経済性について問題はないと判断した。

(3) 監査の結果及び意見

補助金交付要綱について「健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども政策課
12 多子世帯多子世帯応援保育料等軽減事業」で記載した「【意見】補助金交付要綱
の記載について(合規性)」と同内容であるため記載を省略する。

上記以外に記載すべき指摘事項及び意見はない。

以上